

土壤汚染対策法・施行令・省令 三段表

土壤汚染対策法施行規則等関係省令様式

- ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令に係る様式
- ・汚染土壤処理業の許可の申請の申請の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令に係る様式
- ・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令に係る様式

土壤汚染対策法の一部を改正する法律関係通知

- ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（環水大土発第 100305002 号）
- ・汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について（環水大土発第 100226001 号）
- ・汚染土壤の運搬に関する基準等について（環水大土発第 100310001 号）

土壤汚染対策法の一部を改正する法律関係告示

- ・要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準を定める件（環境省告示第 23 号）
- ・汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件（環境省告示第 24 号）
- ・大気有害物質の量の測定方法を定める件（環境省告示第 25 号）

土壤汚染対策法・施行令・省令 三段表

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)	土壌汚染対策法施行令 (平成十四年政令第三百三十六号)	土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号)
第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 土壌汚染状況調査（第三条―第五条） 第三章 区域の指定等 第一節 要措置区域（第六条―第十条） 第二節 形質変更時要届出区域（第十一条―第十三条） 第三節 雑則（第十四条・第十五条） 第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制 第一節 汚染土壌の搬出時の措置（第十六条―第二十一条） 第二節 汚染土壌処理業（第二十二条―第二十八条） 第五章 指定調査機関（第二十九条―第四十三条） 第六章 指定支援法人（第四十四条―第五十三条） 第七章 雑則（第五十四条―第六十四条） 第八章 罰則（第六十五条―第六十九条） 附則		
第一章 総則		
（目的） 第一条 この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。		
（定義） 第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。	（特定有害物質） 第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。 一 カドミウム及びその化合物 二 六価クロム化合物 三 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はC A T） 四 シアン化合物 五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ） 六 四塩化炭素 七 一・二―ジクロロエタン 八 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン） 九 シス―一・二―ジクロロエチレン 十 一・三―ジクロロプロペン（別名D―D） 十一 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	

<p>2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項、第四条第二項及び第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。</p>	<p>十二 水銀及びその化合物 十三 セレン及びその化合物 十四 テトラクロロエチレン 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム) 十六 一・一・一—トリクロロエタン 十七 一・一・二—トリクロロエタン 十八 トリクロロエチレン 十九 鉛及びその化合物 二十 砒素及びその化合物 二十一 ふっ素及びその化合物 二十二 ベンゼン 二十三 ほう素及びその化合物 二十四 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB) 二十五 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)</p>	
<p>第二章 土壌汚染状況調査</p>		
<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(次項において単に「特定施設」という。))であって、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p>		<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。))第八条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 当該土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設(法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)を設置していた者である場合(同項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日</p> <p>二 当該土地の所有者等が法第三条第二項の通知を受けた者である場合(法第三条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。)</p>

		<p>当該通知を受けた日</p> <p>三 法第三条第一項ただし書の確認が取り消された場合 第二十一条の通知を受けた日</p> <p>2 法第三条第一項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</p> <p>三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>四 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項</p> <p>五 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</p> <p>六 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第三十三条の技術管理者をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の交付番号</p> <p>（土壤汚染状況調査の方法）</p> <p>第二条 法第三条第一項の環境省令で定める方法は、次条から第十一条までに定めるとおりとする。</p> <p>（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）</p> <p>第三条 土壤汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、調査対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。</p> <p>2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、当該調査対</p>
--	--	---

		<p>象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類 二 法第四条第二項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類 三 申請に係る調査（法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類 <p>3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、当該調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>6 調査実施者は、第一項の規定により把握した情報により、調査対象地を当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第三十一条第一項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地 二 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていな
--	--	--

		<p>い旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地</p> <p>三 前二号に掲げる土地以外の土地 (試料採取等を行う区画の選定)</p> <p>第四条 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。</p> <p>2 前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。</p> <p>3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。</p> <p>一 前条第六項第三号に掲げる土地を含む単位区画</p> <p>二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画</p> <p>イ 前条第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が令第一条第六号から第十一号まで、第十四号、第十六号から第十八号まで又は第二十二号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割された調査対象地のそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画</p>
--	--	---

		<p>(2) 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画</p> <p>ロ 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質以外の特定有害物質の種類である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画</p> <p>(2) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にあるすべての一部対象区画 (土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例)</p> <p>第五条 調査実施者は、法第四条第二項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの(当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。</p> <p>(試料採取等の実施)</p> <p>第六条 調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画(以下「試料採取等区画」という。)の土壌について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。</p> <p>一 第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壌ガス調査」という。)</p> <p>二 令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類(以下「第二種特定有害物質」という。) 土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壌溶出量調査」という。)並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壌含有量調査」という。)</p> <p>三 前二号に掲げる特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類(以下「第三種特定有害物質」という。) 土壌溶出量調査</p>
--	--	--

		<p>2 土壌ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 試料採取等区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壌中の気体（当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、環境大臣が定める方法により採取すること。</p> <p>二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を採取すること。</p> <p>二 前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあつては、同号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。</p> <p>三 第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあつては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。</p> <p>二 前号の規定により混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画にお</p>
--	--	---

		<p>ける任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。</p> <p>(三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)</p> <p>第七条 調査実施者は、第四条第三項(同項第二号イに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準(以下「地下水基準」という。)に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画(試料採取等区画であるものを除く。)において、土壌ガス調査を行うものとする。</p> <p>2 調査実施者は、第四条第三項(同項第二号ロに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。</p> <p>3 前条第五項の規定は、前二項の規定による土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。</p> <p>(土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定)</p> <p>第八条 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該試料採取等対象物質に係る試料採取等を行うものとする。</p> <p>2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該地点において、次の土壌(イ及びロにあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。)の採取を行うこと。</p> <p>イ 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌)</p> <p>ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートル</p>
--	--	---

		<p>の土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壤）</p> <p>ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）</p> <p>ニ 帯水層の底面の土壤（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p> <p>二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>（試料採取等の結果の評価）</p> <p>第九条 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、前条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った試料採取等区画（同号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであつた場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準</p> <p>二 別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準</p> <p>2 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準</p> <p>二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準</p> <p>三 土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤含有量基準</p> <p>（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府</p>
--	--	---

		<p>県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例)</p> <p>第十条 調査実施者は、法第五条第一項に規定する命令（令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地に前条の規定により土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。</p> <p>一 令第三条第一号イに該当する場合</p> <p>イ 当該調査対象地において基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。この号ロ及び次号イにおいて同じ。）が存在することが明らかである部分における任意の地点において帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ 当該調査対象地において基準不適合土壤が存在することが明らかである部分における任意の地点において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壤の採取を行い、採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>(1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 第八条第二項第一号の土壤</p> <p>(2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤（イ）にあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。）</p> <p>イ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 五十センチメートルまでの土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤）</p> <p>ロ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）</p> <p>ハ 帯水層の底面の土壤（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p> <p>二 令第三条第一号ロに該当する場合</p>
--	--	--

		<p>イ 当該調査対象地において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分における任意の地点において帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取し、当該地下水に含まれる調査対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において前号ロの土壌の採取を行い、採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>2 前項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 単位区画のすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域</p> <p>二 単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号ロの土壌の採取を行い、採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該調査対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域</p> <p>3 前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第一号ロの土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、前項第二号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う第一項第一号ロの土壌の採取をもって、前項第二号に規定する土壌の採取に代えることができる。</p> <p>（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略）</p> <p>第十一条 調査実施者は、第三条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。</p> <p>2 前項の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わな</p>
--	--	--

		<p> かつたときは、調査対象地の区域を、試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であって、第三条第一項の規定による調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を省略したときは、特定有害物質。以下この項において同じ。）について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。 </p> <p> （第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例） </p> <p> 第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第五条、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。 </p> <p> 2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。 </p> <p> 3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であつて、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画（前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであつた単位区画を除く。）の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。 </p> <p> 一 土壤溶出量基準に適合しなかつたとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準 </p> <p> 二 第二溶出量基準に適合しなかつたとき 第二溶出量基準 （試料採取等を行う区画の選定等の省略） </p> <p> 第十三条 調査実施者は、第四条第三項及び第五条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。 </p> <p> 2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかつたときは、調査対象地の区域（すべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、試料採取等対象物質 </p>
--	--	--

		<p>について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>(試料採取等の省略)</p> <p>第十四条 調査実施者は、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。</p> <p>一 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。</p> <p>二 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。</p> <p>三 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しないものであること。</p> <p>2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画</p> <p>二 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画</p> <p>三 第四条第三項（同項第二号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画</p> <p>四 第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するもの</p>
--	--	--

		<p>であった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画</p> <p>五 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画</p> <p>(法施行前に行われた調査の結果の利用)</p> <p>第十五条 調査対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで及び第十条の規定による試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。</p>
<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和三十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(次項において単に「特定施設」という。)であって、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p>		<p>(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)</p> <p>第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</p> <p>三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類</p> <p>四 確認を受けようとする土地の場所</p> <p>五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。</p> <p>一 工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設置していたもの、又は当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。</p> <p>二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を</p>

<p>2 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あら</p>	<p>（土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）</p> <p>第二条 法第三条第三項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。</p>	<p>含む。）として利用されること。</p> <p>三 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）（第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。）であること。</p> <p>3 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。</p> <p>4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により届け出なければならない。</p> <p>（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）</p> <p>第十七条 法第三条第二項の通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。</p> <p>（有害物質使用特定施設の使用の廃止等に関し通知すべき事項）</p> <p>第十八条 法第三条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</p> <p>三 法第三条第一項の報告を行うべき期限</p> <p>（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）</p>
---	---	--

<p>はじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p>		<p>第十九条 法第三条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日 三 利用の方法を変更しようとする土地の場所 四 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法 (法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所)</p> <p>第二十条 法第三条第五項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第三号の土地の場所について行うものとする。 (法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知)</p> <p>第二十一条 都道府県知事は、法第三条第五項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。</p>
<p>(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)</p> <p>第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>		<p>(土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)</p> <p>第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。 (土地の形質の変更の届出)</p> <p>第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の形質の変更(法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。)をしようとする場所を明らかにした図面 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書</p> <p>第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 三 土地の形質の変更の規模 (土地の形質の変更の届出を要しない行為)</p> <p>第二十五条 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当しない行為 イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。</p>

<p>2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p>		<p>ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。 二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの 三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更 （特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準） 第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。 （特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令） 第二十七条 法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。 一 法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由 二 法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限</p>
<p>（土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査） 第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地がある</p>	<p>（土壌汚染状況調査の対象となる土地の基準） 第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 次のいずれかに該当すること。</p>	

<p>と認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p>	<p>イ 当該土地の土壌の特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。</p> <p>ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。</p> <p>ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定</p>	<p>（土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準）</p> <p>第二十八条 令第三条第一号イの環境省令で定める基準は、土壌溶出量基準とする。</p> <p>2 令第三条第一号ハの環境省令で定める基準は、土壌含有量基準とする。</p> <p>（地下水の水質の汚濁に係る限度）</p> <p>第二十九条 令第三条第一号イの環境省令で定める限度は、地下水基準とする。</p> <p>（地下水の利用状況等に係る要件）</p> <p>第三十条 令第三条第一号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。</p> <p>一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>二 地下水を水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口</p> <p>三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点</p>
--	--	--

<p>2 都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p>	<p>める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第五条第一号ロにおいて同じ。）であること。</p> <p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。</p> <p>ロ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項 ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後五年以内の鉱山の敷地であった土地であること。</p> <p>（土壌汚染状況調査の命令）</p> <p>第四条 法第五条第一項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>一 法第五条第一項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類</p> <p>二 法第五条第一項の規定による報告を行うべき期限</p> <p>2 前項第一号に掲げる土地の範囲及び特定有害物質の種類は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。</p>	
<p>第三章 区域の指定等</p>		
<p>第一節 要措置区域</p>		
<p>（要措置区域の指定等）</p> <p>第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措</p>		<p>（区域の指定に係る基準）</p> <p>第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の違いに</p>

<p>置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。</p> <p>一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。</p> <p>二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。</p> <p>4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の指定に係る区域(以下「要措置区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。</p>	<p>(要措置区域の指定に係る基準)</p> <p>第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号イの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件に該当すること。</p> <p>ロ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号ハの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。</p> <p>二 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。</p>	<p>応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。</p> <p>2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。</p> <p>(要措置区域の指定の公示)</p> <p>第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置(法第七条第三項に規定する指示措置をいう。)(法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等(法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。))を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。</p> <p>一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番</p> <p>二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向</p> <p>三 平面図</p>
<p>(汚染の除去等の措置)</p> <p>第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定</p>		<p>(要措置区域内の土地の所有者等に対する指示)</p> <p>第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を</p>

<p>めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかでない場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で</p>		<p>記載した書面により行うものとする。</p> <p>一 汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき土地の場所</p> <p>二 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由</p> <p>三 汚染の除去等の措置を講ずべき期限</p> <p>2 前項第一号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。</p> <p>3 第一項第三号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。</p> <p>（土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示）</p> <p>第三十四条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第四号に規定する基準に従ってする同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出</p> <p>2 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。</p> <p>3 前条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第三項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>（指示事項）</p> <p>第三十五条 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、汚染の除去等</p>
---	--	--

<p>定める事項を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>6 前三項の規定によって講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。</p>		<p>の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。</p> <p>（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）</p> <p>第三十六条 法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。</p> <p>（指示措置等を講ずべき旨の命令）</p> <p>第三十七条 法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。</p> <p>（指示措置等に関する技術的基準）</p> <p>第三十八条 法第七条第六項の指示措置等に関する技術的基準は、次条から第四十二条までに定めるところによる。</p> <p>（汚染の除去等の措置）</p> <p>第三十九条 別表第五の上欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。</p> <p>（措置の実施の方法）</p> <p>第四十条 別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壌入換え並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第六に定めるところによる。</p> <p>（廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置）</p> <p>第四十一条 次に掲げる基準に従い港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同法第二条第一項に規定する港湾管理者が管理するものについては、前二条に定める汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなす。</p>
---	--	---

		<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第四号に規定する基準</p> <p>(担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置)</p> <p>第四十二条 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第七条第二項の規定により当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、第三十九条及び第四十条の規定にかかわらず、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあっては別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあっては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。</p>
<p>(汚染の除去等の措置に要した費用の請求)</p> <p>第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。</p>		
<p>(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)</p> <p>第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの</p>		<p>第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p>

<p>三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>		<p>一 次のいずれにも該当しない行為</p> <p>イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。</p> <p>ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。</p> <p>ハ 土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。</p> <p>二 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの</p> <p>三 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの</p> <p>イ 別表第五の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの</p> <p>ロ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第六の二の項の下欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ハ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第六の三の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ニ 別表第五の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの</p>
---------------------------------	--	--

		<p>ホ 土壤汚染の除去が講じられている要措置区域（別表第六の五の項の下欄第一号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ヘ 別表第五の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの（別表第六の六の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ト 別表第五の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの（別表第六の七の項の下欄第一号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>（帯水層の深さに係る確認の申請）</p> <p>第四十四条 前条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 要措置区域の所在地</p> <p>三 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由</p> <p>四 前号の地下水位の観測の結果</p> <p>五 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 前項第三号の井戸の構造図</p> <p>二 前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面</p> <p>三 前項第五号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、同項第三号の井戸</p>
--	--	--

		<p>を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第一号口の確認をするものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一号口の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前条第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。</p> <p>(土地の形質の変更に係る確認の申請)</p> <p>第四十五条 第四十三条第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる指示措置等を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の種類</p> <p>四 土地の形質の変更の場所</p> <p>五 土地の形質の変更の施行方法</p> <p>六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面</p> <p>二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。</p> <p>一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること。</p> <p>二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していること。</p>
--	--	---

		<p>三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条第一項の期限に照らして相当であると認められること。</p> <p>(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)</p> <p>第四十六条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の種類</p> <p>四 土地の形質の変更の場所</p> <p>五 土地の形質の変更の施行方法</p> <p>六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日</p> <p>七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、同条第三号の確認をするものとする。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。</p>		
<p>第二節 形質変更時要届出区域</p>		
<p>(形質変更時要届出区域の指定等)</p> <p>第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなると認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。</p> <p>3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。</p>		<p>(形質変更時要届出区域の指定の公示)</p> <p>第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出</p>

<p>4 形質変更時要届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。</p>		<p>量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに指定の解除の公示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。</p>
<p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの</p> <p>二 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>		<p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)</p> <p>第四十八条 法第十二条第一項の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面</p> <p>二 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面</p> <p>三 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>四 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</p> <p>第四十九条 法第十二条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の完了予定日</p> <p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)</p> <p>第五十条 第四十三条の規定は、法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものについて準用する。この場合において、第四十三条第一号イ及び同条第二号中「指示措置等」とあるのは、「汚染の除去等の措置」と、同条第三号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第四十四条の規定は、前項において準用する第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十四条第一項第二号及び第三号、第二項第二号並びに第五項中「要措</p>

<p>2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>		<p>置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第四十五条（同条第三項第三号を除く。）の規定は、第一項において準用する第四十三条第二号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十五条第一項第二号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と、同条第二項第一号中「要措置区域」とあるのは、「形質変更時要届出区域」と、同条第三項第一号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第四十六条の規定は、第一項において準用する第四十三条第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第七号中「要措置区域」とあるのは、「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第四十三条第一号ロの確認に係る要措置区域が法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第一項の規定において準用する第四十三条第一号ロの確認に係る形質変更時要届出区域とみなす。</p> <p>6 第一項において準用する第四十三条第一号ロの確認に係る形質変更時要届出区域が法第六条第一項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第四十三条第一号ロの確認に係る要措置区域とみなす。</p> <p>（既に土地の形質の変更着手している者の届出）</p> <p>第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法</p> <p>四 土地の形質の変更の着手日</p> <p>五 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日</p> <p>2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。</p> <p>（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）</p> <p>第五十二条 第四十八条第二項及び前条第一項の規定は、法第十二条第三項の届出について準用する。この場合において、第四十八条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第一項第二号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第五</p>
---	--	---

<p>3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>		<p>号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)</p> <p>第五十三条 法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。</p> <p>三 土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第十三条 第四条第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。</p>		
<p>第三節 雑則</p>		
<p>(指定の申請)</p> <p>第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p> <p>2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査(以下この条において「申請に係る調査」という。)の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>		<p>(指定の申請)</p> <p>第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第十一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>第五十五条 法第十四条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 申請に係る土地の所在地</p> <p>三 申請に係る調査における試料採取等対象物質</p> <p>四 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及</p>

<p>3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。</p>		<p>び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七七条の登録を受けた者の氏名又は名称</p> <p>五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称</p> <p>第五十六条 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請に係る土地の周辺の地図</p> <p>二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面</p> <p>三 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類</p> <p>四 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類</p> <p>第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第十二による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>(台帳)</p> <p>第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳及び形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。</p>		<p>(台帳)</p> <p>第五十八条 法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。</p> <p>2 前項の帳簿及び図面は、要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）ごとに調製するものとする。</p> <p>3 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域に関するものは、形質変更時要届出区域に関するものと区別して保管しなければならない。</p> <p>4 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。</p> <p>一 要措置区域等に指定された年月日</p> <p>二 要措置区域等の所在地</p> <p>三 要措置区域等の概況</p> <p>四 法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、その旨</p> <p>五 要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を</p>

		<p>省略した場合における土壌汚染状況調査（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由</p> <p>六 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称</p> <p>七 要措置区域（土壌溶出量基準に係るものに限る。）にあつては、地下水汚染の有無</p> <p>八 形質変更時要届出区域であつて法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置</p> <p>九 土地の形質の変更の実施状況</p> <p>5 第一項の図面は、次のとおりとする。</p> <p>一 土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面</p> <p>二 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面</p> <p>三 要措置区域等の周辺の地図</p> <p>6 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。</p> <p>7 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から削除しなければならない。</p>
<p>第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制</p>		
<p>第一節 汚染土壌の搬出時の措置</p>		
<p>（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）</p> <p>第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない</p>		<p>（搬出しようとする土壌の調査）</p> <p>第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法（以下「掘削前調査の方法」という。）</p> <p>二 要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法（第三項並びに次条第一項第五号及び第二項第二号において「掘削後調査の方法」という。）</p> <p>2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p>

<p>い。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p> <p>二 当該汚染土壌の体積</p> <p>三 当該汚染土壌の運搬の方法</p> <p>四 当該汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称</p> <p>五 当該汚染土壌を処理する施設の所在地</p> <p>六 当該汚染土壌の搬出の着手予定日</p> <p>七 その他環境省令で定める事項</p>		<p>一 土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下この号において「掘削対象地」という。）を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあっては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画）に区分する方法により区分すること。</p> <p>二 前号の規定により区分された区画の中心（当該区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、次の土壌の採取を行うこと。</p> <p>イ 表層の土壌</p> <p>ロ 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌</p> <p>ハ 地表から深さ五十センチメートルの土壌</p> <p>ニ 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌</p> <p>ホ 帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p> <p>ヘ 掘削の対象となる部分の深さの土壌</p> <p>ト 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあっては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌</p> <p>三 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに前号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌並びに当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌（地表から深さ五十センチメートルの土壌及び前号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第</p>
--	--	--

		<p>二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。</p> <p>3 掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 掘削した土壌を、百立方メートル以下ごとに区分すること。</p> <p>二 前号の規定により区分された土壌のすべてについて、当該土壌の任意の五地点の土壌を採取すること。</p> <p>三 前号の規定により採取された五地点の土壌のうち任意の一地点の土壌に水を加えた検液に溶出する第一種特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>四 第二号の規定により採取された五地点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>五 前号の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。</p> <p>(搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定)</p> <p>第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 要措置区域等の所在地</p> <p>三 法第十六条第一項の調査（以下「認定調査」という。）の方法の種類</p> <p>四 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項</p> <p>五 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項</p> <p>六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</p> <p>七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第十六</p>
--	--	---

		<p>条第一項の認定をするものとする。</p> <p>一 掘削前調査の方法 前条第二項第二号の規定に基づき採取された土壌のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壌を同項第三号の規定に基づき測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る前条第二項第二号の区画内の土壌（当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査の結果、少なくとも一の特有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）</p> <p>二 掘削後調査の方法 前条第三項第三号及び第六号の測定においてこれらの測定に係る土壌の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係る同項第一号の百立方メートル以下ごとに区分された土壌 (汚染土壌の搬出の届出)</p> <p>第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第十六による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面</p> <p>二 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し</p> <p>三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類</p> <p>四 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類</p> <p>五 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類</p> <p>六 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十四条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号において同じ。）の写し</p> <p>第六十二条 法第十六条第一項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>
--	--	---

<p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。</p> <p>二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。</p>		<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 要措置区域等の所在地</p> <p>三 汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日</p> <p>四 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>五 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>六 前条第二項第四号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第六十三条 法第十六条第二項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第六十一条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に都道府県知事に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。</p> <p>（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出）</p> <p>第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 要措置区域等の所在地</p> <p>三 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p> <p>四 汚染土壌の体積</p> <p>五 汚染土壌の搬出先</p> <p>六 汚染土壌の搬出の着手日</p> <p>七 汚染土壌の搬出の完了日</p> <p>八 汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日</p> <p>九 汚染土壌の運搬の方法</p> <p>十 汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称</p> <p>十一 汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日</p> <p>十二 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十三 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所</p>
--	--	--

		<p>在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 十四 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 十五 汚染土壌を処理する施設の所在地 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真 二 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し 三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類 四 保管施設の構造を記した書類 五 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 六 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
<p>(運搬に関する基準) 第十七条 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</p>		<p>(運搬に関する基準) 第六十五条 法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 運搬は、次のように行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。 ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。 三 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。 四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十八号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第十八号の管理票をいう。）を備え付けること。 五 混載等については、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

		<p>ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p> <p>ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第二十二條第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。</p> <p>六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p> <p>八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。</p> <p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。</p> <p>(イ) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。</p> <p>(ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p> <p>ロ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p> <p>(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必</p>
--	--	---

		<p>要な排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあつては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p> <p>九 第六号及び前号の場合であつて、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p> <p>ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによつてその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>十 汚染土壌の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行つてはならないこと。</p> <p>十一 汚染土壌の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行つてはならないこと。</p> <p>十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十七号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあつては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。</p> <p>十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p> <p>十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p> <p>十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。</p>
--	--	---

<p>(汚染土壌の処理の委託)</p> <p>第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合</p> <p>三 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</p> <p>2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。</p>		
<p>(措置命令)</p> <p>第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者</p> <p>二 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）</p>		
<p>(管理票)</p> <p>第二十条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。</p>		<p>(管理票の交付)</p> <p>第六十六条 法第二十条第一項の管理票の交付は、次により行うものとする。</p> <p>一 第六十四条第二項第二号の規定により都道府県知事に提出した管理票の写しの原本を交付すること。</p> <p>二 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。</p> <p>三 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあつては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。</p> <p>(管理票の記載事項等)</p> <p>第六十七条 法第二十条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおり</p>

<p>3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者がいるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。</p> <p>4 汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。</p> <p>5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認</p>		<p>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 管理票の交付年月日及び交付番号 二 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 当該要措置区域等の所在地 四 法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名 五 運搬受託者の住所及び連絡先 六 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地 七 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 八 処理受託者の住所及び連絡先 九 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地 十 当該委託に係る汚染土壌の荷姿 <p>2 管理票の様式は、様式第十九のとおりとする。 （運搬受託者の記載事項）</p> <p>第六十八条 法第二十条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 運搬を担当した者の氏名 二 運搬の用に供した自動車等の番号 三 汚染土壌を引き渡した年月日 四 運搬を行った区間 五 当該委託に係る汚染土壌の重量 （運搬受託者の管理票交付者への送付期限） <p>第六十九条 法第二十条第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。 （処理受託者の記載事項）</p> <p>第七十条 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名 二 処理を担当した者の氏名 三 処理を終了した年月日 四 処理の方法 （処理受託者の管理票交付者への送付期限） <p>第七十一条 法第二十条第四項の環境省令で定める期間は、処理を終了した日から十日とする。 （管理票交付者の管理票の写しの保存期間）</p> <p>第七十二条 法第二十条第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p>
---	--	--

<p>し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p>		<p>（管理票の写しの送付を受けるまでの期間）</p> <p>第七十三条 法第二十条第六項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 法第二十条第三項前段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から四十日</p> <p>二 法第二十条第四項前段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百日</p> <p>（汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出）</p> <p>第七十四条 法第二十条第六項の届出は、様式第二十による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>（運搬受託者の管理票の保存期間）</p> <p>第七十五条 法第二十条第七項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（処理受託者の管理票の写しの保存期間）</p> <p>第七十六条 法第二十条第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p>
<p>（虚偽の管理票の交付等の禁止）</p> <p>第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</p> <p>2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</p> <p>3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。</p>		
<p>第二節 汚染土壌処理業</p>		<p>汚染土壌処理業に関する省令 （平成二十一年環境省令第十号）</p>
<p>（汚染土壌処理業）</p> <p>第二十二条 汚染土壌の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>		<p>（汚染土壌処理施設の種類）</p> <p>第一条 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十二条第二項第三号に規定する汚染土壌処理施設（法第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設をいう。以下同じ。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>

		<p>一 浄化等処理施設 汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないうに当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号ロにおいて同じ。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。）</p> <p>二 セメント製造施設 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設</p> <p>三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設</p> <p>四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設</p>
<p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 汚染土壌処理施設の設置の場所</p> <p>三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力</p> <p>四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p> <p>五 その他環境省令で定める事項</p>		<p>（汚染土壌処理業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第二十二条第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面</p> <p>三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>四 汚染土壌の処理工程図</p> <p>五 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類</p> <p>六 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し</p> <p>七 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、当該免許又は承認を受けたこ</p>

		<p>とを証する書類の写し</p> <p>八 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類</p> <p>九 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>十 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十一 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十二 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>十三 申請者が個人である場合には、住民票の写し</p> <p>十四 申請者が法第二十二条第三項第二号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>十五 申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し</p> <p>十六 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類</p> <p>十七 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類</p> <p>十八 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類</p> <p>十九 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類</p> <p>二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排水口（これらの施設において生ずる第四条第</p>
--	--	--

		<p>一号又（１）から（６）までに掲げる物質、土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号において「令」という。）第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ（２）（ハ）において同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類</p> <p>二十一 法第二十七条第一項に規定する措置（第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類</p> <p>二十二 汚染土壤処理施設において処理した汚染土壤であって規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壤処理施設以外の汚染土壤処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壤処理施設（以下「再処理汚染土壤処理施設」という。）について法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壤処理施設において当該汚染土壤の引渡しを受けることについての同意書</p> <p>3 法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十六号から第二十号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。</p> <p>第三条 法第二十二条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地</p> <p>二 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第八条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）</p> <p>三 汚染土壤の処理の方法</p> <p>四 セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法</p> <p>五 汚染土壤の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量</p>
--	--	---

		<p>六 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所</p> <p>七 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地</p> <p>ロ 再処理汚染土壌処理施設についての法第二十二條第一項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号</p> <p>ハ 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力</p>
<p>3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 第二十五條の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの</p>		<p>(汚染土壌処理業の許可の基準)</p> <p>第四條 法第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設に関する基準</p> <p>イ 汚染土壌処理施設が第一條各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。</p> <p>ハ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>ヘ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p> <p>ト 排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準(次條第十三号イにおいて「排水基準」という。)に適合させるために必要な処理設備</p> <p>(イ) 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二條の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度(水質汚濁防止法第三條第三項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。)を超えないこと。</p>

		<p>(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号) 第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度(ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。)を超えないこと。</p> <p>(2) ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定するための設備</p> <p>チ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排出水の水質を下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号) 第九条の四第一項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準(下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。次条第十四号イにおいて「排除基準」という。)に適合させるために必要な処理設備</p> <p>(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法(次条第十四号ロにおいて「下水道測定方法」という。)により排出水の水質を測定するための設備</p> <p>リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの(次条第十五号において「地下浸透防止措置」という。)が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>ヌ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号) 別表第三の備考1に掲げる方法(当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。)により測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる式により算出された量とする。</p>
--	--	--

		<p>(1) カドミウム及びその化合物 一・〇ミリグラム</p> <p>(2) 塩素 三十ミリグラム</p> <p>(3) 塩化水素 七百ミリグラム</p> <p>(4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 十ミリグラム</p> <p>(5) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム</p> <p>(6) 窒素酸化物 二百五十立方センチメートル(排出ガス量が一日当たり十萬立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、三百五十立方センチメートル)</p> <p>二 申請者の能力に関する基準</p> <p>イ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること。</p> <p>ロ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として次に掲げる者を当該汚染土壌処理施設に配置していること。</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について三年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者</p> <p>(イ) 大気汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者</p> <p>(i) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として大気管理を選択した者に限る。)</p> <p>(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二の一の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。)</p> <p>(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和四十六年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第三号)別表第三に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>(ロ) 水質の汚濁に関して必要な知識を有する者として次のい</p>
--	--	---

		<p>れかに該当する者</p> <p>(i) 技術士法による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として水質管理を選択した者に限る。）</p> <p>(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の五の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の六の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。）</p> <p>(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定する水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格した者</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>(ハ) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあつては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の十二の項の下欄に規定する者に限る。）又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定するダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者</p> <p>ハ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>ニ 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること。</p>
<p>4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。</p>		
<p>6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。</p> <p>7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。</p>		<p>(汚染土壌の処理に関する基準)</p> <p>第五条 法第二十二条第六項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>三 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ち</p>

		<p>に汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p> <p>四 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。</p> <p>イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設（再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあっては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。）において処理することができる場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質（規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。</p> <p>ハ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準（規則第九条第一項第二号に規定する第二溶出量基準をいう。第八号において同じ。）に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第四号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）に適合しない場合における当該汚染土壌）を受け入れてはならないこと。</p> <p>五 汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、水質汚濁防止法、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、ダイオキシン類対策特別措置法 その</p>
--	--	--

		<p>他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守すること。</p> <p>六 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと。</p> <p>七 セメント製造施設にあつては、申請書に記載したセメントの品質管理の方法に従ってセメントを製造し、かつ当該セメントは通常の使用に伴い特定有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする。</p> <p>八 分別等処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと。</p> <p>九 汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から六十日以内に終了すること。</p> <p>十 汚染土壌の保管は、申請書に記載した保管設備において行うこと。</p> <p>十一 汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p> <p>ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによつてその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>十二 汚水を地下に浸透させてはならないこと。</p> <p>十三 排水水を公共用水域に排出する場合には、次によること。</p> <p>イ その水質が排水口において排水水基準に適合しない排水水を排出してはならないこと。</p> <p>ロ 前条第一号ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水水の水質を測定すること。</p> <p>十四 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次によること。</p> <p>イ その水質が排水口において排除基準に適合しない排水水を排除してはならないこと。</p> <p>ロ 下水道測定方法により排水水の水質を測定すること。</p> <p>十五 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準(規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。)に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたと</p>
--	--	--

		<p>きは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であって地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。</p> <p>十六 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次によること。</p> <p>イ 前条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。</p> <p>ロ 排出口における前条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上（一年間継続してイの規定に従つて大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上）、大気有害物質（前条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。）の量を一年に一回以上、同号ヌの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。</p> <p>十七 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であつて、規則第五十九条第三項に規定する方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの（以下「浄化等済土壌」という。）を搬出する場合</p> <p>ロ 当該汚染土壌を申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合</p> <p>十八 前号ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと。</p> <p>十九 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、法第二十条第四項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと。</p> <p>二十 第十七号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しの</p>
--	--	--

		<p>ための運搬を他人に委託した場合にあっては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しが行われた旨を通知しなければならないこと。</p> <p>イ 当該汚染土壌を引き渡した年月日</p> <p>ロ 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称</p> <p>ハ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨</p> <p>二十一 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。</p> <p>イ 汚染土壌処理施設についての法第二十二条第一項の許可に係る許可番号</p> <p>ロ 汚染土壌処理施設について法第二十二条第一項の許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>ハ 汚染土壌処理施設の所在地</p> <p>ニ 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力</p> <p>ホ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p> <p>二十二 汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、一年に一回以上当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>二十三 前号の点検及び機能検査の記録を作成し、三年間保存すること。</p>
<p>8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>（記録の閲覧）</p> <p>第六条 法第二十二条第八項の記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからハまでに定める日以後遅滞なく備え置くこと。</p> <p>イ 次条第一号から第六号までに掲げる事項 当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日</p> <p>ロ 次条第七号から第十号までに掲げる事項 当該測定の結果を得た日</p> <p>ハ 次条第十一号及び第十二号に掲げる事項 当該搬出をした日</p> <p>二 記録は、備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。</p> <p>（記録する事項）</p> <p>第七条 法第二十二条第八項の環境省令で定める事項は、次のとおりと</p>

		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表者の氏名 二 当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地 三 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 四 当該汚染土壌の量 五 当該汚染土壌を受け入れた年月日 六 当該汚染土壌の処理が終了した年月日 七 排水水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十三号ロの規 定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る試料を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 八 排水水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十四号ロ の規定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る試料を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 九 第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る地下水を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第十六 号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 十一 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日 ロ 当該調査を実施した者の氏名又は名称
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ハ 当該調査の結果 ニ 浄化等済土壌を搬出した年月日 ホ 浄化等済土壌の搬出先 ヘ 浄化等済土壌の搬出量 十二 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項 イ 当該汚染土壌を搬出した年月日 ロ 当該汚染土壌の搬出先 ハ 当該汚染土壌の搬出量
<p>(変更の許可等)</p> <p>第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。</p>		<p>(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請)</p> <p>第八条 法第二十三条第一項の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書(次項において「変更申請書」という。)を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 三 汚染土壌処理施設の設置の場所 四 許可の年月日及び許可番号 五 変更の内容 六 変更の理由 七 変更のための工事を行う場合にあっては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日 <p>2 変更申請書には、法第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。</p> <p>(許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)</p> <p>第九条 法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第二十二条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)の減少であつて、当該減少の割合が十パーセント未満であるものとする。</p>
<p>3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)</p> <p>第十条 法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三条各号に規定する事項 二 第二条第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項 <p>(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出)</p> <p>第十一条 法第二十三条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三による届出書を提出して行うものとする。</p>

		<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</p> <p>三 汚染土壌処理施設の設置の場所</p> <p>四 許可の年月日及び許可番号</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更の理由</p> <p>七 第九条に規定する軽微な変更（当該変更のために工事を伴うものに限る。）をした場合には、変更のための工事の着工年月日</p> <p>2 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二条第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。</p>
<p>4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>（汚染土壌処理業の休止等の届出）</p> <p>第十二条 法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を、提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</p> <p>三 汚染土壌処理施設の設置の場所</p> <p>四 汚染土壌処理施設の種類</p> <p>五 許可の年月日及び許可番号</p> <p>六 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容</p> <p>七 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由</p> <p>八 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日</p> <p>九 休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法</p>
<p>（改善命令）</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二条第六項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
<p>（許可の取消し等）</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>		

<p>一 第二十二條第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により第二十二條第一項の許可（同條第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三條第一項の変更の許可を受けたとき。</p>		
<p>（名義貸しの禁止）</p> <p>第二十六條 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。</p>		
<p>（許可の取消し等の場合の措置義務）</p> <p>第二十七條 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五條の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		<p>（許可の取消し等の場合の措置義務）</p> <p>第十三條 法第二十七條第一項の汚染土壌処理業者が講ずべき特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置は、次により講ずるものとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。</p> <p>三 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五條の規定により許可を取り消された日から三月以内に一回、及びその後三月以内ごとに一回、採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日以後においては、この限りでないこと。</p> <p>イ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合</p> <p>ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合</p> <p>ハ 当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五條の規定により許可を取り消された日以後二年間継続して地下水基準に適合している場合</p>

		<p>四 埋立処理施設にあっては、汚染土壌の埋立てを行った場所（以下この号において「埋立地」という。）への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること。</p> <p>イ 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係る埋立処理施設にあっては、埋立地の表面を土砂で五十センチメートル以上覆えば足りること。</p> <p>ロ 埋立地の表面をコンクリートで十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメートル以上覆うこと。</p> <p>ハ イ又はロと同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆うこと。</p> <p>2 第五条第十九号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第十九号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）」とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者は、次の各号に掲げる措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日までに、その結果を様式第五による報告書により、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>一 第一項第一号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日</p> <p>二 第一項第二号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から百二十日</p> <p>三 第一項第三号の措置 同号の測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日</p> <p>四 第一項第四号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日以内</p> <p>4 都道府県知事は、前項の報告（同項第二号に係るものに限る。）があった場合には、当該報告に係る土地の区域について、法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該報告に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。</p>
(環境省令への委任)		(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

<p>第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壌の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p>		<p>第十四条 都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、又は法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第六による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。</p> <p>3 第一項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、許可証（第二号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を、都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>一 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可が取り消されたとき。</p> <p>二 第二項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。</p>
<p>第五章 指定調査機関</p>		<p>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）</p>
<p>（指定の申請）</p> <p>第二十九条 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下この章において「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする者の申請により行う。</p>		<p>（指定調査機関の指定の申請）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>三 法第三十三条に規定する技術管理者（以下「技術管理者」という。）の氏名及びその者が交付を受けた第五条第一項に規定する技術管理者証（以下「技術管理者証」という。）の交付番号を記載した書類</p> <p>四 土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類</p> <p>五 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合</p> <p>六 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書類</p>

		七 申請者が法第三十一条第二号及び第三号の規定に適合することを説明した書類
<p>(欠格条項)</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p>		
<p>(指定の基準)</p> <p>第三十一条 環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>		<p>(指定調査機関の指定の基準)</p> <p>第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 債務超過となっていないこと。</p> <p>二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。</p> <p>2 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。</p> <p>3 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 一般社団法人 社員</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項の持分会社 社員</p> <p>三 会社法第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの</p> <p>4 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。</p> <p>一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。</p> <p>二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。</p>

		<p>三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。</p>
<p>(指定の更新)</p> <p>第三十二条 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。</p>		<p>(指定の更新の申請)</p> <p>第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項の指定の更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>
<p>(技術管理者の設置)</p> <p>第三十三条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの（次条において「技術管理者」という。）を選任しなければならない。</p>		<p>(技術管理者)</p> <p>第四条 法第三十三条の環境省令で定める基準は、技術管理者証の交付を受けた者であることとする。</p> <p>(技術管理者証)</p> <p>第五条 環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。</p> <p>一 第十一条に規定する技術管理者試験に合格した者</p> <p>二 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 土壤の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者</p> <p>ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者</p> <p>ハ 土壤の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から一年を経過しない者</p> <p>ロ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 法第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p>

		<p>2 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。</p> <p>一 技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>二 技術管理者証の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付を受けたとき。</p> <p>3 技術管理者証の有効期間は、五年とする。</p> <p>4 技術管理者証の様式は、様式第三のとおりとする。</p> <p>(技術管理者証の交付)</p> <p>第六条 技術管理者証の交付を受けようとする者は、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面</p> <p>二 第十一条に規定する技術管理者試験の合格証書</p> <p>三 前条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類</p> <p>2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。</p> <p>(技術管理者証の更新)</p> <p>第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、当該講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、当該講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。</p> <p>2 技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付して行うものとする。</p> <p>(技術管理者証の再交付)</p> <p>第八条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第六による申請書により、環境大臣に技術管理者証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 技術管理者証を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、</p>
--	--	--

		<p>申請書にその技術管理者証を添付しなければならない。</p> <p>3 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の再交付を受けた後、失った技術管理者証を発見したときは、五日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。</p> <p>(技術管理者証の書換え)</p> <p>第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。</p> <p>(技術管理者証の返納)</p> <p>第十条 技術管理者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、環境大臣に技術管理者証を返納しなければならない。</p> <p>(技術管理者試験)</p> <p>第十一条 技術管理者試験(以下「試験」という。)は、環境大臣が行うものとする。</p> <p>(試験の公示)</p> <p>第十二条 環境大臣は、試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない。</p> <p>(試験の内容)</p> <p>第十三条 試験すべき事項は、土壤汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するために必要な知識及び技能であつて、環境大臣が告示で定めるものとする。</p> <p>(受験の申請)</p> <p>第十四条 試験を受けようとする者は、様式第八による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)を添付しなければならない。</p> <p>(合格証書の交付)</p> <p>第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。</p> <p>(合格証書の再交付)</p> <p>第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、様式第九による申請書により、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができる。</p>
--	--	--

		<p>(試験の無効等)</p> <p>第十七条 環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p> <p>一 指定調査機関の指定を受けようとする者 三万九百円</p> <p>二 指定調査機関の指定の更新を受けようとする者 二万四千八百円</p> <p>三 技術管理者証の交付を受けようとする者 三千五百円</p> <p>四 技術管理者証の再交付、書換え又は更新を受けようとする者 千二百五十円</p> <p>五 試験を受けようとする者 六千四百円</p> <p>六 合格証書の再交付を受けようとする者 千二百五十円</p> <p>2 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十四条第一項及び第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。</p>
<p>(技術管理者の職務)</p> <p>第三十四条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。</p>		
<p>(変更の届出)</p> <p>第三十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>		<p>(変更の届出等)</p> <p>第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号</p> <p>三 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況</p> <p>四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域</p> <p>五 法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合</p> <p>2 法第三十五条の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。</p>

<p>(土壌汚染状況調査等の義務)</p> <p>第三十六条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壌汚染状況調査等を行わなければならない。</p> <p>2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項及び第十六条第一項の環境省令で定める方法により土壌汚染状況調査等を行わなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関がその土壌汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(業務規程)</p> <p>第三十七条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、土壌汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。</p>		<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 土壌汚染状況調査等を行う事業所の所在地</p> <p>二 土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項</p> <p>三 土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項</p> <p>四 土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項</p> <p>五 土壌汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項</p> <p>六 土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項</p> <p>七 土壌汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項</p> <p>八 法第三十一条第二号及び第三号の基準に適合するために遵守すべき事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の業務に関し必要な事項</p>
<p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第三十八条 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壌汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p>		<p>(帳簿)</p> <p>第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壌汚染状況調査等の結果を都道府県知事(令第八条に規定する市にあっては、市長。次項第二号において同じ。)に報告した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>2 法第三十八条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>

		一 土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所 二 土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日 三 法第三十四条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号 四 前号の技術管理者の当該監督の状況
(適合命令) 第三十九条 環境大臣は、指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
(業務の廃止の届出) 第四十条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。		(業務の廃止の届出) 第二十一条 法第四十条の届出は、様式第十一による届出書を提出して行うものとする。
(指定の失効) 第四十一条 指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。		
(指定の取消し) 第四十二条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。 二 第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項又は第三十八条の規定に違反したとき。 三 第三十六条第三項又は第三十九条の規定による命令に違反したとき。 四 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたとき。		
(公示) 第四十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。 一 第三条第一項の指定をしたとき。 二 第三十二条第一項の規定により第三条第一項の指定が効力を失ったとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。 三 第三十五条（同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く。）又は第四十条の規定による届出を受けたとき。		
第六章 指定支援法人		
(指定) 第四十四条 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うこと		(指定支援法人の指定の申請) 第二十三条 法第四十四条第一項の規定による支援業務を行う者として指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を環

<p>ができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>		<p>境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 登記事項証明書</p> <p>三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面</p> <p>四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面</p> <p>五 法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画</p> <p>六 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第四十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面</p> <p>（事業計画書等の認可の申請）</p> <p>第二十四条 法第四十四条第二項に規定する指定支援法人（以下「指定支援法人」という。）は、法第四十八条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（法第四十四条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 事業計画書</p> <p>二 収支予算書</p> <p>三 前事業年度の予定貸借対照表</p> <p>四 当該事業年度の予定貸借対照表</p> <p>五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類</p> <p>2 前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。</p> <p>4 指定支援法人は、法第四十八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 変更しようとする事項</p> <p>二 変更しようとする年月日</p> <p>三 変更の理由</p> <p>（事業報告書等の提出）</p> <p>第二十五条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業</p>
---	--	--

		年度の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。
<p>(業務)</p> <p>第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。</p> <p>二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。</p> <p>イ 土壤汚染状況調査</p> <p>ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置</p> <p>ハ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更</p> <p>三 前号イからハマまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(助成金の交付)</p> <p>第六条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者（当該土壤汚染を生じさせる行為をした者を除く。）であつて、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体（当該地方公共団体の長が当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。</p> <p>2 環境大臣は、前項の基準を定めようとするときは、財務大臣と協議しなければならない。</p>	
<p>(基金)</p> <p>第四十六条 指定支援法人は、支援業務に関する基金（次条において単に「基金」という。）を設け、同条の規定により交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。</p>		
<p>(基金への補助金)</p> <p>第四十七条 政府は、予算の範囲内において、指定支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができる。</p>		
<p>(事業計画等)</p> <p>第四十八条 指定支援法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定支援法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。</p>		
<p>(区分経理)</p> <p>第四十九条 指定支援法人は、支援業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p>		
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第五十条 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十五条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲</p>		

<p>げる業務（同条第一号又は第二号に掲げる業務に附帯するものに限る。） に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>		
<p>（監督命令） 第五十一条 環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>		
<p>（指定の取消し） 第五十二条 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。 一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 三 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。</p>		
<p>（公示） 第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。 一 第四十四条第一項の指定をしたとき。 二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。 三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。</p>		
<p>第七章 雑則</p>		<p>土壤汚染対策法施行規則</p>
<p>（報告及び検査） 第五十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。 2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。 3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若</p>		<p>（立入検査の身分証明書） 第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第六項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。</p>

<p>しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>7 第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>		<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令</p> <p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第二十六条 法第五十四条第五項の規定による立入検査に係る同条第六項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。</p>
<p>(協議)</p> <p>第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。</p>	<p>(公共の用に供する施設の管理を行う者が管理する土地)</p> <p>第七条 法第五十五条の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号ハに掲げる漁港施設用地</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地</p> <p>四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により保安林として指定された森林又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により保安施設地区として指定された土地</p> <p>五 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により決定され、又は変更された道路の区域内の土地</p> <p>六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域内の土地又は同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域内の土地</p> <p>七 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項に規定する一般公共海岸区域内の土地又は同法第三条第一項若しくは第二項の規定により指定された海岸保全区域内の土地</p> <p>八 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定により決定され、又は変更された高速自動車国道の区域内の</p>	

	<p>土地</p> <p>九 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域内の土地又は同法第四条第一項の規定により指定されたぼた山崩壊防止区域内の土地</p> <p>十 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の土地、同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域内の土地、同法第五十六条第一項の規定により指定された河川予定地、同法第五十八条の三第一項の規定により指定された河川保全立体区域内の土地又は同法第五十八条の五第一項の規定により指定された河川予定立体区域内の土地</p> <p>十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の土地</p>	
<p>（資料の提出の要求等）</p> <p>第五十六条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述べることができる。</p>		
<p>（環境大臣の指示）</p> <p>第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>一 第三条第一項ただし書の確認に関する事務</p> <p>二 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務</p> <p>三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務</p> <p>四 第五条第二項の調査に関する事務</p> <p>五 第六条第一項の指定に関する事務</p> <p>六 第六条第二項の公示に関する事務</p> <p>七 第六条第四項の指定の解除に関する事務</p> <p>八 第七条第一項の指示に関する事務</p> <p>九 第七条第五項の指示措置に関する事務</p>		

<p>十 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることに關する事務</p>		
<p>(国の援助)</p> <p>第五十八条 国は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壤汚染状況調査又は要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。</p> <p>2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。</p>		
<p>(研究の推進等)</p> <p>第五十九条 国は、汚染の除去等の措置に關する技術の研究その他土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。</p>		
<p>(国民の理解の増進)</p> <p>第六十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に關する国民の理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。</p>		
<p>(都道府県知事による土壤汚染に關する情報の収集、整理、保存及び提供等)</p> <p>第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に關する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。</p>		
<p>(経過措置)</p> <p>第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。</p>		

<p>(権限の委任)</p> <p>第六十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>		<p>(権限の委任)</p> <p>第二十七条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの(二以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く。)は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号、第五号、第七号、第八号(法第四十三条第二号後段に掲げる権限に係るものに限る。)及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第三条第一項に規定する権限 二 法第三十五条に規定する権限 三 法第三十六条第三項に規定する権限 四 法第三十七条第一項に規定する権限 五 法第三十九条に規定する権限 六 法第四十条に規定する権限 七 法第四十二条に規定する権限 八 法第四十三条に規定する権限 九 法第五十四条第五項に規定する権限(指定調査機関に係るものに限る。)
		<p>土壤汚染対策法施行規則</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第七十八条 法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第五十四条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p>
<p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p>	<p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p>	
<p>第六十四条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。</p>	<p>第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p>	
<p>第八章 罰則</p>		
<p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又 		

<p>は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 第九条の規定に違反した者</p> <p>三 第二十二條第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理を業として行った者</p> <p>四 第二十三條第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者</p> <p>五 不正の手段により第二十二條第一項の許可（同條第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三條第一項の変更の許可を受けた者</p> <p>六 第二十六條の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者</p>		
<p>第六十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三條第四項、第四條第一項、第十二條第一項、第十六條第一項若しくは第二項又は第二十三條第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十七條の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者</p> <p>三 第十八條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者</p> <p>四 第二十條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同條第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者</p> <p>五 第二十條第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>六 第二十條第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者</p> <p>七 第二十條第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者</p> <p>八 第二十一條第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者</p> <p>九 第二十一條第三項の規定に違反して、送付をした者</p>		
<p>第六十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十二條第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者</p> <p>二 第五十條の規定に違反した者</p> <p>三 第五十四條第一項若しくは第三項から第五項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒</p>		

み、妨げ、若しくは忌避した者		
第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。		
第六十九条 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。		
附 則 （平成二十一年四月二四日法律第二三号）	附 則 （平成二十一年一〇月一五号政令第二四六号）	附 則
（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（施行期日） 1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。	土壤汚染対策法施行規則 附 則 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。 附 則 （施行期日） 第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。 （経過措置） 第二条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、第五十九条第一項の規定にかかわらず、当分の間、掘削前調査の方法のみとする。
（準備行為） 第二条 この法律による改正後の土壤汚染対策法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。 2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。		汚染土壌処理業に関する省令 附 則 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
（一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置） 第三条 新法第四条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過する日以後に土地の形質の変更（同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第八条において同じ。）に着手する者について適用する。		土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 附 則 （施行期日） 第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

		<p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に改正法による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第十条第一項の規定により旧法第三条第一項の指定の申請をしている者（次項において「旧法に基づく申請者」という。）の当該指定に係る基準については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「新省令」という。）第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 この省令の施行の際この省令による改正前の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第二条第二項の規定による土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者又は旧法に基づく申請者（改正法による改正後の土壤汚染対策法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定による指定を受けた者に限る。）に置かれているものは、新省令第五条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間は、技術管理者証の交付を受けている者とみなす。</p> <p>3 この省令の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者が新法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、新省令第十九条の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>(指定区域の指定に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなす。</p>		
<p>(指定区域台帳に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する旧法第六条第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五条第一項の規定による形質変更時要届出区域の台帳とみなす。</p>		
<p>(措置命令に関する経過措置)</p> <p>第六条 この法律の施行前にした旧法第七条第一項又は第二項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。</p>		
<p>(汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する経過措置)</p> <p>第七条 この法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による命令を受けた者に係る旧法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。</p>		
<p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する経過措置)</p>		

<p>第八条 施行日以後の日に附則第四条の規定により新法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九条第一項の規定による届出をした者は、新法第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。</p>		
<p>(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置) 第九条 新法第十六条第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壌を当該要措置区域等（同項に規定する要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。</p>		
<p>(指定調査機関の指定に関する経過措置) 第十条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に、新法第三条第一項の指定を受けたものとみなす。</p>		
<p>(変更の届出に関する経過措置) 第十一条 新法第三十五条の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条に規定する事項を変更しようとする指定調査機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定調査機関については、なお従前の例による。</p>		
<p>(適合命令に関する経過措置) 第十二条 この法律の施行前に旧法第十六条の規定によりした命令は、新法第三十九条の規定によりした命令とみなす。</p>		
<p>(罰則の適用に関する経過措置) 第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		
<p>(その他の経過措置の政令への委任) 第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>		
<p>(検討) 第十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>		

別表第五（第三十六条、第三十九条関係）

<p>土地</p>	<p>一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地</p>	<p>講ずべき汚染の除去等の措置</p>	<p>当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）</p>
<p>二 土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>イ 当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。）</p> <p>ロ 基準不適合土壤を当該土地から取り除き、又は基準不適合土壤中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壤汚染の除去」という。）</p>	<p>環境省令で定める汚染の除去等の措置</p>	<p>次項から九の項までの上欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び下欄に定める汚染の除去等の措置</p>
<p>基礎不適合土壤のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるもの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準不適合土壤を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壤を埋め戻す</p>			

<p>五 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>四 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>三 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	
<p>遮断工封じ込め</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）</p>
<p>イ 地下水汚染の拡大の防止 ロ 土壌汚染の除去</p>	<p>イ 基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないうように性状を更なること（以下「不溶化」という。） ロ 遮断工封じ込め ハ 地下水汚染の拡大の防止 ニ 土壌汚染の除去</p>	<p>イ 基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。） ロ 地下水汚染の拡大の防止 ハ 土壌汚染の除去</p>	

<p>九 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（前二項に掲げる</p>	<p>八 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ五十センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であつて、地表を五十センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>七 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であつて土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは九の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）</p>	<p>六 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）</p>
<p>土壌含有量基準に適合する汚染状態にあ</p>	<p>土壤を掘削して地表面を低くし、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと（以下「土壌入換え」という。）</p>	<p>土壤汚染の除去</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>
<p>イ 舗装立入禁止</p>	<p>イ 舗装立入禁止 ハ 土壌汚染の除去</p>	<p>イ 舗装すること（以下「舗装」という。） ロ 人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）</p>	<p>イ 遮断工封じ込め ロ 地下水汚染の拡大の防止 ハ 土壌汚染の除去</p>

土地を除く。）

る土壤により覆うこと
と（以下「盛土」と
いう。）

ハ 土壤入換え
ニ 土壤汚染の除去

別表第六（第四十条関係）

汚染の除去等の措置の種類	一 地下水の水質の測定
汚染の除去等の措置の実施の方法	<p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ イの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p>
<p>二 原位置封じ込め</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ハ 基準不適合土壤のある範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある不透水層（厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が一）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。</p> <p>ニ ハの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ヘ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じニにより設けられた覆いの表面</p>	

三 遮水工封じ込め

を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しな
ように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。
）により覆うこと。
ト ハの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁に一以
上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含ま
れる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定
し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。
チ ハの構造物により囲まれた範囲に一以上の観測井を設け、トの確認がされるま
での間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及
び測定その他の方法により把握すること。
ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌のう
ち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が
水に溶出しないうように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる
特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適
合する汚染状態にある土壌とすること。
ハ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又
はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にロ
により掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。
ニ ハにより埋め戻された場所を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又
は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。
ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
ヘ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用
途に用いられている土地にあつては、必要に応じニにより設けられた覆いの表面
を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。
ト ハにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の
観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる

	<p>四 地下水汚染の拡大の防止</p>
<p>特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。 チ ハにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、トの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四第一号ト(1)に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第四条第一号チ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。 ハ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。 ニ ハの測定の結果を都道府県知事に報告すること。 二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程</p>

五 土壤汚染の除去

において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であつて、地中に設置された設備をいう。)を設置すること。

ロ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。

ハ ロの測定の結果を都道府県知事に報告すること。

一 基準不適合土壤の掘削による除去

イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

ロ イにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壤以外の土壤により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。

ハ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロにより土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壤汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染が生じていない状態を一回確認すること。

<p>六 遮断工封じ込め</p>	<p>二 原位置での浄化による除去</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により、イにより把握された基準不適合土壤から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ハ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロの基準不適合土壤からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された基準不適合土壤のある範囲に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ニ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロの基準不適合土壤からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された基準不適合土壤のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>
	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壤を掘削すること。</p> <p>ハ 当該土地に、基準不適合土壤の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(1) 一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p>

<p>七 不溶化</p>	
<p>一 原位置不溶化</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壤を薬剤の注入その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壤溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ハ ロにより性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、百平方メートルごとに任意の地点において深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤について特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定</p>	<p>(2) 埋め戻す基準不適合土壤と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(3) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>ニ ハにより設置した仕切設備の内部に、ロにより掘削した基準不適合土壤を埋め戻すこと。</p> <p>ホ ニにより土壤の埋め戻しを行った後、ハの開口部をハ(1)から(3)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>ヘ ホにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ト 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じホにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>チ ニにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>リ ニにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、チの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>

し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。
ニ ロにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。
ホ ロにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。

二 不溶化埋め戻し

イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。

ハ ロにより性状の変更を行った土壌について、おおむね百立方メートルごとに五点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌について特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。

ニ ハにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

ホ ハにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。

<p>八 舗装</p>	<p>九 立入禁止</p>	<p>十 土壌入換え</p>
<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであつて、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。</p> <p>ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。</p> <p>ロ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ハ イにより設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。</p>	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ 当該土地の土壌を掘削し、ロにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようにすること。</p> <p>ロ 当該土地のうち地表から深さ五十センチメートルまでに基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ハ ロにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>

	<p>二 区域内土壌入換え</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壌のある範囲において、イにより把握された基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のある深さより五十センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌を掘削すること。</p> <p>ハ ロにより掘削を行った場所にロにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。</p> <p>ニ ハにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のものので覆い、次に、ロにより掘削された基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
<p>十一 盛土</p>	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のものので覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>

備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え又は盛土を行うに当たっては、汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

土壤汚染対策法施行規則等関係省令様式

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令に係る様式

様式第一（第一条第二項関係）

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事
（市長） 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第十（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事
（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第十一（第五十四条関係）

指定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

指定を受けたい土地の所在地	
申請に係る調査における試料採取等対象物質	
申請に係る調査の方法	
申請に係る調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
申請に係る調査を行った者の氏名又は名称	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第十二（第五十七条関係）

（表面）

12センチメートル		ハ ト メ チ ン セ ン チ メ ー ト ル 8
第 号		
土壤汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書		
職名及び氏名		
写 真	年 月 日生	日発行 日限り有効
	年 月 日	
環 境 大 臣 地方環境事務所長 都 道 府 県 知 事 (市長)		印

（裏面）

土壤汚染対策法抜すい
（指定の申請）
<p>第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第2項及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと見料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。</p>
土壤汚染対策法施行規則抜すい
<p>第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>

要措置区域台帳

都道府県（又は政令市）名

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
要措置区域の概況					面積	
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）						有 ・ 無
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨						
試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
形質変更時要届出区域の概況					面積	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。						
2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。						

様式第十五（第六十条第一項関係）

搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する土壌について、第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合する旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	
認定調査の方法の種類	
認定調査の結果に関する事項	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 3 土壌の調査の結果報告書、掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面、掘削した土地の範囲を明らかにした要措置区域等の図面を添付すること。

様式第十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等の所在地	
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌の搬出の着手予定日	
汚染土壌の搬出完了予定日	
汚染土壌の運搬完了予定日	
汚染土壌の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第十七（第六十三条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出に係る事項について、その変更をするので、同条第2項により、次のとおり届け出ます。

変更しようとする事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
内容に変更がないため、添付を省略する書類又は図面	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第十八（第六十四条第一項関係）

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事
殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等の所在地	
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の搬出先	
汚染土壌の搬出の着手日	
汚染土壌の搬出の完了日	
搬出先から再度搬出を行う場合 にあっては、当該搬出の搬 出着手予定日	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名 又は名称	
汚染土壌を処理する者の氏名 又は名称	
汚染土壌を処理する施設の所 在地	
汚染土壌の運搬完了予定日	
汚染土壌の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の 所有者の氏名又は名称及び連 絡先	
積替えを行う場所の所在地並 びに所有者の氏名又は名称及 び連絡先（運搬の際、積替え を行う場合に限る。）	
保管施設の所在地並びに所有 者の氏名又は名称及び連絡先 （保管施設を用いる場合に 限る。）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

管理票

整理番号

管理票交付者	氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名	運搬受託者	氏名又は名称	処理受託者	氏名又は名称	交付担当者の氏名				
	住所及び連絡先		住所及び連絡先		住所及び連絡先	交付年月日	年 月 日			
						交付番号				
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（※該当欄に濃度又はレ点を記入）										
	溶出量基準超過	第二溶出量基準超過		溶出量基準超過	第二溶出量基準超過	溶出量基準超過	第二溶出量基準超過	含有量基準超過	汚染土壌の荷姿	
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素			<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン			<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物			汚染土壌の体積	
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン			<input type="checkbox"/> ベンゼン			<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物				m ³
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シマジン			<input type="checkbox"/> シアン化合物				
<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> チオベンカルブ			<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物			汚染土壌の重量	
<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン			<input type="checkbox"/> チウラム			<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物				t・kg
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン			<input type="checkbox"/> PCB			<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物				
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物				
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン						<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物				
<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン						<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物				
要措置区域等の所在地	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名			運搬区間		引渡し年月日				
積替え又は保管場所	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所			自動車等の番号		↓	年 月 日			
	名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先			担当者氏名						
	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所			自動車等の番号		↓	年 月 日			
	名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先			担当者氏名						
汚染土壌処理施設の名称及び所在地				自動車等の番号		↓	年 月 日			
名称 所在地 許可番号			担当者氏名							
引渡しを受けた者の氏名		処理担当者の氏名		処理方法		処理終了年月日	年 月 日			
運搬受託者からの返送確認日	年 月 日	処理受託者からの返送確認日	年 月 日	備考						

様式第二（第三条第四項関係）

特定有害物質の種類のお知らせ申請書

年 月 日

都道府県知事
（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にとっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法施行規則第3条第4項の規定により、土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類について通知を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にとっては、その代表者の氏名	
土壌汚染のおそれがあると推定される特定有害物質の種類	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にとっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にとっては、その代表者）が署名することができる。

様式第二十（第七十四条関係）

搬出汚染土壌の運搬 状況確認届出書
処理

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第20条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

管理票	交付年月日	
	交付番号	
要措置区域等の所在地		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
届出書提出事由		<input type="checkbox"/> 管理票の送付を受けていない <input type="checkbox"/> 管理票に必要事項が記載されていない <input type="checkbox"/> 管理票に虚偽の記載がある
届出書提出事由に係る者		<input type="checkbox"/> 運搬受託者 <input type="checkbox"/> 処理受託者
	氏名又は名称	
	住所	
把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

←----- 12センチメートル -----→		
<p>第 号</p> <p>土壤汚染対策法第54条第6項の規定による身分証明書</p> <p>職名及び氏名</p>		↑ 8 ↓
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>	<p>年 月 日生</p> <p>年 月 日発行 年 月 日限り有効</p>	<p>環 境 大 臣 地方環境事務所長 都 道 府 県 知 事 (市長) 印</p>

土壤汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の施設その他の物件を検査させることができる。

5 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第1項又は前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第1項又は第3項から第5項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第5項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三（第十六条第一項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
確認を受けようとする土地の場所	
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第四（第十六条第四項関係）

承継届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、
土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
承継した土地の場所	
承継の年月日	
被承継者	
氏名又は名称	
住所	
承継の原因	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第五（第十九条関係）

土地利用方法変更届出書

年 月 日

都道府県知事
（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について予定されている利用の方法に変更が生じたので、同条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地

所在地	
確認を受けた年月日	

土地について予定されている利用の方法

利用の方法を変更しようとする土地の場所	
変更前	
変更後	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事
（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象 となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手 予定日	
土地の形質の変更の規模	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第七（第四十四条第一項及び第五十条第二項関係）

帯水層の深さに係る確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	
地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由	
地下水位の観測の結果	
最も浅い地下水を含む帯水層の深さ	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第八（第四十五条第一項及び第五十条第三項関係）

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法施行規則第45条第1項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第九（第四十六条第一項及び第五十条第四項関係）

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている
土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第4項において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要 措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方 法	
土地の形質の変更の着手予 定日及び完了予定日	
土地の形質の変更を行う要 措置区域等において講じら れている汚染の除去等の措 置	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省
令の一部を改正する省令に係る様式

様式第一（第二条第一項関係）

汚染土壌処理業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）
汚染土壌の処理の方法		

セメントの品質管理の方法 (セメント製造施設に限る。)														
保管設備の場所及び容量														
法第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="611 495 995 580">氏名</td> <td data-bbox="999 495 1366 580">住所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 584 995 669"></td> <td data-bbox="999 584 1366 669"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 674 995 750"></td> <td data-bbox="999 674 1366 750"></td> </tr> </table>		氏名	住所										
氏名	住所													
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="611 831 995 916">名称</td> <td data-bbox="999 831 1366 916">所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 920 995 1005"></td> <td data-bbox="999 920 1366 1005"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1010 995 1095">都道府県知事（市長）</td> <td data-bbox="999 1010 1366 1095">許可番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1099 995 1184"></td> <td data-bbox="999 1099 1366 1184"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1189 995 1274">種類</td> <td data-bbox="999 1189 1366 1274">処理能力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1279 995 1344"></td> <td data-bbox="999 1279 1366 1344"></td> </tr> </table>		名称	所在地			都道府県知事（市長）	許可番号			種類	処理能力		
名称	所在地													
都道府県知事（市長）	許可番号													
種類	処理能力													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第二（第八条第一項関係）

汚染土壌処理業に係る変更許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第23条第1項の規定により、汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の種類 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の構造 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の処理能力 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工予定年月日		
変更後の使用開始予定年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第三（第十一条関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項（ ） <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第21号に掲げる書類に記載した事項（ ）	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第四（第十二条関係）

休止
 汚染土壌処理業に係る 廃止 届出書
 再開

年 月 日

都道府県知事 殿
 （市長）

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
 にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部について休止し、若しくは廃止し、又は再開するので、土壌汚染対策法第23条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容		
休止若しくは廃止又は再開の理由		
休止若しくは廃止又は再開の予定年月日		
休止又は廃止の場合において、汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理方法		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第五（第十三条第三項関係）

廃止措置実施報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第27条第1項の規定による措置を講じたので、次のとおり報告します。

廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は取り消された許可に係る汚染土壤処理施設に係る事業場の名称	
廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は取り消された許可に係る汚染土壤処理施設の設置の場所	
廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は取り消された許可に係る汚染土壤処理施設の種類	
講じた措置の内容	
措置実施年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第六（第十四条第一項関係）

許可番号 第 _____ 号

汚染土壌処理業許可証

住所

氏名又は名称

（法人にあってはその代表者の氏名）

土壌汚染対策法 第22条第1項
第23条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

都道府県知事
（市長）

印

許可の年月日	
許可の有効期限	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第七（第十四条第二項関係）

汚染土壌処理業許可証の 書換え 再交付 申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業許可証の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
書換えの場合にあつては、記載事項の変更の内容		
再交付の場合にあつては、その理由		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令に係る様式

様式第一（第一条第一項関係）

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

指 定 申 請 書

年 月 日

環 境 大 臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつてはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計 箇所		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届出書

指定番号	
------	--

年 月 日

環境大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更するので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

変更の内容	旧	新
変更日（又は変更予定日）		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十一（第二十一条関係）

業務廃止届出書

指定番号	
※指定年月日	

年 月 日

環 境 大 臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壤汚染状況調査等の業務を廃止したので、土壤汚染対策法第40条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

廃止年月日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印の欄は、指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
 - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十二（第二十六条関係）

（表面）

←----- 12センチメートル ----->		
	第 号	↑ ↓ 8 セ ン チ メ ー ト ル
土壤汚染対策法第54条第6項の規定による身分証明書		
写 真	職員名及び氏名	
	年 月 日生	
	年 月 日発行	
	年 月 日限り有効	
	環 境 大 臣	
	地方環境事務所長	
	印	

（裏面）

土壤汚染対策法抜すい
（報告及び検査）
第54条 （略）
2～4 （略）
5 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
6 第1項又は前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
7 第1項又は第3項から第5項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一・二 （略）
三 第54条第1項若しくは第3項から第5項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二（第三条第一項関係）

収入印紙
(消印しては
ならない)

指定の更新申請書

指定番号	
※指定年月日	

年 月 日

環境大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつてはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名称	(郵便番号) 所在地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計 箇所		
備考		

- 備考 1 ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
- 2 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第三（第五条第四項関係）

		第	号
技術管理者証			
本籍地			
氏名			
生年月日		年	月 日生
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第5条第1項の規定により、技術管理者証を交付する。			
年 月 日		環 境 大 臣 印	
有効期間が満了する日		年 月 日	
備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 備考の欄には、技術管理者証の記載事項の変更（更新及び再交付の場合にあっては、技術管理者証の原交付年月日並びに更新である旨又は再交付である旨及び再交付の理由）について、その内容を記載すること。

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

技術管理者証交付申請書

ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所	郵便番号()		電話番号()
技術管理者試験合格証 書番号及び合格年月日	第 号 (年 月 日)		
<p>私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者 2 土壤汚染対策法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 3 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 <p>上記により、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第6条第1項の技術管理者証の交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
 (消印しては
 ならない)

技術管理者証書更新申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()		電話番号()
環境大臣が行う講習の修 了証番号及び修了年月日			
<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第1項の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

技術管理者証再交付申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)
ふ り が な 氏 名	生年月日 年 月 日生
本 籍	
住 所	郵便番号() 電話番号()
再交付申請の理由	
<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
 (消印しては
 ならない)

技術管理者証書換申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()		電話番号()
書換えを必要とする 事項			
<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
 （消印しては
 ならない）

技術管理者試験受験申請書

ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所	郵便番号()		電話番号()
受 験 希 望 地			
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第14条第1項の規定により、技術管理者試験を受験したいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
 (消印しては
 ならない)

技術管理者試験合格証書再交付申請書

合格証書番号及び合格 年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
住 所	郵便番号()		電話番号()
再交付申請の理由			
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第16条の規定により、技術管理者試験合格証書の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律関係通知

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（環水大土発第100305002号）

都道府県知事 殿
政 令 市 長

環境省水・大気環境局長

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 2 3 号。以下「改正法」という。）は、平成 2 1 年 4 月 2 4 日に公布され、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行することとされている（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 2 1 年政令第 2 4 5 号））。また、改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）を施行するため、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 2 1 年政令第 2 4 6 号。以下「改正令」という。）が平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日に、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 2 年環境省令第 1 号。以下「改正規則」という。）、汚染土壌処理業の許可の申請の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 2 年環境省令第 2 号。以下「改正処理業省令」という。）及び土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 2 年環境省令第 3 号。以下「改正指定調査機関等省令」という。）が平成 2 2 年 2 月 2 6 日に公布されたところである。

貴職におかれては、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「土壤汚染対策法の施行について」（平成 1 5 年 2 月 4 日付け環水土第 2 0 号環境省環境管理局水環境部長通知）は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

記

第 1 法改正の経緯及び目的

改正法による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関

する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする法律である。

環境省は、旧法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、旧法制定時に指摘された課題を整理検討するため、平成19年6月から「土壌環境施策に関するあり方懇談会」を開催し、その報告が、平成20年3月に取りまとめられた。この報告を受け、同年5月に中央環境審議会に対して今後の土壌汚染対策の在り方について諮問し、同年12月に答申されたところである。

この答申において、土壌汚染対策に関する現状と課題として、

- ・ 法に基づかない自主的な調査により土壌汚染が判明することが多く、このような自主的な調査により明らかとなった土壌汚染地については、情報が開示され、適切かつ確実に管理・対策を進めることが必要であること
- ・ 法では「盛土」や「封じ込め」等の摂取経路を遮断する対策を基本としているが、実際には「掘削除去」という過剰な対策が取られることが多く、掘削除去が環境リスクの管理・低減の点から不適切な場合もあることも踏まえ、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて合理的で適切な対策が実施されるよう、指定区域については、環境リスクに応じた合理的な分類をすべきであること
- ・ 最近、汚染された土壌の処理に関して、残土処分場や埋立地等における不適正事例が顕在化しており、掘削除去が増加していることを踏まえ、これらの不適正な処理を防止するため、適正な処理の基準や是正措置を規定すべきであること

が指摘されている。

これらの課題を解決するため、改正法により、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等所要の措置を講じたところである。

なお、旧法においては、「土壌汚染」は、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に限定されるものであり、自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壌をその対象としていなかったところである。しかしながら、法第4章において、汚染土壌（法第16条第1項の汚染土壌をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと及びかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壌を法の対象とすることとする。

第2 特定有害物質

旧法においては、①有害物質を含む土壌を直接摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することの2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質25種類を、特定有害物質として政令で指定していたところであり（旧法第2条第1項及び改正令による改正前の土壌汚染対策法施行令第1条）、改正法施行後においても、同様の物質を法の対象と

する。

第3 土壤汚染状況調査

土壤汚染による環境リスクの管理の前提として、土壤汚染に係る土地を的確に把握する必要がある。このため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行うこととしている。

具体的には、特定有害物質を製造、使用又は処理（以下「使用等」という。）する施設の使用が廃止された場合及び土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に加え、土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合に調査を行うこととした。

1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査

(1) 趣旨

特定有害物質を取り扱ったことのある工場・事業場については、土壤汚染の可能性が高いと考えられることから、旧法同様、工場・事業場としての管理がなされなくなる時点で土壤汚染状況調査を行うこととする。

具体的には、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等するもの（以下「有害物質使用特定施設」という。）の使用の廃止の時点において、土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、調査を実施する義務を課すこととする（法第3条第1項本文）。

なお、旧法においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理されていた特定有害物質の種類を土壤汚染状況調査の対象としていたところであるが、改正法施行後は、有害物質使用特定施設の敷地である土地においては土壤汚染のおそれが相当程度あると見込まれることから、その使用の廃止を契機として調査義務を課すという旧法と同様の考え方を採りつつも、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類のみならず、土壤汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下浸透（以下「埋設等」という。）、使用等及び貯蔵又は保管（以下「貯蔵等」という。）の履歴を踏まえ、調査の対象となる特定有害物質の種類を選定することとされたので（(5)参照）、留意されたい。

「有害物質使用特定施設」は、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設等は含まない。したがって、例えば、六価クロムを微量含む原材料を使用する生コンクリート製造用のバッチャープラント、特定有害物質が含まれる可能性がある廃棄物又は下水を処理するが当該特定有害物質に着目してその処理を行うものではない廃棄物処理施設及び下水道終末処理施設については、「有害物質使用特定施設」に該当しない。

なお、特定有害物質を使用している試験研究機関の研究棟に設置された洗浄施設

は、直接に特定有害物質を使用等するものではないが、当該研究棟で意図的に特定有害物質を使用する場合には洗浄施設に係る排水に特定有害物質が含まれ得ることに着目し、本法においても特定有害物質を使用等するものとして「有害物質使用特定施設」に該当することとなる点に留意されたい。

有害物質使用特定施設の「使用の廃止の時点」とは、当該施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる時点である。したがって、その時点においては、水質汚濁防止法第7条若しくは第10条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の4若しくは第12条の7の規定による届出が行われるべきものである。

「敷地」とは、工場・事業場の区域の全体を指し、建築物が設置されていた場所に限定されない。この「敷地」についての考え方は、「建築物の敷地」と規定されている場合を除き、他の規定についても共通である。

なお、旧法の施行前に使用が廃止された場合には、調査の義務は発生しない（法附則第3条）。また、(4)の法第3条第1項ただし書の都道府県知事（令第8条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）の確認を受けた場合には、土壤汚染状況調査の義務は免除されるが、法第3条第5項の規定により当該確認が取り消されることにより、改めて、当該義務が生ずることとなる。

(2) 調査の実施主体

① 土地の所有者等

土壤汚染状況調査は、土地を所有等する権原に基づき自らの土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握するものとして、当該土地の所有者等が実施することとする。なお、調査の実務は、環境大臣の指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）が、土地の所有者等の依頼を受けて行うこととなる。

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、土地の所有者が該当する。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当する。

「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合である。

その例としては、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が考えられる。

なお、この「土地の所有者等」についての考え方は、法第4条第1項、法第5条第1項、法第7条第1項等の他の規定についても共通である。

② 施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合の手続

ア. 土地の所有者等への通知

有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の

所有者等は施設の使用の廃止を知ることができないことから、旧法同様、都道府県知事が施設の使用が廃止された旨等を通知することとする（法第3条第2項）。

通知は、都道府県知事が施設の使用の廃止を知った際に行う。ここで、施設の使用の廃止の際の届出は、水質汚濁防止法に基づく届出は同法の都道府県知事（法の都道府県知事と同一）、下水道法に基づく届出は公共下水道管理者に対して行われる。したがって、下水道法に基づく届出に係る情報の入手について、都道府県知事は公共下水道管理者と十分な連絡を図ることとされたい。

イ. 通知の相手方

通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等に対し行うこととし、施設の廃止の後に土地の所有権の移転等があったとしても、新たな土地の所有者等に対しては行わないこととする（改正規則による改正後の土壤汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）第17条）。ただし、新たな土地の所有者等が法第3条第1項の調査を行うことを、元の土地の所有者等と新たな土地の所有者等が合意している場合には、当該新たな土地の所有者等に対して行うこととする。

ウ. 通知すべき事項

都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨のほか、土壤汚染状況調査の実施のために必要な情報として、当該施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該施設において使用等されていた特定有害物質の種類、法第3条第1項の報告を行うべき期限等を通知することとする（規則第18条）。

(3) 調査結果の報告の手続

① 報告の期限

法第3条第1項本文の報告は、調査の義務が発生した日から起算して120日以内に行うこととする。ただし、当該期間内に報告できない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事は、土地の所有者等の申請により、期限を延長できることとする（規則第1条第1項）。

「調査の義務が発生した日」とは、土地の所有者等が有害物質使用特定施設の設置者である場合は施設の使用廃止日、設置者でない場合は(2)②アの通知を受けた日である。なお、(4)の法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた場合には、(4)④の確認の取消しの通知を受けた日となる。

「期間内に報告できない特別の事情」の例には、自然災害の発生や気象条件により一定期間は調査が困難であること、土地が広大であり調査の実施に長期間を要すること、建築物をまもなく除却する予定であり除却時に併せて調査に着手することが合理的であること、調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること等が考えられる。

期限の延長に当たっては、個々の「特別の事情」に応じ、適切に報告期限を設定することとされたい。

② 報告すべき事項

法第3条第1項本文の報告事項は、使用等されていた特定有害物質の種類等の有害物質使用特定施設に関する事項、試料の採取地点及び分析結果等の土壤汚染状況調査の結果に関する事項に加え、当該使用が廃止されていた有害物質使用特定施設が使用等していた特定有害物質の種類以外の汚染のおそれのある特定有害物質の種類、土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号（改正指定調査機関等省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「指定調査機関等省令」という。）第1条第2項第3号参照）とした（規則第1条第2項）。

「土壤汚染状況調査の結果」については、法の義務付けによらず任意に行われた調査の結果を利用して報告することもできる。ただし、その場合は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要がある（なお、旧法施行前に行われた調査については、特例が認められる。（6）⑫において後述）こと、また、当該調査の実施後に使用等されていた特定有害物質に係る調査結果については認められないこと等に留意されたい。

ここにいう「公正に」とは、法第36条第2項の「公正に」と同義であり、法第31条第2号及び第3号の基準に適合する状態にある指定調査機関が行うことにより、「公正に」要件を満たすものと推定してよい。例えば、土壤汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社と同条第4号の親会社の関係が成立している場合には、「公正に」土壤汚染状況調査が行われていないものと解して差し支えない（指定調査機関等省令第2条第3項及び第4項参照）。なお、この「公正に」要件の考え方は、法第4条第2項及び法第5条第1項の命令に基づく調査並びに法第14条第1項の申請に係る調査についても同様である。

また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略した場合における当該省略した旨及びその理由が台帳記載事項とされたことから（規則第58条第4項第5号）、土壤汚染状況調査の結果として、当該省略した旨及びその理由を記載させることとする。

調査結果の信頼性の確保のため、調査を行った指定調査機関の名称等も報告することとする。

さらに、土壤中の特定有害物質の濃度に係る調査及びその結果の証明は計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）が行う必要があることから、その名称等も報告することとする。なお、濃度に係る調査等を計量証明事業者が行う必要があることについては、必要に応じ指定調査機関に対し教示することとされたい。

また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略した場合には、報告において、その旨及びその理由を明らかにする必要がある。

③ 報告のない場合又は虚偽の報告の場合の命令

都道府県知事は、法第3条第1項の報告が行われず、又は虚偽の報告があったときは、旧法同様、報告又は報告内容の是正を命ずることができることとする（法第3条第3項）。

この命令は、相当の履行期限を定めて行うこととする（令第2条）。「相当の履行期限」は、命令後に調査に着手することとなる場合には、①に準じ、原則として命令の日から起算して120日以内とすることが妥当である。

(4) 都道府県知事の確認による調査義務の一時的免除

① 趣旨

有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する間に限り調査の実施を免除することとする（法第3条第1項ただし書、第4項及び第5項）。

この場合、人の健康被害が生ずるおそれがないことについて、都道府県知事の確認を要することとしている。

② 都道府県知事の確認の手続

ア. 確認の申請

確認の申請は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等が、確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法等を記載した申請書を提出して行うこととする（規則第16条第1項）。

イ. 確認の要件

都道府県知事は、申請に係る土地が(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することが確実であると認められる場合に、確認をすることとする（規則第16条第2項）。

(イ) 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合

この「工場・事業場」は、使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じものか、又は関係者以外の者が敷地に立ち入ることができないものに限られる。

これに該当するものとしては、例えば、以下の場合が考えられる。

- i) 引き続き同一事業者が事業場として管理する土地のすべてを、一般の者が立ち入ることのない倉庫に変更する場合
- ii) 同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止して更地とし、有害物質使用特定施設以外の施設で引き続き事業を行う場合

- iii) 同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止し、その跡地に有害物質使用特定施設又はそれ以外の施設を新設し、当該新設した施設と従前の有害物質使用特定施設以外の施設を用いて引き続き事業を行う場合
- iv) 有害物質使用特定施設を使用した事業が継続されるが、土地の占有者が変更される（名義変更のみで有害物質使用特定施設が承継される）場合
- v) 有害物質使用特定施設を廃止し、新たな施設を設置するまでの間、更地として社内保有し、管理する場合（新たな施設の設定時期は明確であるものとする。）
- vi) 有害物質使用特定施設を廃止し、譲渡等による土地の所有者の変更後、新たに施設を設置し、工場・事業場としての管理がなされる場合

なお、「使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じ」であれば、「関係者以外の者が敷地に立ち入ることができる」としても確認の要件に該当する。例えば、一般の者も立ち入ることができる大学の敷地について、有害物質使用特定施設である研究施設が廃止された後に、引き続き同じ大学の敷地として用いられる場合が該当する。

- (ロ) 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合

「小規模な工場・事業場」とは、事業用の建築物が居住用の建築物と比較して著しく大きくなく、工場・事業場の敷地のごく一部に住居があるのではなく工場・事業場と住居が一体として設置されていると一般に認識される程度の規模の工場・事業場をいう。

- (ハ) 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づき、土壤汚染による人の健康被害の防止のための措置が行われることから、法に基づく調査義務を一時的に免除することができることとするものである。なお、同法に基づく措置が的確に行われていない場合には、都道府県知事は、法第56条第2項に基づき、産業保安監督部長に対し協力を求め、又は意見を述べる等の対応ができるものである。

「鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等」の「等」には、鉱山保安法第39条第1項の命令に基づき土壤汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものが該当する。

③ 確認後の手続

ア. 土地の利用方法の変更の届出

法第3条第1項の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地について予定されている利用の方法の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出ることとした（法第3条第4項）。

その手続は、規則第19条に定めたとおりであるが、このうち、同条第3号の「土地の場所」とは、土地の範囲をいい、規則中の他の「…の場所」も、同様の意味である。

イ. 確認を受けた土地の所有者等の地位の承継

確認に係る土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、「土地の所有者等」に変更があったときは、新たな土地の所有者等は、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継することとする（規則第16条第3項）。

これに伴い、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることとする（規則第16条第4項）。

「確認を受けた土地の所有者等の地位」とは、調査の実施を免除されること、アにより土地の利用方法の変更の届出を行うこと、④により確認が取り消された場合に土壤汚染状況調査及び報告を行うこと等である。

なお、地位の承継に当たっては、土壤汚染状況調査の実施に必要な情報も引き継がれる必要があり、有害物質使用特定施設の設置状況等の情報が適切に引き継がれるよう、新旧の土地の所有者等に対し、その旨の指導をすることとされたい。

④ 確認の取消し

都道府県知事は、③アの届出により、確認に係る土地が②イの要件を満たさないと認めるに至ったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨をその時点における土地の所有者等に通知することとした（法第3条第5項、規則第21条）。

確認が取り消された場合には、当該土地の所有者等に、土壤汚染状況調査及びその結果の報告の義務が発生することとなる。

(5) 調査の対象となる特定有害物質

法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象となる特定有害物質の種類は、旧法においては、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物であったが、改正後は、法第4条第2項の命令による土壤汚染状況調査においては、調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、25種の特定有害物質のうち、汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を分析の対象とすることとされたことに伴い（法第4条第2項、規則第26条参照）、これと同旨の考え方を法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査にも導入することとした。すなわち、改正後は、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設に

において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物のみならず、当該調査対象地における過去の土壌の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類とする。なお、この汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類には、分解生成物が含まれることになるので、留意されたい。

過去の調査結果に係る特定有害物質や使用等の履歴が明らかとなった特定有害物質	その分解生成物である特定有害物質
テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

(6) 土壌汚染状況調査の方法

土壌汚染状況調査の方法は、次のとおりである。法第3条第1項、第4条第2項及び第5条の土壌汚染状況調査の方法は、基本的に同じ方法である。

なお、この方法よりも詳細な方法で調査を行うことも認められる。

① 考え方

調査の方法については、調査を行わせることとした指定調査機関の違いにより調査結果に差が生じないように、土壌等の試料の採取の方法等について、詳細に定めることとしている。

具体的には、まず、調査対象地を100平方メートル単位の区画に分割し、調査を実施する者（指定調査機関が該当する。以下「調査実施者」という。）が行う土地の利用履歴等の調査の結果に基づき、各区画を土壌汚染が存在するおそれに応じて3種類に分類し、各区画を各分類ごとに定められた方法にしたがって、土壌等の試料の採取及び測定を実施する。

また、調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、一定の場合に調査の過程の全部又は一部の省略を認めることとする。

② 調査対象地の範囲

法第3条第1項本文の土壌汚染状況調査は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地のすべての区域が対象となる。

「工場・事業場の敷地」とは、公道等の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。なお、公道等により隔てられていても、配管等により接続され一体の生産プロセスとなっている場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地とする。

法第4条第2項及び法第5条第1項の土壤汚染状況調査においては、調査対象地の範囲は都道府県知事から示されることとなる。

③ 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握

ア. 土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握

調査実施者は、調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壤及び地下水の汚染の概況等の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握することとした（規則第3条第1項）。

「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことであり、例えば、調査対象地と同じ埋立材により一体的に造成された土地であって、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査により、その汚染状態が規則第31条第1項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第2項の基準（以下「土壤含有量基準」という。土壤溶出量基準と併せ、第4の1(2)において後述）に適合しないことが明らかとなっている土地が想定される。調査実施者は、かかる「周辺の土地」に関する情報についても、都道府県（令第8条に規定する市にあっては、市。以下同じ。）から情報を入手することを含め、自ら積極的に情報収集を行うことが望ましい。

調査実施者は、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地における特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査（以下「地歴調査」という。）において、25種の特定有害物質のうち試料採取等（土壤汚染状況調査のための土壤その他の試料の採取及び測定をいう。以下同じ。）の対象とすべきものを選定することとした（規則第3条第2項）。すなわち、調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴等を踏まえ（規則第26条参照）、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質や、当該履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等をしていたことが判明した特定有害物質及びその分解生成物等を、土壤の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがあると認められる特定有害物質の種類とし、試料採取等の対象とすべきものとして選定する。旧法第3条第1項の調査において調査対象物質とされていた、使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等がなされていた特定有害物質及びその分解生成物は、当然この中に含まれることとなる。分解生成物については、(5)の表に整理したとおりである。

地歴調査は、(イ)調査対象地の利用の状況に関する情報及び(ロ)特定有害物質

による汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集することにより行われる。(イ)は、調査対象地の用途に関する情報と汚染のおそれが生じた地表の位置に関する情報からなり、(ロ)は、特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等に関する情報からなる。調査実施者は、これらの情報を、可能な限り過去に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集する。なお、調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順については、追って整理したものを示す予定である。

調査実施者が地歴調査を十分に行わなかった場合は、イの土壤汚染のおそれの区分の分類において、土壤汚染が存在するおそれがない、又は少ないと判断される土地が減ることとなり、結果として、より詳細な調査を求められることとなるものである。

試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類は、公的届出資料等行政保有情報により判明することも考えられる。このため、調査実施者は、都道府県知事に対し、試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類を通知することを申請することができることとした(規則第3条第3項)。調査実施者は、この申請の際、地歴調査において試料採取等の対象とすべきと判断した特定有害物質の種類及びその理由等汚染のおそれを推定するために有効な情報を添えて行う必要がある(同条第5項)。都道府県知事は、この申請を受けて、調査対象地において土壤の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該特定有害物質の種類を調査実施者に通知することとした(規則第3条第3項)。ここにいう「土壤の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類」とは、規則第26条各号の履歴等に係る特定有害物質の種類であり、前述のとおり、調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果その汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴に係る特定有害物質及びその分解生成物等がこれに当たる。これらの特定有害物質の種類に関する情報が公的届出資料等行政が保有する情報により明らかとなることが考えられるため、上述の通知制度を設けた。

申請書に記載された特定有害物質の種類のほか、上記の行政保有情報により、土壤の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類が明らかとなった場合には後者についても併せて通知する必要がある。さらに、通知する特定有害物質の種類を選定する理由についても、併せて教示することが望ましい。また、分解生成物については、(5)の表に整理したとおりである。

なお、当該通知に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、試料採取等対象物質とすることを要しないが(規則第3条第2項ただし書)、任意に試料採取等の対象とした場合には、その結果を土壤汚染状況調査の結果として報告することができる。また、調査実施者が当該申請をすること

なく、試料採取等対象物質を確定することも可能であるが、上記の行政が保有する情報により汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を網羅していない場合には、当該網羅されていない特定有害物質の限度で、法第3条第3項に基づき再調査を命じられる可能性がある。

イ. 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、旧法同様、アにより把握した情報により、調査対象地を土壌汚染が存在するおそれに応じて次の3種類の区分に分類することとする（規則第3条第6項）。

(イ) 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地を指す。

土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地である。具体的には、調査対象地の履歴を可能な限り過去に遡った結果、当初から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地が該当する。

- ・ 山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等

なお、法第5条に基づく調査の対象となる土地の区域には、この区分に分類される土地は、通常、含まれることはないと考えられる（3(3)参照）。

(ロ) 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指す。

土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等を行う施設の敷地以外の土地である。具体的には、当該施設の設置時から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等をしていない土地が該当すると考えられる。

- ・ 事務所（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等

なお、人為的原因を確認することができないが、地質的に同質な状態で広く存在する土壌汚染地（第二種特定有害物質（第4の1(6)④ア(i)ii)にお

いて後述)に係るものに限る。)については、専らいわゆる自然的原因による土壤汚染であると考えられるところ、実際に測定を行うことによりその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明した場合は(ハ)に該当する。一方、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地であること等の理由により2(3)⑤の土地として土壤汚染状況調査の実施を義務付けられた当該近傍の土地等は、(ロ)に該当するものと解して差し支えない。

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の土地

(イ)及び(ロ)以外の土地は、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、次の土地が想定される。

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地
- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地
- ・ 上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の配水管及び排水処理施設

④ 調査対象地の区画の方法及び区画ごとに行う試料採取等

ア. 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端の地点(複数ある場合はそのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に10メートル四方の格子状に、調査対象地を区画することとする(規則第4条第1項本文)。

ただし、調査対象地の境界部分に100平方メートル未満の区画が多数生じ、必要以上に区画の数が多くなる場合があることから、i)一定の方法により格子の線を回転させることにより、区画される部分の数を減らすことができること、ii)一定条件に適合する場合には、100平方メートル未満の区画を隣接する区画と合わせることを定めることとする(規則第4条第1項ただし書及び第2項)。

また、法第4条第2項の命令による土壤汚染状況調査については、起点の設定方法の特例を設け、法第4条第1項の一の届出に係る複数の調査対象地すべてに共通する一の起点を定めて単位区画を設定する方法を例外的に許容することとした(規則第5条)。

これらの方法により区画された調査対象地を、「単位区画」と呼ぶ。

イ. 各単位区画ごとに行うべき試料採取等

試料採取等は、単位区画ごとの「土壤汚染が存在するおそれ」により、その密度を変えて行うこととし、具体的には次のとおりとする(規則第4条第3項)。

(イ) 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画については、100平方メートル単位で試料採取等を行うこととし、すべての当該単位区画において1地点の試料採取等を行うこととする。

(ロ) 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（以下「一部対象区画」という。）については、900平方メートル単位で試料採取等を行うこととし、30メートル四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの一部対象区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する（5地点均等混合法）こととする。

なお、試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が第一種特定有害物質（⑤において後述）である場合については、30メートル四方の格子状の区画内の1地点で試料採取等を行うこととする。

(ハ) すべての範囲が土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地である単位区画については、試料採取等を行わないこととする。

⑤ 調査対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類

試料採取等の方法は、試料採取等対象物質の種類ごとに、表のようにすることとする（規則第6条第1項）。

分類	調査対象物質	試料採取等の方法
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	土壤ガス調査（土壤ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、深部土壤の溶出量調査を含む。）
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物	土壤溶出量調査及び土壤含有量調査

	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン チオベンカルブ チウラム P C B 有機りん化合物	土壌溶出量調査

⑥ 土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の具体的な方法

ア. 試料の採取地点

単位区画内に土壌汚染が存在する可能性が高い部分がある場合には、当該部分における任意の地点において試料の採取を行うこととし、それ以外の場合には、試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこととする（規則第6条第2項から第4項まで）。

なお、それらの地点が急傾斜地であったり、使用中の構造物が存在し、その構造物の除去が調査後の土地利用に著しい支障をきたす場合等、当該地点において試料の採取を行うことが困難な場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料の採取をできることとする（同条第5項）。

「土壌汚染が存在する可能性が高い部分」とは、有害物質使用特定施設及び関連する配管、地下ピット、排水ます等の当該特定有害物質を使用等する施設の場所又はその周辺である。

イ. 試料の採取及び測定の方法

試料の採取及び測定の具体的な方法については、以下のとおりとする。その詳細については、環境大臣告示により定められている（平成15年環境省告示第16号から第19号まで）。

なお、舗装等により土壌が表面に現れていない場合には、舗装等を除去してから試料を採取することを基本とする。

また、測定の対象となる土壌は、破碎することなく、自然状態において2ミリメートル目のふるいを通りぬかして得た土壌とされているので（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）付表2）、留意されたい。

(イ) 土壌ガス調査

地表から概ね80から100センチメートルまでの深度の地中において土壌ガスを採取し、当該土壌ガス中の特定有害物質の量を測定すること。この深度の地中で地下水の存在により土壌ガスが採取できない場合には、当該地

下水を採取し、地下水中の特定有害物質の量を測定すること。

(ロ) 土壌溶出量調査及び土壌含有量調査

地表を基準に土壌採取の深度を設定していた旧法の考え方を改め、汚染のおそれが生じた場所の位置を基準とすることとした。ここにいう「汚染のおそれが生じた場所の位置」とは、調査義務の契機となった有害物質使用特定施設が設置されるよりも前に設置されていた特定有害物質を使用等し、又は貯蔵等する施設が設置されていた時点の地表や特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が漏出した地下配管の高さ等を想定している。

汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌を採取し、土壌溶出量又は土壌含有量を測定すること。ただし、当該位置から深さ50センチメートルまでの土壌が地表から深さ10メートル以内にある場合に限る。なお、ここにいう「地表」を含め、規則において特に断りなく用いる場合には、現在の地表を指す。

汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層（地表から5センチメートルまで）の土壌と、5から50センチメートルまでの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量又は土壌含有量を測定すること。なお、混合された土壌は、地表から50センチメートルまでの土壌を均等に採取した場合に比べて、表層の土壌の割合が9倍となっていることに注意されたい。

⑦ 900平方メートル単位の試料採取等において土壌汚染が判明した場合

④イ(ロ)の試料採取等（900平方メートル単位の試料採取等）の結果、土壌汚染が判明したときは、当該30メートル四方の格子内のすべての一部対象区画について、100平方メートル単位の試料採取等を行うこととする（規則第7条）。

⑧ 土壌ガス調査で特定有害物質が検出された場合の追加調査

第一種特定有害物質についての土壌ガス調査において、土壌ガスが検出された等の場合には、土壌ガス等が検出された連続する一定範囲の土地ごとに、土壌汚染が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、試料採取等を行うこととする（規則第8条）。

この試料採取等は、地表から深さ10メートルの深部までの土壌をボーリングにより採取して土壌溶出量を測定することにより行う。

「土壌汚染が存在するおそれが最も多いと認められる地点」とは、原則として、土壌ガス調査において、隣接するすべての単位区画における土壌ガス調査の結果と比べ、高い濃度の土壌ガス等が検出された地点とする。

なお、当該地点と同一の単位区画内において、検知管等の簡易的調査手法を用いること等により、より高濃度の土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる

地点があった場合には、当該地点において試料採取等を行うことができる。

⑨ 土壌汚染の有無の判定

土壌ガス調査の結果、土壌ガスが検出された（土壌ガスが採取できないことから地下水を採取した場合には、地下水に係る基準に適合しない）場合において、⑧の追加調査において土壌溶出量基準に適合しなかったときは土壌溶出量基準に適合しない土地と、規則第9条第1項第2号の基準（以下「第二溶出量基準」という。第4の1(6)④ア(i)ii)において後述）に適合しなかったときは第二溶出量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした。なお、土壌ガスが検出された試料採取等区画であっても、⑧の追加調査において採取した土壌が土壌溶出量基準に適合していた場合における当該試料採取等区画については、土壌溶出量基準に適合するものとする（規則第9条第1項）。

土壌溶出量調査又は土壌含有量調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には土壌溶出量基準に適合しない土地と、第二溶出量基準に適合しなかった場合には第二溶出量基準に適合しない土地と、土壌含有量基準に適合しなかった場合には土壌含有量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした（規則第9条第2項）。

⑩ 法第5条第1項の命令の場合の特例

法第5条第1項の命令に基づく調査については、③から⑧までの調査において土壌汚染が判明せず、⑨により土壌溶出量基準及び第二溶出量基準に適合しないとみなされる土地がない場合には、次の調査を追加的に行うこととする（規則第10条第1項）。

ア. 当該土地に土壌汚染が存在することが明らかな場合

土壌汚染が存在することが明らかな場所1地点においてボーリング等による地下水汚染調査及び土壌溶出量調査を行うこととする。

両調査のうち土壌溶出量調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体が土壌溶出量基準に適合しない土地と、第二溶出量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体が第二溶出量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした。ただし、単位区画内のすべての土地が③イにおいて(i)に分類された土地である場合における当該単位区画及びボーリングにより採取した土壌が土壌溶出量基準に適合した地点を含む単位区画は、除かれることとする。

イ. 当該土地の周辺の地下水に汚染がある場合

土壌汚染が存在する可能性が高い場所1地点において地下水の調査を行い、その結果、地下水の汚染が判明した場合は、その地点においてボーリング等による土壌溶出量調査を行うこととする。

調査の結果の判定については、アと同様である。

⑪ 土壤汚染状況調査における調査の過程の省略

土壤汚染の有無が判明していない場合であっても、土地の所有者等が土壤汚染がある土地とみなしてよいと考える場合には、従来の試料採取等の省略に加え（ウ参照）、調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略することができることとした。

ア. 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略

③から⑧までのすべての過程を省略することができることとした。この場合には、調査対象地全域について、25種のすべての特定有害物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされる（規則第11条）。

また、土壤汚染のおそれの把握のうち③アの試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類のお知らせの申請をし、当該通知を受けた場合には、当該通知により試料採取等対象物質として確定した特定有害物質の種類のみについて第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる。

なお、法第4条第2項及び法第5条第1項の調査において省略した場合には、当該調査の命令を行う書面に記載された特定有害物質の種類について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる（規則第3条第2項第2号参照）。

イ. 試料採取等を行う区画の選定等の省略

③のみを行い、④から⑧までの過程を省略することができることとした。この場合には、調査対象地のうち単位区画内のすべての土地が③イにおいて(イ)に分類された土地である場合における当該単位区画を除く区域について、試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる（規則第13条）。

ウ. 試料採取等の省略

調査対象地の1区画以上において土壤汚染の存在が明らかとなった場合において、その時点で土壤汚染の有無が判明していない区画における試料採取等を省略することとする。この場合には、規則第14条第2項各号に掲げる単位区画及び調査対象地のうち単位区画内のすべての土地が③イにおいて(イ)に分類された土地である場合における当該単位区画の区域を除き、調査対象地の区域を第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地とみなすことになる（規則第14条）。

エ. 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

第一種特定有害物質について、土壤ガス調査を省略し、調査対象地のうち単位区画内のすべての土地が③イにおいて(イ)に分類された土地である場合にお

ける当該単位区画を除く単位区画の中心（土壌汚染が存在する可能性が高い地点がある場合には、その地点）において、地表から深さ10メートルまでの土壌をボーリングにより採取して、土壌溶出量を測定することができることとした（規則第12条）。

⑫ 法施行前に行われた調査の結果の利用

土壌汚染の調査・対策については、旧法施行前においては「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月環境庁水質保全局長通知。以下「調査・対策指針」という。）に基づき、自主的に、あるいは地方公共団体の指導のもとに行われてきた。

このため、旧法施行前に、法に基づく土壌汚染状況調査と同等程度の精度を保って土壌汚染の調査が行われたと認められる場合であって、当該調査の後に新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果を法に基づく調査の結果とみなすことができることとされていたところであるが、改正法施行後も、同様とする（規則第15条）。

「同等程度の精度を保って」とは、試料採取等の密度が同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われていることである。試料採取等の密度については、例えば、調査・対策指針に基づき1000平方メートルに1地点（5地点均等混合法）の試料の採取を行った調査の結果は、④イ(ロ)の900平方メートル単位の試料採取等の結果と同等程度の精度があると認められる。

なお、同等程度の精度を保っていることを確認するために、i) 旧法施行前の調査が指定調査機関である者によって行われていること、又はii) 旧法施行前の調査の内容及び結果が適正なものであることを指定調査機関が確認（原則として書類上の確認でよいが、必要に応じ現地調査による確認）をしていることを要することとする。

2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(1) 趣旨

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌（規則第3条第6項第1号の基準不適合土壌をいう。以下同じ。）の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものである。一方、旧法においては、土地の形質の変更の届出は、指定区域内の土地に限られており、指定区域外における土地の形質の変更について、何らの規制が及ぼされていなかった。

このため、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとした（法第4条）。

(2) 土地の形質の変更の届出

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の30日前までに、当該形質の変更をしようとする土地の所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第4条第1項）。この環境省令で定める規模は、3000平方メートルとする（規則第22条）。

① 届出義務の対象となる土地の形質の変更

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3000平方メートル以上であれば、届出が義務付けられることとする。ただし、法第4条第2項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じて要措置区域等に指定して、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせることにあるところ、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要とする（(3)参照）。

トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとなる。

同一の手續において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3000平方メートル以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。

当該届出は、②の届出義務者が自らその義務の発生を自覚し、行うべきものであることはもちろんであるが、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく工事許可担当部局等が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとり、当該届出義務の履行の確保を図るよう努めることとされたい。

なお、当該届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、類型的に以下の二つを定めた。

ア. 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

土壤汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さいことから、適用除外とした（規則第25条）。

このうち、同条第1号口の「土壤の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更を行う場所からの土壤の飛散又は流出をいう。

同号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分のもっとも深い部分が地表から50センチメートル以上であれば、適用除外とはならない。

また、同条第2号の「農業を営むために通常行われる行為」とは、農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。）において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等を想定している。なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、同号に該当しない。

イ. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外とした（法第4条第1項第2号）。

② 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

③ 届出の際の添付図面及び書類

当該届出の際に、届出書に添えて、ア. 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面及びイ. 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書を提出しなければならないこととした（規則第23条第2項）。

このうち、アの「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」とは、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する。

また、イについては、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定される。

④ 届出義務の履行期限

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行わなければならない。ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない。

(3) 調査の対象となる土地

前述のとおり、盛土は、それが行われる土地が汚染されていたとしても、これにより当該土地の汚染を拡散させるリスクがないことから、法第4条第2項の調査の命令の対象となる土地は、法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われ

る土地のうちいわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地であることとした（法第4条第2項）。

「当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準」は、具体的には、以下のとおりである（規則第26条各号）。

土地の形質の変更をしようとする者が、当該土地がこの基準に該当するかどうかを照会した場合には、法第61条第1項の規定により、特定有害物質による汚染の状況に関する情報を提供することが望ましい。

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地

土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、規則が定める測定方法によりその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明した土地の区域をいう。

- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等があったことを客観的に示す行政手続の例については、別途示すこととする。

- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

「製造し、使用し、又は処理する」は、法第3条第1項の「製造し、使用し、又は処理する」と同様の意味であるが、これにより③に該当しないこととされた土地であっても、②又は④に該当する土地である可能性はあるので、留意されたい。

特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設及びそれを設置している建物、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設、特定有害物質を使用等する作業場等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。

なお、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等があったことを客観的に示す行政手続の例については、別途示すこととする。

- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体への地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

特定有害物質の保管倉庫等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。なお、ここにいう「貯蔵」又は「保管」は、容器により密閉した状態のままなされる貯蔵又は保管を含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵又は保管が該当する。具体的には、ガソリン

スタンド等の敷地である土地又は敷地であった土地が想定される。

また、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム缶その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により行われる貯蔵又は保管は、密閉した状態のままで行われるものであっても、ここにいう「貯蔵」、「保管」に該当するものと解することとする。

特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものについては、今後の知見の集積を踏まえ、定められることとなる。

- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地

例えば、鉱山の敷地であった土地であって、鉱業権の消滅後5年を経過し、かつ、鉱山保安法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がなされていないものが該当する。

また、人為的原因を確認することができない土壤汚染であって、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地（第二種特定有害物質に係るものに限る。）については、専らいわゆる自然的原因による土壤汚染であると考えられるところ、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明したものであれば①に該当することとなるが、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、⑤に該当するものと解することが可能であると考えられる。

(4) 命令の手續

法第4条第2項の調査命令は、調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由並びに調査報告期限を記載した書面により行うこととした（規則第27条）。また、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものとならないよう、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知することとされたい。

調査の対象となる土地の場所は、(2)にあるとおり、法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうちいわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地の範囲である。

調査の対象となる特定有害物質の種類については、調査の対象となる土地の場所における(3)①から⑤までの基準からみて土壤汚染のおそれがあると考えられる特定有害物質の種類である。

当該基準に該当しているとして命令を発出するに当たっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透したことや、特定有害物質の使用等があったことの期間や時期、含まれていた量を踏まえ、当該土地が特定有害物質によって汚染されていることの蓋然性を判断した上で、当該命令の発出の可否を判断することとされたい。

命令の発出は、当該土地の形質の変更が着手された後では汚染の拡散のリスクが

生じることから、着手予定日以前に行う必要があるが、被命令者に配慮し、命令発出の可否を速やかに判断することが望ましい。また、土地の形質の変更が行われることにより土壌汚染状況調査の適正な実施に支障が生じ、命令を履行することができなくなる可能性があることから、土壌汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、土地の形質の変更を行うことのないよう指導されたい。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について調査命令を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい。

調査報告期限については、調査の障害となる構造物のない更地の場合は命令から120日程度を目安とし、土地の所有者等の事情その他の調査に要する期間に影響を与える状況を勘案して設定されたい。なお、調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること、緊急事態等のため早急に調査を行うことが困難であることも、勘案すべき状況に含まれる。

この命令は不利益処分であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、命令を行うこととした理由を示すとともに、聴聞又は弁明の機会の付与を行って命令の内容について異議を主張する機会を与え、その者の意見や事情を十分に考慮することが必要である。

また、命令については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、都道府県知事に対して異議申し立てができることに留意されたい。

なお、調査の命令を行うに当たっては、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう配慮することとされたい。

(5) 地歴調査により汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類と試料採取等対象物質との関係

規則第27条により調査の対象とすることとされた特定有害物質の種類のほか、地歴調査により汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類がある場合において、後者を試料採取等対象物質とすることなく、土壌汚染状況調査の結果を報告したときは、都道府県知事は、後者について、改めて法第4条第2項の命令を発出する必要がある。

(6) 法第3条第1項の調査との関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止されると同時にその敷地内において3000平方メートル以上の土地の形質の変更が行われる場合には、法第3条第1項の調査義務と法第4条第1項の届出義務が生ずるとともに、法第4条第2項の調査命令を発出することができる基準に該当するものと考えられるが、法第3条第1項の調査義務が履行されるならば、あえて、法第4条第2項の命令を発出する必要はない。

また、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において3000平方メートル以上の土地の形質の変更が行われる場合には、当該確認により同項の調査義務が一時的に免除されていることにかかわらず、法第4条第2項の命令の発出の可否が検討されるべきであることは、当然である。

3. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

(1) 趣旨

土壌汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ、汚染があるとすればそれが人に摂取される可能性がある土地については、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることから、土壌汚染の状況を調査し、汚染の除去等の措置を実施する必要性が高い。

したがって、都道府県知事は、旧法同様、そのような土地について、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとする（法第5条第1項）。

(2) 調査の対象となる土地の基準

調査の命令の対象となる土地は、当該土地において土壌汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性があることを要することとする（令第3条第1号）。

また、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地、鉱山の敷地等については、調査の命令の対象とならないこととする（令第3条第2号）。

ある土地がこの基準に該当するかどうかその他の調査の命令に係る都道府県知事の判断の基礎となる情報については、必要に応じ情報提供を行うことが望ましく、土地の所有者等その他の情報を必要とする者がいる場合はその求めに応じて速やかに、当該基準に該当するか及びその理由並びに当該基準に該当する場合は調査の対象となる土地の範囲、特定有害物質の種類及びそれらの理由を回答することが望ましい。

① 土壌汚染の蓋然性が高く、かつ、人の暴露の可能性があること

「土壌汚染の蓋然性が高い」とは、原則として、その土地で土壌汚染が明らかとなっているか、又は近隣で地下水汚染若しくは土壌汚染が明らかとなり、かつ、汚染状況や土地の履歴等からみて当該近隣の汚染の原因がその土地にあると認められる場合が該当する。

例えば、単に有害物質使用特定施設が設置されていた土地であること等の土地の履歴のみをもって、「土壌汚染の蓋然性が高い」と判断されることはない。

なお、土地の履歴については、都市計画法に基づく開発許可担当部局又は宅地造成等規制法に基づく工事許可担当部局が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとることとされたい。また、土地の履歴から土壌汚染のおそれを判断するに当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2の規定に基づく定期点検等の法定点検が行われ、土壌汚染の発生の防止が図られている場合には、当該定期点検の結果等を必要に応じ考慮に入れて判断することとされたい。

また、廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されている場合等であれば、それが適切に管理されている限りにおいて、特定

有害物質を含んでいたとしても人が摂取する可能性はないと考えられることから、調査の命令の対象とはならない。なお、非鉄製錬業や鉄鋼業の製錬・製鋼プロセスで副生成物として得られるスラグ等や石炭火力発電に伴い排出される石炭灰等が土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壌と区別して用いられている場合は、そもそも土壌とはみなされない。

「人の暴露の可能性がある」の判断基準は、土壌汚染の種類（地下水を經由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壌を直接摂取するリスクの観点からのものか）及び蓋然性ごとに異なり、具体的にはアからウまでのとおりである。

ア．地下水経由の観点からの土壌汚染が明らかな場合

(イ) 考え方

地下水経由の観点からの土壌汚染が明らかとなっている土地については、当該土壌汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号イ）。

「地下水経由の観点からの土壌汚染」とは、土壌溶出量基準に適合しない土壌汚染である（規則第28条第1項）。

「土壌汚染が明らか」とは、事業者等による調査結果において土壌汚染が判明し、当該結果が都道府県に報告された場合等が該当するものであり、種々の不確かな情報のみをもって「土壌汚染が明らか」とは判断できない。

「地下水汚染」とは、地下水が規則第7条第1項の基準（地下水基準）に適合しないことである（規則第29条）。

「現に地下水汚染が生じ」とは、都道府県による地下水の常時監視等の結果において、地下水汚染が判明している場合である。

「地下水汚染が生ずることが確実であると認められ」とは、原則として都道府県が行う定期的な地下水モニタリング（測定回数は3回以上、期間は2年以上）の結果、濃度レベルが増加傾向にあり、このまま一様に増加するとすれば、次回のモニタリングの機会には地下水基準に適合しなくなると考えられる場合である。なお、直近のモニタリング結果における濃度レベルの目安は、地下水基準の概ね0.9倍程度を超過していることであり、これを参考に判断することとされたい。

(ロ) 周辺の地下水の利用状況等に係る要件

(イ)の「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」とは、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、当該地下水が人の飲用利用に供されている等、規則第30条各号に掲げる地点があることである（規則第30条）。

同条各号の内容は、水質汚濁防止法第14条の3の地下水の水質の浄化に係る措置命令（以下「浄化措置命令」という。）を発する際の要件に関する、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条

の3第2項各号に定めるものと基本的に同じである。したがって、その考え方については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成8年10月1日付け環水管第275号、環水規第319号環境事務次官通達）第2の「1 措置命令」の項を参照されたい。

なお、浄化措置命令の場合には、水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項各号に定める地点において同項に定める浄化基準を超過する必要があるが、本法の場合には、規則第30条各号に掲げる地点が地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内に存在すれば、必ずしも地下水基準を超過している必要がないことに留意されたい。

「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲を指し、特定有害物質の種類により、また、その場所における地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なるものである。

地下水汚染が到達する具体的な距離については、地層等の条件により大きく異なるため個々の事例ごとに地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定されることが望ましい。それが困難な場合には、一般的な地下水の実流速の下では以下の一般値の長さまで地下水汚染が到達すると考えられることから、これを参考にして判断することとされたい。

特定有害物質の種類	一般値 (m)
第一種特定有害物質	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質	概ね 80

また、地下水汚染の到達する可能性が高い範囲に関する距離以外の条件としては、原則として不圧地下水の主流動方向の左右それぞれ90度（全体で180度（当該地域が一定の勾配を持つこと等から地下水の主流動方向が大きく変化することがないと認められる場合には、左右それぞれ60度（全体で120度））の範囲であること、水理基盤となる山地等及び一定条件を満たした河川等を越えないことが挙げられる。

イ. 地下水経由の観点からの土壌汚染のおそれがある場合

地下水経由の観点からの土壌汚染のおそれがある土地については、当該土壌汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号ロ）。

「地下水経由の観点からの土壌汚染」、「現に地下水汚染が生じ」及び「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、アと同じである。

「土壤汚染のおそれがある土地」については、都道府県において地下水の調査等を行い、地下水の流動や土地の履歴等からみて当該地下水汚染の原因と推定される土壤汚染の存在する蓋然性が高い土地が該当するものである。

ウ．直接摂取の観点からの土壤汚染が明らかか、又はそのおそれがある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染が明らかか、又はそのおそれがある土地については、当該土地が人が立ち入ることができる状態となっている場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号ハ）。

「直接摂取の観点からの土壤汚染」とは、土壤含有量基準に適合しない土壤汚染である（規則第28条第2項）。

「土壤汚染が明らか」については、土壤汚染の基準の観点が異なるほかは、ア(イ)と同様である。なお、令においては、「土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず」と規定されている。

「土壤汚染のおそれがある土地」については、隣地で土壤汚染が判明し、かつ、当該土地と隣地とが工場の一連の敷地であり、又は土壤汚染の状況からみて隣地と連続する土壤汚染が存在することが明白である等、土壤汚染の存在する蓋然性が高い土地が該当するものである。

「当該土地が人が立ち入ることができる状態」には、火山の火口内等の特殊な土地や、関係者以外の者の立入りを制限している工場・事業場の敷地以外の土地のすべてが該当することとなる。

② 調査の命令の対象とならない土地でないこと

ア．汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、調査の命令の対象とはならないこととする（令第3条第2号イ）。

例えば、地面が適切に舗装又は覆土されている土地は、地下水を經由した健康被害のおそれがある場合を除き、調査の命令の対象とならないこととなる。

「措置が講じられている」とは、措置を自主的に行った場合のほか、措置としてではなく行った舗装等の行為により結果的に法第7条第6項の技術的基準に適合することとなった場合を含む。

また、措置の実施中や計画中的場合も含まれるが、これは、調査命令の必要性を判断する端緒となった時点で実施中又は計画中であることを要し、例えば、調査命令が発出される可能性があることを知った後に措置を実施又は計画した場合は含まれない。

なお、旧法施行前に自主的に行われた措置については、都道府県と協議の上、調査・対策指針に則って講じたものであれば、基本的に、法第7条第6項の技術的基準に適合するものと認められる。

また、法第7条第6項の技術的基準においては、一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、措置が講じられているものとみなす旨の規定（規則第41条）があるため、

そのような土地は調査命令の対象とならない。

さらに、鉱山保安法第39条第1項の命令を受け、土壤汚染による鉱害を防止するための必要な設備が講じられている土地についても、法第7条第6項の技術的基準に適合する措置が講じられていると考えることができ、調査の命令の対象とはならない。

イ. 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地等でないこと

操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地については、調査の命令の対象とはならないこととする（令第3条第2号ロ）。

調査の対象とならないことについての考え方、「鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等」の「等」の内容については、法第3条第1項の調査に関する1(4)②イ(ハ)と同様である。

なお、このような土地について、鉱業の実施以外の理由により土壤汚染が生じている場合には、当該土壤汚染の調査が鉱山保安法に基づき行われることはないことから、調査の命令の対象となるものである。

(3) 命令の手続

法第5条第1項の調査命令は、調査の対象となる土地の範囲、特定有害物質の種類、報告期限を記載した書面により行うこととする（令第4条第1項）。また、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものとならないよう、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知することとされたい。

調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類については、「土壤汚染が明らか」な場合には、土壤汚染が判明している区域を対象に、土壤汚染が判明している特定有害物質についてのみ命令が行え、また、「土壤汚染のおそれがある」場合には、土壤汚染の蓋然性が相当程度に高い区域として一定の根拠を示し得る程度に絞り込まれた区域を対象に、その疑いがある特定有害物質についてのみ命令が行えるものである。

調査報告期限並びに行政手続法及び行政不服審査法の適用については、法第4条第2項の調査の命令と同様であり、2(4)を参照されたい。

また、調査の命令を行うに当たっては、2(4)と同様、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう配慮することとされたい。

(4) 都道府県知事による調査の実施等

都道府県知事は、過失がなく調査を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができることとした（法第5条第2項）。

「調査を命ずべき者を確知することができず」とは、調査の命令を発出すべき土

地について、所有権の帰属に争いがあるために土地の所有者を確定できないといった特殊な場合のみが該当するものである。

したがって、調査の命令を受けた土地の所有者等が調査を実施しない場合であつて、必要なときには、この規定により都道府県が調査を行うのではなく、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行を行うべきものである。

「その者の負担」とは、土地の所有者等の負担を意味する。

第4 区域の指定等

旧法においては、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれの有無にかかわらず、一定の基準に適合しない汚染状態にある土地を一律に指定区域に指定していたが、改正後は、当該一定の基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に、それぞれ区分して指定するとともに、前者については、都道府県知事が健康被害の防止のために必要な措置を指示することとした。

1. 要措置区域

(1) 趣旨

都道府県知事は、法第3条第1項、第4条第2項及び第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が(2)の基準に適合せず、かつ、(3)に該当すると認める場合には、当該土地の区域を要措置区域として指定し、その旨を公示することとした（法第6条第1項及び第2項）。

また、汚染の除去等の措置により、要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土地について要措置区域の指定を解除し、その旨を公示することとした（法第6条第4項及び第5項）。

要措置区域の指定及び解除は、公示によってその効力を生ずる（法第6条第3項）ことから、公示は、土壤汚染状況調査の結果の報告や汚染の除去等の措置を終了した旨の報告を受け、それを確認した後速やかに行うこととされたい。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について要措置区域の指定を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい。

(2) 要措置区域の指定基準（汚染状態に関する基準）

要措置区域の指定基準のうち汚染状態に関する基準（法第6条第1項第1号）として、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準が定められている（規則第31条第1項及び第2項並びに別表第2及び第3）。

土壤溶出量基準は25種のすべての特定有害物質について、土壤含有量基準は第二種特定有害物質9物質について、それぞれ定められている。なお、土壤溶出量基準は、現行の土壤環境基準のうち溶出量に係るものと同じ数値となっている。

(3) 要措置区域の指定基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）

要措置区域の指定基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準（法第6条第1項第2号）は、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性があることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこととした（令第5条第1号及び第2号）。これらは、旧法第7条第1項又は第2項の措置命令の対象となる土地の基準と同様である。

① 人の暴露の可能性があること

「人の暴露の可能性がある」の判断基準は、土壌汚染の種類（地下水を經由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壌を直接摂取するリスクの観点からのものか）により異なり、具体的にはア又はイのとおりである。

ア. 地下水経由の観点からの土壌汚染がある場合

地下水経由の観点からの土壌汚染がある土地については、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、「人の暴露の可能性がある」と判断されることとなる（令第5条第1号イ）。

「地下水経由の観点からの土壌汚染」及び「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、法第5条第1項の調査の命令と同様であり、第3の3(2)①アを参照されたい。

「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、規則第30条に規定したとおりであるが、このうち、同条第1号に関しては、行政保有情報、近隣住民用のための回覧板、戸別訪問等により、第3の3(2)①ア(ロ)の「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」内に飲用井戸が存在しないことを確認し、かつ、当該区域において上水道が敷設されている場合等、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められない場合には、同号に係る要件を満たさないものとし、さらに、同条第2号から第4号までに係る要件を満たさないことをもって、形質変更時要届出区域に指定して差し支えないこととする。なお、この場合において、飲用井戸の存在確認のための調査に協力しない者が区域の指定後に飲用井戸の存在を申し立てた場合であっても、当該形質変更時要届出区域の指定を解除し、要措置区域に指定することは要しないこととして運用されたい。

また、いわゆる自然的原因のみによる土壌汚染については、地質的に同質な状態で汚染が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしてもその効果の発現を期待することができないのが通常の場合であると考えられる。

このため、かかる土壌汚染地のうち土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、その周辺の土地に飲用井戸が存在する場合には、当該周辺の土地において上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準」（法第6条第1項第2号）に該当しないものとみなし、形質変更時要届出区域に指定するよう取り扱われたい。

イ. 直接摂取の観点からの土壌汚染がある場合

直接摂取の観点からの土壌汚染がある土地については、当該土地が人が立ち入ることができる状態となっている場合に、「人の暴露の可能性がある」と判断されることとなる（令第5条第1号ロ）。

「直接摂取の観点からの土壌汚染」及び「当該土地が人が立ち入ることができる状態」については、法第5条第1項の調査の命令と同様であり、第3の3(2)①ウを参照されたい。

② 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、要措置区域に指定されないこととした（令第5条第2号）。

「措置が講じられている」については、法第5条第1項の調査の場合と異なり、都道府県知事が要措置区域に指定しようとする時点で、措置が完了していることを要することとする。

(4) 要措置区域の指定の公示

要措置区域の公示は、土壌汚染状況調査の結果の報告を受け、指定をする旨、要措置区域、(2)の基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（(6)③において後述）を明示して、都道府県の公報に掲載して行うこととした（規則第32条）。この指定は、公示することにより効力を生ずる（法第6条第3項）。

要措置区域の明示については、①市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番、②一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、③平面図のいずれかによることとした。

これについては、①を基本とし、地番が不明確である場合に②によることとされたい。また、一の地番の土地の一部を指定する場合には、①により「…の地番の一部」と記載し、又は③により平面図を用いて明示することとなる。

(5) 要措置区域の指定の解除

要措置区域の解除は、汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認める際に、行うこととする。解除の効力発生要件が公示であること及び公示の方法については、(4)と同様である（法第6条第5項において準用する同条第2項及び第3項）。

「汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認める」には、土壌汚染の除去（(6)④イ(ホ)において後述）により要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を(2)の基準に適合させることにより、当然に、(3)の基準にも該当しないこととなる場合と、土壌汚染の除去以外の汚染の除去等の措置により、(2)の基準に適合しない汚染土壌は残存するものの、①土壌中の特定有害物質が溶出した地下水等の飲用摂取又は②特定有害物質を含む土壌の直接摂取の経路を遮断し、(3)の基準に該当しないこととなる場

合がある。

後者の場合には、当該要措置区域について、その指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定する必要があるので留意されたい。

また、第3の1(6)⑪アからウまでにより、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程をあらためて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画については汚染の除去等の措置を行う必要がある。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による措置も考えられ、これは「土壤汚染の除去」に該当するが、現時点では、当該方法による除去の効果の持続性については、技術的に保証されているとはいえないことから、当該措置の実施による要措置区域の解除は、行わないことが妥当である。

(6) 汚染の除去等の措置

① 趣旨

都道府県知事は、要措置区域の指定をしたときは、当該要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを指示することとした（法第7条第1項本文）。

ただし、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、講じさせることにつき土地の所有者等に異議がないときは、当該汚染原因者に指示をすることとした（法第7条第1項ただし書。⑤参照）。これは、土地の所有者等が指示を受けて措置に着手した後の場合も同様であり、措置の着手後に汚染原因者が判明した場合には、当該指示を取り消し、あらためて、汚染原因者に対し、指示がなされるべきものである。

「汚染原因者に措置を講じさせることが相当」でない場合とは、法第8条において汚染原因者に費用を請求できない場合として規定されている「既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる」場合（(7)において後述）、汚染原因者に費用負担能力が全くない場合、土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又は合意があったとみなされる場合等である。これについては、個々の事例ごとに、汚染原因者の費用負担能力、土地の売却時の契約の内容等を勘案して、判断することとされたい。

なお、汚染原因者の一部のみが明らかな場合には、当該明らかとなった一部の汚染原因者以外の原因による土壤汚染については、土地の所有者等の指示を受けべき地位は失われないこととなる。

この指示が、土地の所有者等であって、汚染原因者でなく、かつ、措置の費用負担能力に関する一定の基準に該当するものに対して行われる場合には、一定の支援が行われることが適当であり、都道府県のこのような者に対する助成について、指定支援法人からの助成金の交付が行われる（第7において後述）。

また、汚染原因者に費用負担能力がないために土地の所有者等が措置を講じた

ときを含め、汚染の除去等の措置の実施者に対しては、国は資金のあつせんその他の支援措置（租税特別措置等）を講じているところである。

② 指示の手続

都道府県知事は、汚染の除去等の措置の指示をするときは、講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由並びに汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限を示すこととした（法第7条第2項、規則第35条）。

ここにいう「汚染の除去等の措置を講ずべき期限」については、措置を講ずべき土地の面積、土壤汚染の状況、措置の内容、措置の実施者の費用負担能力、技術的能力等を勘案した上で、措置が確実にかつできるだけ早期に実施されるよう設定することとされたい。なお、後述する地下水の水質の測定については、終期を定めることができないため、措置の着手の期限を定めることとされたい。また、措置の内容が汚染土壤の掘削による除去又は区域外土壤入換えである場合には、掘削した汚染土壤の要措置区域外への搬出を伴うため、当該土壤の処理が適正に行われたことについて措置の実施者が確認を行う時間を要することを踏まえ、措置の実施期限を設定する必要があることに留意されたい。

また、開発許可又は工事許可の対象となる土地について指示を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい。

③ 指示措置等の実施義務及び措置命令

②の手続を経て指示を受けた者は、当該指示において示された講ずべき汚染の除去等の措置（「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置（指示措置と併せて「指示措置等」という。）を、当該指示において示された期限までに講ずべき義務を負い（法第7条第3項）、都道府県知事は、この義務を履行していないと認めるときは、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができることとした（法第7条第4項）。

旧法第7条第1項又は第2項の措置命令と異なり、指示措置の内容は、土地の所有者等及び汚染原因者の主観にかかわらず、専ら土地の汚染状態及び土地の用途のみによって客観的に定められることとした（規則第36条、第39条及び別表第5）。具体的には、健康被害の防止のために必要十分な措置として規則別表第5の中欄に定める措置を指示することとした。

法第7条第4項の措置命令は、相当の履行期限を定め、書面により行うこととした（規則第37条）。ここにいう履行期限の考え方は、②の「汚染の除去等の措置を講ずべき期限」と同様であり、開発許可又は工事許可の対象となる土地について命令を行う場合において、必要に応じ、担当部局との連絡調整に努めることとされたいことも、②と同様である。

行政手続法及び行政不服審査法の適用については、法第4条第2項の調査の命令と同様であり、第3の2(4)を参照されたい。

④ 指示措置等に関する技術的基準

ア. 指示措置の内容

汚染の除去等の措置については、技術的には複数の内容の措置が適用可能な場面が多いが、旧法第7条第1項又は第2項の措置命令と異なり、指示措置の内容は、土地の所有者等及び汚染原因者の主観にかかわらず、専ら土地の汚染状態及び土地の用途のみによって客観的に定められることとしたのは、前述のとおりである（③参照）。

また、以下に述べるとおり、土壌汚染の除去が指示措置とされるのは土地の用途からみた限定的な場合のみとしており、土壌汚染の除去、とりわけ、掘削除去は、汚染の拡散のリスクを防止する観点から、できるかぎり抑制的に取り扱うこととしたところである。

土壌汚染の状態ごとの講ずべき措置の内容は、次のとおりである。

(イ) 地下水経由の観点からの土壌汚染がある場合

i) 地下水汚染が生じていない場合

地下水経由の観点からの土壌汚染がある場合であって、当該土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないときは、地下水の水質の測定を指示措置とすることとした（規則別表第5の1の項）。

ii) 地下水汚染が生じている場合

地下水経由の観点からの土壌汚染がある場合であって、当該土壌汚染に起因する地下水汚染が生じているときは、特定有害物質の種類ごとに土壌溶出量基準の3倍から30倍までの溶出量をもって定められている第二溶出量基準（規則別表第4）に適合するものであるかどうかによって、指示措置の内容を定めることとする（規則別表第5の2の項から6の項まで）。

各物質の種類ごとの講ずべき措置の選択の方法については、以下のとおりである。

- 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

指示措置は、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めとした（規則別表第5の2の項）。

なお、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを講ずる場合には、あらかじめ、汚染状態を第二溶出量基準に適合させることを要することに留意されたい。

- 第二種特定有害物質（重金属等）

第一種特定有害物質の場合と同様である（規則別表第5の3の項及び4の項）。

- 第三種特定有害物質（農薬等）

指示措置は、第二溶出量基準に適合しない場合は遮断工封じ込め、第二溶出量基準に適合し、かつ、土壌溶出量基準に適合しない場合は原位置封じ込め又は遮水工封じ込めとする（規則別表第5の5の項及び6の項）。

措置の技術的な適用可能性については、以下の表のとおりである。

	第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）		第二種特定有害物質（重金属等）		第三種特定有害物質（農薬等）	
	基準適合※	基準不適合※	基準適合※	基準不適合※	基準適合※	基準不適合※
原位置封じ込め	○	○(※※)	○	○(※※)	○	×
遮水工封じ込め	○	○(※※)	○	○(※※)	○	×
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	○
不溶化	×	×	○	×	×	×

(※) 「基準適合」「基準不適合」は、第二溶出量基準に適合するかどうかを意味する。

(※※) 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要。

(ロ) 直接摂取の観点からの土壌汚染がある場合

原則とする措置は、盛土とする（規則別表第5の9の項）。ただし、主として居住の用に供されている建築物の専ら居住の用に供されている場所が盛土をすることで日常の居住の用に著しい支障を生じる場合には土壌入換えとした（規則別表第5の8の項）。また、特別な場合には、土壌汚染の除去が命じられる（規則別表第5の7の項）。

「主として居住の用に供されている建築物」とは、建築物のほとんどが居住の用に供されている建物である。例えば、マンションについては、1階等のごく一部が居住の用ではなく商店等の用に供されているものを含む。

「専ら居住の用に供されている場所」は、マンションの敷地については、その1階が事業用である部分は該当せず、専ら居住用である部分は該当し、居住兼事業用である部分は個別事例ごとに検討することとなる。

「特別な場合」とは、その土地が「乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより土壌入換え若しくは盛土の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」である場合であ

る（規則別表第5の7の項）。

これは、前者については、土壌の摂食量の多い乳幼児が意図的に穴を掘ったりすること等を通じて土壌に直接接触することとなる砂遊び又は土遊びを目的としていることから、土壌を摂取する可能性が最も高い土地利用であり、土地の所有者等が土壌入換え又は盛土の効果を常に確実に維持・管理していくことは容易でないと考えられるためである。

また、後者については、2～3年に1回程度以上の頻度で軽微ではない土地の形質の変更が行われ、それにより土壌入換え又は盛土の効果に影響を与える可能性がある場合には、それらの措置の効果の確実な維持・管理は技術的に困難と考えられるためである。

「特別な場合」の解釈は上記の趣旨を踏まえて行うこととし、「特別な場合」に該当することを理由として土壌汚染の除去を命ずることは、限定的に運用することとされたい。

イ. 指示措置等の実施方法の具体的内容

指示措置等の実施方法の具体的内容については、規則第40条及び別表第6に定めたとおりであり、その規定のほか、以下の点に留意されたい。

また、これらの措置の実施に伴い、汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）が起こらないよう、飛散等の防止のための覆いの使用等、特定有害物質の性質及び実施する措置の内容に応じて適切な措置が講じられる必要があることに留意されたい（規則別表第6備考）。

(イ) 地下水の水質の測定

地下水の水質の測定（地下水モニタリング）は、地下水汚染が生じないことを確認するものであることから、措置の期限は定められない。

また、測定結果については、土地の所有者等に対し、都道府県知事への報告を義務付けた。この報告により、特定有害物質による地下水汚染が確認された場合には、④ア(イ)ii)の地下水汚染が生じている場合の汚染の除去等の措置を速やかに指示することとされたい。

(ロ) 原位置封じ込め

原位置封じ込め措置は第二溶出量基準以下の基準不適合土壌について適用できることとしており、第二溶出量基準を超える基準不適合土壌に本措置を適用する場合には、第二溶出量基準に適合させる必要がある。

鋼矢板その他の遮水壁により囲んだ範囲の上部は、厚さ10センチメートル以上のコンクリート又は厚さ3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこととしているが、これは、当該範囲の上面から雨水が浸透しないようにするためであり、十分な遮水効力及び措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つよう、必要に応じて覆いの厚さを増すことや路盤材により補強することが必要である。

遮水壁の内部に水の浸入がないことを確認するのも、上部の遮水効果が十

分かどうかを確認するためのものである。

さらに、上部の利用用途によりコンクリート又はアスファルトの覆いの上面をさらに覆土する必要がある。

措置が適正に行われたことについては、措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

(ハ) 遮水工封じ込め

遮水工封じ込め措置は第二溶出量基準以下の基準不適合土壌について適用できることとしており、第二溶出量基準を超える基準不適合土壌に本措置を適用する場合には、第二溶出量基準に適合させる必要がある。

遮水工の上部は十分な遮水効力及び措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つ覆いを施し、また、上部の利用用途によりさらに覆土する必要があることについては、原位置封じ込めと同じである。

措置が適正に行われたことについては、措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

(ニ) 地下水汚染の拡大の防止

i) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止

揚水施設は、地下水の流向、流速等流動の状況及び地下水中の特定有害物質の濃度を勘察し、地下水汚染の拡大を適確に防止することができると思えられる地点を設定し、設置することとなる。地下水汚染の拡大により当該要措置区域外に土壌汚染が拡散することは望ましくないことを踏まえれば、揚水施設は、当該要措置区域内に設置することが検討されるべきであるが、拡大防止機能の向上、設置費用の低減化等の理由により、当該要措置区域外に揚水施設を設置することが効率的であると考えられる場合には、当該要措置区域の存する土地のうち当該要措置区域外の区域に設置することも可能である。この場合、当該要措置区域外の区域に土壌汚染が拡散することも考えられることから、必要に応じ、土壌汚染の拡大が見込まれる土地の区域について、法第14条により、指定の申請を行うことが考えられる。

また、揚水施設が所期の効果を発現していることを確認するため、地下水の流動の状況を踏まえ地下水汚染が拡大することが見込まれる範囲であって、当該揚水施設が設置されていた地点からみて地下水の下流方向にある当該要措置区域の周縁に観測井を設置し、地下水汚染が拡大していないことを確認することとなる。地下水の流動状況が不明である場合には、当該要措置区域の四方に観測井を設置することとなる。

地下水の測定の結果を都道府県知事に報告することまでが措置の内容となっていることから、報告がない場合には、措置が適切に講じられていないものと解して差し支えない。

ii) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

透過性地下水浄化壁の設置場所及びその効果発現を確認するために観測井を設置する地点に関する考え方は、iと同様である。

(ホ) 土壌汚染の除去

i) 基準不適合土壌の掘削による除去

基準不適合土壌を掘削した場所に埋め戻す土壌は、掘削した基準不適合土壌以外の汚染されていない土壌のほか、掘削した基準不適合土壌から特定有害物質を除去して土壌溶出量基準及び土壌含有量基準以下とした土壌が該当する。掘削した基準不適合土壌を不溶化して土壌溶出量基準以下とした土壌の埋め戻しは「基準不適合土壌の掘削による除去」には該当せず、「不溶化埋め戻し」措置に該当することとなる。

措置が適正に行われたことについては、汚染されていない土壌による埋め戻しの後に地下水汚染が生じていない状態を確認することのほか、基準不適合土壌があるものとして掘削した範囲及び深さが適切であるか、埋め戻した土壌が汚染されていない土壌かについて一定量ごとに確認が行われているか等について確認されたい。本措置が適正に行われたことが確認された場合には、当該要措置区域の指定が解除となる。

なお、本措置に伴い、掘削した汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する場合には、法第16条第1項の届出を行うこと。

ii) 原位置での浄化による除去

原位置での浄化は、基準不適合土壌がその場所にある状態で抽出又は分解その他の方法により当該土壌中から対象となる特定有害物質を除去する必要がある、不溶化により土壌溶出量基準以下の土壌とすることはこれに該当せず、「原位置不溶化」措置に該当することとなる。措置が適正に行われたことについては、土壌溶出量基準に適合しない土地にあっては措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態を、土壌含有量基準に適合しない土地にあっては措置の実施により一定の割合で採取した土壌が土壌含有量基準に適合するようになったことを確認されたい。本措置が適正に行われたことが確認された場合には、当該要措置区域の指定が解除となる。

(ハ) 遮断工封じ込め

遮断工封じ込め措置は遮水工封じ込め措置よりもさらに厳重な封じ込め措置であることから、地中深く浸透しやすく取扱いが困難な揮発性有機化合物（第一種特定有害物質）を除く特定有害物質について、第二溶出量基準を超過する基準不適合土壌にまで適用できるとしている。

遮断工の上部は十分な遮水効力及び措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つ覆いを施し、また、上部の利用用途によりさらに覆土する必要があること等については、原位置封じ込め及び遮水工封じ込めと同じである。

なお、本措置に伴い汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する場合における法第16条第1項の届出の必要性については、(ホ)と同様である。

措置が適正に行われたことについては、措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

(ト) 不溶化

i) 原位置不溶化

原位置不溶化は、基準不適合土壌がその場所にある状態で不溶化により土壌溶出量基準以下の土壌とするものであるが、土壌溶出量基準に適合する状態となっただけであって特定有害物質が除去されているわけではないことから「原位置での浄化による除去」には該当しない。また、シートによる覆い、覆土、舗装等、地表面からの飛散等の防止のため何らかの措置が必要となる。

措置が適正に行われたことについては、一定の割合で採取した土壌が土壌溶出量基準に適合していること及び措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

ii) 不溶化埋め戻し

不溶化埋め戻しは、掘削した基準不適合土壌を不溶化して土壌溶出量基準以下とした土壌を埋め戻すものであるが、土壌溶出量基準に適合する状態となっただけであって特定有害物質が除去されているわけではないことから「基準不適合土壌の掘削による除去」には該当しない。また、シートによる覆い、覆土、舗装等、地表面からの飛散等の防止のため何らかの措置が必要となる。

措置が適正に行われたことについては、埋め戻す際の土壌を一定の割合で採取して土壌溶出量基準に適合していること及び措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

なお、本措置に伴い汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する場合における法第16条第1項の届出の必要性については、(ホ)と同様である。

(チ) 舗装

舗装措置については、厚さ10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さ3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するものにより覆うこととしているが、これらは十分な耐久性及び遮断の効力を得るための最低限の厚さであり、措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つよ

う、必要に応じて覆いの厚さを増すことや路盤材により補強することが必要である。

なお、土壌含有量基準を超える要措置区域において封じ込め措置（原位置、遮水工、遮断工）を行い、その上面を本措置と同等の効力を有するものにより覆う場合も、舗装措置として位置づけられることとなる。

(リ) 立入禁止

立入禁止措置は、当該土地を全く利用しない場合の一時的な措置であり、本措置が行われている間に人が立ち入ることがなく適正に管理されるよう土地の所有者等を指導されたい。

(ヌ) 土壌入換え

i) 区域外土壌入換え

区域外土壌入換え措置は、原則として地表から50センチメートル以上の基準不適合土壌の層の掘削除去を行い、要措置区域外より持ち込んだ汚染されていない他の土壌により埋め戻すものであるが、地表面を高くしても居住者の日常生活に著しい支障を生じないのであれば、50センチメートル以内の必要な範囲で土壌を掘削し、その上を50センチメートル以上の土壌の層により覆うこととしてもよい。なお、地表面を50センチメートル以上高くしても特段の支障を生じないような土地の利用用途であれば、本措置ではなく盛土措置を行うことが一般的となる。

なお、本措置に伴い汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する場合における法第16条第1項の届出の必要性については、(ホ)と同様である。

ii) 区域内土壌入換え

区域内土壌入換え措置は、地表から50センチメートルの範囲にある基準不適合土壌を掘削し、当該要措置区域内のいずれかの場所に地表から50センチメートル以上の深さに当該基準不適合土壌を埋め戻し、その上を当該要措置区域内の汚染されていない土壌により50センチメートル覆うこととするものである。

汚染されている深さまでの基準不適合土壌をすべて掘削し、その下の汚染されていない土壌と上下を入れ換えるいわゆる「天地返し」や、地表から50センチメートルの範囲にある基準不適合土壌を掘削し、当該要措置区域内の一部を深く掘削した場所に当該基準不適合土壌を集約して埋め戻し、その上を当該要措置区域内の汚染されていない土壌により50センチメートル覆うこと等がこれに該当する。

(ル) 盛土

地表面を50センチメートル以上高くしても特段の支障を生じないよ

うな土地の利用用途であれば、本措置がほとんどすべての土地の利用用途に対応できることから、土壌含有量基準を超える要措置区域の直接摂取によるリスクに対応する措置としては原則として本措置を行うこととしたものである。

なお、土壌含有量基準を超える要措置区域において封じ込め措置（原位置、遮水工、遮断工）を行い、その上を50センチメートル以上の汚染されていない土壌により覆う場合も、盛土措置として位置づけられることとなる。

ウ．実施後の効果の維持

土壌汚染の除去以外の汚染の除去等の措置については、土壌中に特定有害物質が残ることから、実施後もその効果が適切に維持される必要がある。

このため、措置の実施後は、土地の所有者等がその効果が持続しているかどうかを定期的に点検し、措置に係る構造物の損壊のおそれがあると認められる場合には速やかに損壊を防止するために必要な措置を講ずる等、汚染の除去等の措置の効果の維持に努めることが望ましい。

汚染の除去等の措置の効果が当該措置の完了後に失われた場合には、既に要措置区域の指定を解除され、形質変更時要届出区域に指定されていることから、改めて要措置区域に指定した上で、再度の措置を指示することがあり得る。また、措置後の地下水モニタリングの実施中に汚染の除去等の措置の効果が失われた場合には、法第7条第6項の技術的基準に適合しない汚染の除去等の措置が講じられたこととなるので、必要に応じて法第7条第4項の措置命令を発出すべきである。なお、その場合の指示又は命令の相手方は、汚染原因者は適正な措置を1回実施すれば再度の措置をする責任を負わないことから、その時点における土地の所有者等となる。

エ．廃棄物埋立護岸において造成された土地の取扱い

一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、汚染の除去等の措置が講じられているものとみなすこととする（規則第41条）。

「一定の基準」とは、同条のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に規定されている基準である。

オ．担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

土地の所有者等が、競売における自己競落又はこれに類する行為により土地の所有者等となったものであり、かつ、当該土地を売却する意思があり所有者が一時的と認められる場合は、都道府県知事は、指示措置として地下水の水質の測定又は立入禁止を示すこととする（規則第42条）。

これは、債権の回収を目的として一時的に土地を保有しているに過ぎない土

地の所有者等には、応急的な措置を行わせるに止め、売却後の新しい所有者等に対して封じ込め、盛土等の恒久的な措置を行わせるものである。

「これに類する行為により土地の所有者等となる」とは、i)自ら（親会社、子会社等を含む。）が担保権を有している不動産について、当該担保権の被担保債権の満足のために所有権を取得すること、ii) i)により不動産の所有権を取得した者からの当該不動産の取得であって、取引慣行として、不動産に担保を付した他の債権の取得に付随して行われているもの（債権のバルクセールの一部としての土地の売買）が該当する。

したがって、代物弁済、任意売買等、公的機関の介入しない手続により土地の所有者等となる場合も含み得るものである。

「土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる」とは、土地を売却する意思が外部に継続的に表示されており、かつ、適正な価格以上の価格が提示されれば必ず売却する意思があると認められることである。

⑤ 汚染原因者に対する指示及び措置命令

ア. 趣旨等

都道府県知事は、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、当該汚染原因者が措置を講じることにつき土地の所有者等に異議がないときは、汚染原因者に措置を指示することとした（法第7条第1項ただし書）。

「汚染原因者に措置を講じさせることが相当」については、①を参照されたい。

また、指示の手続、指示措置等の実施義務及び措置命令並びに指示措置等に関する技術的基準については、土地の所有者等に対する指示と同様である。

イ. 汚染原因者の特定

(イ) 汚染原因行為

汚染原因行為には、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為が該当する（規則第34条第1項本文）。

その結果、汚染原因行為には、特定有害物質を当該土壤中に移行させる行為については、意図的、非意図的のいかんにかかわらず、すべてが含まれることとなる。また、汚染土壌の飛散又は流出を防止するための設備が設けられている場合において、当該設備を土壌汚染を生じさせる程度に損傷し、又はその機能に障害を与える行為についても、汚染原因行為に含まれる。

また、海面埋立等に係る汚染原因行為に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する一定の基準に従って行われた廃棄物の埋立処分等については、これを適正に行えば土壌汚染を生じさせることはないことから、汚染原因行為には該当しないこととする（同項ただし書）。

いずれにしても、これらの基準に適合する廃棄物の埋立処分等が行われた土地については、規則第41条の規定により、汚染の除去等の措置を行ったものとみなされることから、形質変更時要届出区域に指定されるが、そこから土壤汚染が漏出し、かつ、人の暴露の可能性がある場合には、「これらの基準に適合する廃棄物の埋立処分等が行われた土地」とはいえないことから、要措置区域に指定された上で、指示がされることとなる。なお、漏出に伴い措置を指示する場合の汚染原因者は、適切な漏出防止措置を講ずる責任がありながら、これを講じなかった者となる。

このほか、天災や戦災により生じた土壤汚染については、汚染原因者はいないこととなり、土地の所有者等に対して措置命令が行われることとなる。したがって、天災等により土壤中に移行することとなった特定有害物質を管理していた者がいたとしても、その者は汚染原因者とはならない。

また、例えば、汚染土壤の処理を委託された汚染土壤処理業者が、独断により不適正な処理を行い、その結果として土壤汚染が発生した場合には、当該汚染土壤の処理を委託した者は、汚染原因者には該当しない。この場合の汚染原因者は、不適正な処理を行った汚染土壤処理業者である。汚染土壤の運搬を委託した者の意に反して不適正な運搬が行われた場合における汚染原因者の考え方も、同様である。なお、いずれの場合においても、社会通念上妥当でない対価により汚染土壤の処理又は運搬が委託されているときは、処理又は運搬を委託した者と受託した者との間に通謀関係があることが疑われるので、留意されたい。

(ロ) 汚染原因者の特定の方法

汚染原因者の特定は、水質汚濁防止法の届出記録等の特定有害物質の使用状況、当該工場・事業場等における事故記録等の汚染原因行為の有無等に関する情報の収集を行い、汚染原因者である可能性のある者を絞り込み、当該特定有害物質の土壤中での形態や土壤汚染の分布状況等から、その者が当該特定有害物質を取り扱っていた期間内に生じさせた土壤汚染の可能性について検証して行うものとする。

なお、その土地でその特定有害物質を使用していた者が一者に限られ、かつ、自然的原因（天災及び戦災を含む。）による汚染が考えられない等、各種の情報からみてその者の行為により汚染が発生したと推定することにつき十分な理由があるときは、汚染原因行為の具体的内容の確定まで行う必要はなく、その者を汚染原因者とすることができる。

都道府県は、汚染原因者の特定について、汚染原因者と目される者等の任意の協力を得つつ、自らの負担により行うこととする。

汚染原因者が明らかな場合は汚染原因者に措置を指示することとした法第7条第1項ただし書の趣旨を踏まえ、土地の履歴、周辺の土壤や地下水の汚染状況、特定有害物質の使用等の位置及び化合物形態等の把握をできる限り行う等、できる限り汚染原因者の特定に資する情報を収集し、汚染原因者を

特定するよう努めることとされたい。

ウ. 指示の手續等

(イ) 指示の手續

汚染原因者に対する指示の手續が土地の所有者等に対する指示と同様であることは前述したとおりである（ア参照）。

これに加え、同一の土地について汚染原因者が複数存在する場合の指示は、当該複数の者が土壤汚染を生じさせたと認められる程度（以下「寄与度」という。）に応じて行うものとする（規則第34条第2項）。

指示に当たっては、これを迅速に行うことが適当であることから、寄与度に応じて責任を果たすことを求めるのみで足り、汚染原因者ごとに果たすべき責任の内容を具体的に定めることは要しない。

なお、汚染原因者の一部が不存在である等によりその者に対する指示ができないときは、その者の寄与度に相当する分の措置は、土地の所有者等に指示することとする。土地の所有者等が措置を行うために要した費用については、法第8条の規定により、当該汚染原因者に対し請求することができる。

汚染原因者の特定や寄与度の算定については、一定の科学的根拠に基づき的確に行うとともに、汚染原因者への指示において当該科学的根拠を示す必要がある。

複数の汚染原因者に対する指示においては、(ロ)によりそれぞれの寄与度を算定し、指示文書に記載することとする。指示を受けた当該複数の汚染原因者に対し、示された寄与度の割合に応じ措置を分割して実施する方法、当該複数の汚染原因者のうちの一部の者に措置の実施を委ね、それ以外の汚染原因者は応分の費用を負担する方法等により、指示措置等を講ずべき義務を履行するよう指導することとされたい。

(ロ) 複数の汚染原因者の寄与度の算定

寄与度については、次の考え方により算定するものとする。

i) 複数の者により同一の原因物質による汚染が発生している場合の寄与度については、汚染の位置と特定有害物質を取り扱っていた場所との関係、汚染物質の形態と取り扱っていた特定有害物質の形態の比較、当該特定有害物質の取扱いの態様、周辺地域の状況等からできるだけ正確に寄与度を算定する。

ただし、それが困難な場合は、当該汚染原因者が当該特定有害物質を取り扱っていたと推定される期間のうち土壤汚染が発生し得る可能性を否定できない期間を基に寄与度を推定する。

ii) 汚染原因者によって原因物質が異なる場合の寄与度については、他の原因物質がなかったとした場合に必要となる措置内容及び当該措置に要する費用を勘案して算定する。

ただし、覆土と原位置封じ込めといった個別に措置を行うことが可能

な場合には個別に各々の措置を行うものとする。

人為的原因による汚染以外の汚染がある場合には、その汚染部分を除いて寄与度を算定することとする。なお、当該人為的原因による汚染以外の汚染については、原則どおり、土地の所有者等が責任を負担することとなる。

(ハ) 措置命令の手続

(イ)により指示を行ってもなお、当該指示を受けた汚染原因者が指示措置等を行わないときは、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができることとしたのは、③で述べたとおりである。

命令に当たっては、指示の場合と異なり、措置が講じられることなく放置されていることが通常であると考えられるため、措置の実施を具体的に促すべく、汚染原因者ごとに果たすべき責任の内容を定めることが適当である。

汚染原因の一部をなすそれぞれの者に対し、汚染の全体についての措置の連帯責任を課すことはしない。

⑥ 都道府県知事による指示措置等の実施

都道府県知事は、指示をしようとする場合において、過失がなく、当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら行うことができることとした（法第7条第5項）。

ここにいう「当該指示を受けるべき者を確知することができず」及び「その者の負担」については、法第5条第2項の都道府県知事による調査と同様であり、第3の3(4)を参照されたい。

(7) 汚染の除去等の措置に要した費用の汚染原因者への請求

法第7条第1項本文の指示を受けた土地の所有者等は、指示措置等を講じた場合には、汚染原因者に対し、指示措置に要する費用の額の限度において、当該指示措置等に要した費用を請求することができることとする（法第8条第1項本文）。ただし、汚染原因者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、請求することはできないこととする（法第8条第1項ただし書）。

これは、汚染の除去等の措置に要する費用については、他の環境汚染に関する費用負担と同様に汚染者負担の原則が採用されるべきところ、私法のみによる調整に委ねると、請求権の消滅時効やその特約の存在、汚染原因者の故意又は過失の立証の困難性等により、請求することができる場合が限定されるものになることから、行政法により特別に創設された請求権である。

汚染原因者が特定できず、土地の所有者等に対して指示を行った場合には、土地の所有者等が費用の請求について相談することができるよう、都道府県において、相談の窓口の設置、汚染原因者の特定に資する情報の提供等の支援を行うよう努めることとされたい。

「既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる」とは、具体的には、例えば以下のような場合が該当するものである。

- i) 汚染原因者が当該汚染について既に汚染の除去等の措置を行っている場合
- ii) 措置の実施費用として明示した金銭を、汚染原因者が土地の所有者等に支払っている場合
- iii) 現在の土地の所有者等が、以前の土地の所有者等である汚染原因者から、土壤汚染を理由として通常より著しく安い価格で当該土地を購入している場合
- iv) 現在の土地の所有者等が、以前の土地の占有者である汚染原因者から、土壤汚染を理由として通常より著しく値引きして借地権を買い取っている場合
- v) 土地の所有者等が、瑕疵担保、不法行為、不当利得等民事上の請求権により、実質的に汚染の除去等の措置に要した費用に相当する額の填補を受けている場合
- vi) 措置の実施費用は汚染原因者ではなく現在の土地の所有者等が負担する旨の明示的な合意が成立している場合

請求できる費用の範囲は、前述のとおり指示措置に要する費用の額の限度に止まり、指示措置を行うために通常必要と認められる費用の額に限られるものである。

「通常必要と認められる費用の額」とは、土地の現況を前提として、必要以上の内容でない措置を実施し、土地を現況に復帰させることに要する費用が該当するものである。例えば、建築物等があることにより、更地の場合に比べて費用の額が高くなる場合であっても、その額を請求できることとなる。一方、建築物等の価値を高める行為を併せて行った場合のその費用については、請求できない。また、例えば、舗装を行う場合に、必要以上の厚さ及び強度の舗装を行った場合は、通常の厚さ及び強度の舗装を行った場合に要すると見込まれる費用との差額については、請求できない。

なお、土壤汚染状況調査や汚染の除去等の措置に要した費用の他者への請求については、瑕疵担保による損害賠償請求、契約上の関係に基づく請求、不法行為による損害賠償請求等、法第8条の規定以外にも民法（明治29年法律第89号）等の規定によるものも考えられる。

法第8条の規定以外の民法等の規定による請求の例としては、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行者が、法第3条、第4条、第5条又は第7条に基づく義務を負う土地の所有者等に代わって調査や措置を行った場合に、本来の義務者である土地の所有者等に対して請求できるといったことも考えられる。

(8) 土地の形質の変更の禁止

① 趣旨

要措置区域内においては、土地の形質の変更を原則として禁止することとした（法第9条本文）。これは、要措置区域が土壤汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であり、速やかに汚染の除去等の措置を講じ、土壤汚染による人の健康被害を防止する必要があるからである。

② 土地の形質の変更の禁止の例外

指示措置等として行われる土地の形質の変更や非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更であれば、当然に許容されるべきものであるが（法第9条第1号及び第3号）、それ以外の土地の形質の変更であっても、汚染の拡散をもたらさない方法により行われる土地の形質の変更であれば、例外的に許容すべく、その行為の類型を同条第2号の環境省令で定めることとした（規則第43条）。具体的には、以下のとおりである。

なお、要措置区域内の土地の形質の変更は、汚染の拡散のリスクを伴うものであることから、その施行において、飛散等を防止するために必要な措置を講ずべきことは当然であり、必要に応じ、当該土地の形質の変更の実施状況について、法第54条第1項により、報告徴収及び立入検査を行い、施行方法の妥当性を確保されるよう努めることとされたい。

ア. 帯水層への影響を回避する方法等による土地の形質の変更

指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えず、かつ、土地の形質の変更の対象となる部分の面積の合計が10平方メートル以上の場合にあつては深さ50センチメートル未満、当該部分の面積の合計が10平方メートル未満の場合にあつては深さ3メートル未満の土地の形質の変更であれば、土地の形質の変更の例外とした（規則第43条第1号）。

なお、ここにいう指示措置等を講ずるために設けられた構造物の変更には、既にある構造物に変更を加えることのみが含まれ、措置のための新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為は含まない。

また「面積が10平方メートル以上の場合にあつては深さ50センチメートル未満、当該部分の面積が10平方メートル未満の場合にあつては深さ3メートル未満」とは、変更が加えられる部分の深さが最も深い部分で、それぞれ50センチメートル以上、3メートル以上であれば、原則どおり、禁止される土地の形質の変更に当たることを意味する。

ただし、地表から一定の深さまで帯水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合には、当該帯水層の深さより1メートル浅い深さまで土地の形質の変更を行っても、形質の変更に当たり基準不適合土壌が帯水層に接することがないと考えられることから、50センチメートル以上又は3メートル以上の深さの例外として土地の形質の変更を行うことができることとした（同号ロ及びハ）。

帯水層の深さの確認を求めるための手続は、規則第44条に定めた。確認を求める者は、要措置区域内に地下水位を観測するための井戸を設置し、地下水位を観測する。この観測は、地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも1年間行うことが適当であり、年間を通じた観測の結果及び地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを都道府県知事に提出する（同条第1項第4号及び第5号）。都道府県知事は、前述のとおり、要措置区域内にある帯水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認する必要がある

ことから、当該井戸は帯水層が最も浅い位置にあると考えられる地点に設置される必要があり、当該地点の選定が合理的であることの理由を説明するために、確認を受けようとする者が提出する必要があるものには、少なくとも、地下水位等高線及び地質柱状図があると考えられる（同項第3号参照）。これらの図面は、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを定めるためにも必要となると考えられる（同項第5号、同条第2項第3号参照）。

都道府県知事は、当該井戸を設置した地点及び当該地点の選定の理由並びに地下水位の観測の結果からみて、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを定めた判断が合理的であると認められる場合に、要措置区域内にある帯水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認することとした（同条第3項）。

この確認により、当該要措置区域においては、当該確認された帯水層の深さの1メートル浅い深さまで、土地の形質の変更を行うことができることとなる。

イ. 指示措置等と一体となって行われる土地の形質の変更

要措置区域は、健康被害のおそれがあることから汚染の除去等の措置を講ずる必要のある土地であるが、汚染の除去等の措置と一体となって行われ、かつ、その施行方法が汚染の拡散をもたらさないものであれば、汚染の除去等の措置の履行が放置されているわけではなく、汚染の拡散を伴わずに土地の活用可能性を確保することができるため、このような場合には、土地の形質の変更の禁止の例外とした（規則第43条第2号）。

この施行方法の基準は、環境大臣が定めることとされており、追って告示する。

この確認を求めるための手続は、規則第45条に定めた。このうち、同条第3項第1号の「当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること」とあるのは、土地の形質の変更が指示措置等と同時にされることを意味する。

ウ. 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域内における土地の形質の変更

指示措置等が講じられ、指定の解除に至るまでの地下水モニタリングの期間中又は地下水汚染の拡大の防止の実施中に行われる土地の形質の変更について、イと同様の考え方の下、汚染の拡散を伴わない方法により行われる場合に限り、土地の形質の変更の禁止の例外とした（規則第43条第3号）。

この施行方法の基準は、イの施行方法の基準と同様の内容であり、追って告示するものである。

これらの確認を求めるための手続は、規則第46条に定めた。

2. 形質変更時要届出区域

(1) 趣旨

都道府県知事は、法第3条第1項、第4条第2項及び第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が1(2)の基準に適合せず、かつ、1(3)に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を形質変更時要届出区域として指定し、その旨を公示することとした（法第11条第1項及び第3項）。

形質変更時要届出区域は、1(3)に該当しないことから、土壤汚染の摂取経路がないため、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要がない土地であるという点で、要措置区域と異なる。

今回の法改正の目的の一つは、過剰な掘削除去の抑制であることから、土壤汚染が存在しても人の暴露の可能性のない形質変更時要届出区域は、汚染の除去等の措置の必要のない区域として指定されることとした。土壤汚染の除去以外の措置が適切に講じられた要措置区域も、形質変更時要届出区域に指定される。

(2) 形質変更時要届出区域の指定及びその解除

① 形質変更時要届出区域の指定及びその解除の手續

形質変更時要届出区域の指定は、土壤汚染状況調査の結果の報告を受け、指定をする旨、形質変更時要届出区域、1(2)の基準に適合していない特定有害物質の種類を明示して、都道府県の公報に掲載して行うこととした（規則第47条）。

形質変更時要届出区域の明示については、要措置区域の明示と同様であり、1(4)を参照されたい。形質変更時要届出区域の公示の前に、既に土壤汚染の除去に着手し、又はこれを完了している場合であっても、形質変更時要届出区域の指定を公示し、速やかに解除する手續を行うこととされたい。

形質変更時要届出区域の指定の解除は、汚染の除去により当該形質変更時要届出区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認める際に行うこととする。公示の方法は、要措置区域の指定の解除の公示の方法と同様であり（1(4)及び(5)参照）、当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置等を明示して、都道府県の公報に掲載して行うこととした（規則第47条）。

② 解除の条件

「汚染の除去の措置により形質変更時要届出区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認め」られるためには、土壤汚染の除去により形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を1(2)の基準に適合させることを要する。

また、第3の1(6)⑩アからウまでにより、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程をあらためて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について土壤汚染の除去を行う必要がある。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による形質変更時要届出区域の指定の解除を認めるべきでないことも、要措置区域と同様である（1(5)参照）。

③ 形質変更時要届出区域における摂取経路遮断状態の確認

形質変更時要届出区域は、土壌の特定有害物質による汚染状態が1(2)の基準に適合せず、かつ、1(3)に該当しないと認められることにより指定されるものであることは前述のとおりであるが、このうち、土壌含有量基準に適合しないことにより指定された形質変更時要届出区域であって、例えば、立入禁止が講じられたものについては、囲いの損壊等により、その効果が失われたまま放置されることもあり得る。かかる場合には、土地の所有者等に対し、速やかに改善することを求めるほか、指導に応じない場合には、1(3)に該当することにより要措置区域としての指定を行う必要がある（法第11条第4項参照）、形質変更時要届出区域が1(3)に該当しない状態を維持しているか否かを適宜確認することとされたい。

(3) 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

① 趣旨

旧法の指定区域内において土地の形質の変更が行われる場合には、基準不適合土壌の飛散等により新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、指定区域内の土地の形質の変更について、届出義務を課すとともに、その方法が一定の基準に適合しない場合には、都道府県知事がその是正を命ずることができることとしていた。この考え方は、指定区域と同様の汚染状態にある形質変更時要届出区域にも妥当するものであることから、形質変更時要届出区域についても、旧法第9条と同様の規制を及ぼすこととした。

② 土地の形質の変更の届出

ア. 届出の手續

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の14日前までに、土地の形質の変更について都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第12条第1項本文）。ただし、一定の場合には、届出を行わず、又は事後に行うこととした（イにおいて後述）。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれる。

「土地の形質の変更をしようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

届出事項は、形質変更時要届出区域の所在地、土地の形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日等とした（同項本文及び規則第49条）。また、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面等を添付することとした（規則第48条第2項）。

イ. 事前の届出を要しない土地の形質の変更

通常管理行為等、形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為、非常災害のための応急措置として行う行為については、事前の届出を要しないこととした（法第12条第1項ただし書）。

「通常管理行為等」とは、要措置区域内の土地の形質の変更の禁止の例外たる法第9条第2号に定める行為と同様の行為である。要措置区域内の土地において汚染の拡散をもたらさない方法により行われる土地の形質の変更である旨の確認の制度も、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更について適用されることとした（規則第50条）。詳細は、1(8)②を参照されたい。

同条第3項において読み替えた「汚染の除去等の措置に係る構造物の変更」に措置のための新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為が含まれないことは、1(8)②アと同様である。

「形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為」及び「非常災害のための応急措置として行う行為」については、事前の届出は要しないが、事後に届け出なければならないこととした（法第12条第2項及び第3項）。

③ 計画変更命令

ア. 計画変更命令

都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合において、その施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときは、届出を受けた日から14日以内に限り、施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとした（法第12条第4項）。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について計画変更命令を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされた。

イ. 土地の形質の変更の施行方法に関する基準

土地の形質の変更に関するアの「一定の基準」は、i)必要に応じ基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等の防止のための措置を講ずること、ii)基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること及びiii)土地の形質の変更後の土壌が健康被害が生ずるおそれがない状態にすることとした（規則第53条）。

「土地の形質の変更後の土壌が健康被害が生ずるおそれがない状態にすること」とは、汚染の除去等の措置に係る構造物に変更を加えた場合にはこれを原状に回復するなどして、技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた状態にすることである。もともと汚染の除去等の措置を講ずる必要のなかつ

た土地について、土地の形質の変更の際に汚染の除去等の措置を講じさせるものではない。

ウ．土地の形質の変更の後の手続

形質変更時要届出区域台帳には、土地の形質の変更の実施状況を記載することとしている。したがって、都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合には、その完了についての任意の報告又は法第54条第1項に基づく報告を受け、必要に応じその実施状況を確認の上、形質変更時要届出区域台帳の訂正（土壤汚染の除去が行われた場合は、形質変更時要届出区域の指定の解除。以下同じ。）を行うこととされたい。

②イの「通常の管理行為等」に該当し、届出が行われなかった土地の形質の変更については、形質変更時要届出区域台帳に記載する必要はない。ただし、形質変更時要届出区域台帳には、汚染の除去等の措置の実施状況も記載することとしていることから、「通常の管理行為等」のうち汚染の除去等の措置に該当するものの実施について報告を受けた場合には、形質変更時要届出区域台帳の訂正を行うこととされたい。

3. 指定の申請

(1) 趣旨

土地取引等の際に広く行われている法に基づかない調査によって土壤汚染が明らかとなった土地は、仮に当該調査の全部の過程が土壤汚染状況調査と同様に行われたものであっても、法の規制の対象となる区域に指定されず、法的に何ら規制を受けない。かかる自主的な調査の結果を法の対象に盛り込むため、法に基づかない調査の結果、土壤汚染が発見された場合には、都道府県知事は、土地の所有者等の申請に基づき、当該調査が公正に、かつ、土壤汚染状況調査と同じ方法により行われたものであると認めるときは、当該調査が行われた土地の区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）として指定することができる制度を創設することとした（法第14条第1項及び第3項）。

法に基づかない調査によって土壤汚染が明らかになった土地についても、土壤汚染状況調査によって土壤汚染が明らかになった土地と同様に、適切に管理を行うとともに、土壤汚染の拡散を防止することが必要である。かかる観点から、都道府県知事におかれては、このような土地の所有者等に対し、積極的に指定の申請を促すことが望ましい。

(2) 指定の申請の手続

土地の所有者等は、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、その汚染状態が1(2)の基準に適合しないと認めるときは、当該土地の区域について要措置区域等に指定することを申請することができることとした（法第14条第1項）。

この規定による申請は、法第3条第1項本文、第4条第2項又は第5条第1項の

規定の適用を受けない土地の区域について行われるものである。かかる土地においては、法により土壤汚染状況調査の実施が義務付けられたものであることから、法に基づかない調査が優先して実施されることを予定していないからである。なお、これらの規定による土壤汚染状況調査の義務が生ずるに至らない土地（例：有害物質使用特定施設の使用が廃止されていない時点における当該有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地である土地）については、自主的に、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行った上で、この申請を行って法の規制を受けるのは望ましいことであることから、当該申請の対象となるものと解することとする。

また、この申請を行う場合において、当該申請を行おうとする土地の所有者等以外の所有者等がいる場合には、その全員の合意が必要であることとした。これは、当該申請が応諾されることにより当該土地が法の規制を受けることとなるところ、その規制の対象となり得る者の了知しないところで当該申請が行われることは適当でないからである。

申請の手続は、所定の申請書に環境省令で定める書類を添付して行うこととした（法第14条第2項）。

申請書の記載事項は、申請に係る調査の方法及び結果のほか規則第55条各号に定める事項であるが、後述のとおり、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略して指定の申請をすることを許容することとし、かかる場合には、同条第4号及び第5号については、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略した旨記載すれば足りることとする。この申請は、任意に行われた調査を前提とするものであることから、試料採取等対象物質及び申請に係る土地の場所を任意に定めることについても、許容される。

添付書類は、規則第56条各号に定めるとおりである。このうち、「申請に係る土地の周辺の地図」（同条第1号）は、当該周辺の土地にある他の土地の区画、建築物等との位置関係により、申請に係る土地の範囲が明確に示されるものであることを要する。また、「申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類」（同条第3号）は、所有者であることを証する書類としては、登記事項証明書及び公図の写しが、管理者又は占有者であることを証する書類としては、土地の掘削等を行うために必要な権原が申請者のために設定された旨の契約書の写しが想定される。

(3) 指定

都道府県知事は、申請に係る調査が、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものと認めるときは、当該申請に係る土地の区域を要措置区域等に指定することとした（法第14条第3項）。

ここにいう「公正に」とは、法第3条第1項の調査の場合と同様であり、第3の1(3)②を参照されたい。また、「公正に」要件を満たしていることを担保するために、申請に係る調査を行った指定調査機関に対し、申請者との間に親会社・子会社の関係にはないこと等公正な調査の実施に支障を生じていない旨の説明を求める

ことが望ましい。

また、「法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものと認める」ためには、少なくとも、試料の測定の方法が土壤汚染状況調査と同じ方法であることを要することとする。なお、土壤汚染状況調査の方法よりも詳細な方法で行われた調査の結果に基づいて指定することは、差し支えない（第3の1(6)参照）。

さらに、土壤汚染状況調査と同様、調査の過程の全部又は一部を省略して申請をすることについても、許容される。この場合における第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地の範囲に関する考え方については、土壤汚染状況調査においてその過程の全部又は一部を省略した場合と同様であり、第3の1(6)⑩アからウまでを参照されたい。さらに、調査の過程の全部又は一部を省略して行われた申請に基づいて指定された要措置区域等について、その指定を解除するために必要な手続についても、その過程の全部又は一部を省略して行われた土壤汚染状況調査の結果に基づいて指定された要措置区域等の場合と同様であり、第4の1(5)を参照されたい。

(4) その他

地下水汚染の拡大の防止の措置を講ずる場合において、揚水施設又は透過性地下水浄化壁を要措置区域等外に設置するときは、必要に応じ、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について指定の申請を行うことが考えられることは前述のとおりであるが（第4の1(6)④イ(ニ)）、原位置浄化、不溶化埋め戻し、土壤入換えにおいて汚染土壤を当該要措置区域等外に一時的に搬出する場合についても、当該搬出先について指定の申請を活用することが考えられるため、これらの汚染の除去等の措置を講じようとする者から、汚染土壤の一時的な保管場所について相談を受けた場合には、指定の申請の活用を促すこととされたい。

4. 台帳

都道府県知事は、要措置区域等について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳（以下「台帳」という。）を調製することとする（法第15条第1項）。

また、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないこととする（法第15条第3項）。

(1) 台帳の調製

台帳は、帳簿及び図面をもって、要措置区域等ごとに調製することとした（規則第58条第1項及び第2項）。「要措置区域等ごとに」とは、一の土壤汚染状況調査が行われた調査対象地ごとにとの意であり、調査において土壤汚染が飛び地状に判明した場合も、一の要措置区域等としてまとめて台帳を調製することとされたい。

台帳の帳簿の記載事項は、規則第58条第4項各号に定めたとおりであるが、「少なくとも次に掲げる事項」とあるとおり、法の趣旨の範囲内において、その他の情報を記載事項とすることを妨げるものではない。

同項第2号の「要措置区域等の所在地」は、市町村、大字、字、小字、地番等に

より表示することとし、同項第3号の「要措置区域等の概況」は、要措置区域等の利用の現況等（例：住宅、駐車場等）を記載することとする。

同項第4号は、3の指定の申請に係る調査における試料採取等対象物質は、土壤汚染状況調査の場合と異なり、申請者が任意に定めることができるものであるから（3(2)参照）、地歴調査を経て汚染のおそれのある特定有害物質の種類を絞り込んだわけではないことを明示する趣旨である。

同項第5号の「土壤の汚染状態」については、規則様式第13及び第14の記載事項のほか、各サンプリング地点ごとの特定有害物質の含有量及び溶出量、サンプリング及び分析の日時及び方法を記載した書類を帳簿に添付することとする。

また、同項第8号の「汚染の除去等の措置が講じられた」とは、汚染の除去等の措置（土壤汚染の除去を除く。（1）において同じ。）であって、地下水モニタリングによりその効果の発現が確認されたことをいい、形質変更時要届出区域において任意に汚染の除去等の措置が講じられた場合のみならず、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられたことによってその指定が解除され、あらためて形質変更時要届出区域に指定された場合においても、記載する必要があることに留意されたい。

(2) 台帳の訂正及び消除

都道府県知事は、台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正しなければならないこととした（規則第58条第6項）。

「台帳の記載事項に変更があったとき」とは、多くの場合、同条第4項第9号について生ずることが見込まれる。具体的には、形質変更時要届出区域における法第12条第1項から第3項までの届出を受けた場合であるが、そのほか、法第9条第2号及び第3号並びに法第12条第1項第1号に掲げる行為であって任意の報告を受けた場合には、その内容を台帳に記載することとされたい。

要措置区域等の指定の解除を行った場合には、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から消除することとした（規則第58条第7項）。ただし、消除された台帳の情報についても、法第61条第1項に基づき、保管し、必要に応じて提供することが望ましい。

(3) 台帳の保管及び閲覧

台帳は、要措置区域に関するものと形質変更時要届出区域に関するものとに区別して保管されなければならないこととした（規則第58条第3項）。

台帳の閲覧を拒むことができる「正当な理由」（法第15条第3項）とは、閲覧を求められた時点で台帳の編纂作業中であり、閲覧させられる状態にない等の限定された場合のみを指すものである。

閲覧は、都道府県の担当課や情報公開窓口において行われると考えられるが、処理手続の簡易化、迅速化を図ることが望ましい。また、写しの交付の請求があったときは、必要に応じ応分の負担を求めつつこれに応じることが望ましい。また、台帳情報を電子化し、閲覧室のパソコン端末で検索、閲覧できるようにすることも考

えられる。

第5 汚染土壌の搬出等に関する規制

要措置区域等内の土壌を当該要措置区域等外へ搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性がある。このため、当該搬出に伴う汚染土壌の適正な運搬及び処理を確保するため、要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壌の運搬基準及び処理委託義務を設けることとした。また、汚染土壌の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を新たに設けるとともに、当該者に適正な処理を履行させるための担保措置を規定することとした。

1. 汚染土壌の搬出時の措置

(1) 趣旨

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出することは、汚染の拡散をもたらす可能性があることから、当該搬出の事前の届出義務を課すとともに、当該搬出に係る計画が汚染土壌の運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反している場合には、都道府県知事がその是正を命ずることができることとした。なお、汚染土壌の運搬及び汚染土壌処理業者に関する事項については、「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成22年2月26日付け環水大土発第100226001号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知。以下「課長通知」という。）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい。

(2) 汚染土壌の搬出の事前届出及び計画変更命令

① 汚染土壌の搬出の事前届出の手續

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、その着手の14日前までに、当該搬出の計画について都道府県知事に届け出なければならないこととした。ただし、当該土壌を指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、25種すべての特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除くこととし（法第16条第1項本文）、加えて、非常災害のための応急措置として当該搬出を行う場合は事前に当該届出をするいとまがないこと、汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は搬出する汚染土壌の量が少ないのが一般的であることから、事前の届出を要さないこととした（法第16条第1項ただし書）。ここにいう「汚染土壌」とは、要措置区域等内の土地の土壌をいい、含水率が高く泥状ものであっても汚染土壌として取り扱われたい。

「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいう。ただし、要措置区域等と一筆であるなど要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地において、一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に当該汚染土壌を埋め戻す場合には、周囲への汚染の拡散のおそれの少ない行為であることから、「搬出」には該当しないものとして運用されたい。

「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

届出事項は、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、体積及び運搬の方法、運搬する者及び処理する者の氏名又は名称、処理施設の所在地、搬出の着手予定日及び完了予定日、運搬及び処理の完了予定日、要措置区域等の所在地、積替場所及び保管場所の所在地、自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先等とした（法第16条第1項各号及び規則第62条）。

このうち、汚染土壌の汚染状態は、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度とし、体積は、搬出しようとする土壌の面積と深さを乗じて算定したものとす。運搬の方法とは、運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶（以下「自動車等」という。）ごとの運搬経路をいう。運搬する者及び処理する者の氏名又は名称は、法人であれば当該法人の名称、個人事業主であれば当該個人の氏名をいい、実際に運搬又は処理を担当する者を記載する必要はない。積替場所及び保管場所の連絡先は、電話番号を記載することで足りる。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合にあっては、当該行為を積替えのための一時保管とみなすこととし、当該行為を行う場所を積替場所として記載させるよう指導されたい（2(2)において後述）。

添付書類は、規則第61条第2項に定めるとおりである。

このうち、「汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面」（同項第1号）とは、要措置区域等内における搬出に係る汚染土壌の範囲を明らかにしたものをいう。

「搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し」（同項第2号）とは、法第20条第1項の管理票の記載事項及び同項の委任を受けた環境省令で定める事項を記載した使用予定の管理票の写しをいい、届出事項として記載させた「運搬の方法」と内容が整合していることを確認されたい。

「汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類」（規則第61条第2項第3号）及び「運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類」（同項第4号）については、後述する法第17条の運搬に関する基準に適合しているかという観点から、それぞれ確認されたい。

「汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（同項第5号）としては、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託する場合にあってはその旨の契約書の写しが想定される。

また、当該搬出の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとする

きは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第16条第2項）。

「その届出に係る行為」とは、同条第1項の届出に係る要措置区域等外への汚染土壌の搬出をいい、同条第2項の届出をしようとする時点で、当該搬出まで14日間を確保できない場合には、同項の届出をする際に、同条第1項第6号に定める搬出の着手予定日についても変更する必要があることに留意されたい。この届出は、変更の内容を明らかにした届出書に、①に規定する書類及び図面を添付して行う必要があるが、既に提出されている書類及び図面の内容に変更がないときは、その添付を省略することができることとしたものである（規則第63条第2項）。

② 計画変更命令

都道府県知事は、搬出の届出又はその届出に係る変更の届出があった場合において、当該搬出に係る運搬及び処理の計画が運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該計画の是正を命ずることができることとした（法第16条第4項）。また、当該命令に違反した者に対して、罰則を設けることとした（法第65条第1号）。

(3) 要措置区域等内の土地の土壌を法の対象から外すための認定

要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合すると認められるものであれば、当該汚染土壌をあえて法の規制対象とする必要はない。このため、搬出しようとする汚染土壌の汚染状態の調査方法及び法の対象から外すための認定手続を定めることとした（法第16条第1項括弧書）。なお、法の規制対象としないためには、25種のすべての特定有害物質について、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することを確認する必要がある。また、この調査は、汚染土壌の当該要措置区域等外への搬出時に必ずその実施を義務付けられるものではなく、法の規制を受けないために任意に講じられる例外的な措置であることに留意されたい。

当該調査において、指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあることが明らかとなった場合には、土地の所有者等に対し、第4の3の指定の申請を活用させるよう促すこととされたい。

土壌汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等から汚染土壌の搬出を行おうとする場合においては、当該省略により第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた土地の区域内の土壌は、当該汚染状態にあるとみなされることにより、この認定の対象とならない。しかし、当該省略をした調査の過程をあらためて実施し、土壌の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した結果、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画内の土壌について、この認定の対象とすることができ

る。なお、この土壤汚染状況調査の追完により、当該追完を行った範囲において、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないものとみなされた区域の指定時点における汚染状態が変更されることとなり、当該要措置区域等の台帳の訂正が必要となるので、留意されたい。

① 調査方法

調査方法は、掘削前調査と掘削後調査のいずれかの方法とする（規則第59条）。

なお、この調査方法としては、当分の間、掘削前調査の方法のみとしたので、留意されたい（改正規則附則第2条）。

ア. 掘削前調査

土壤汚染状況調査で用いた単位区画のうち、掘削しようとする土壤が存在する単位区画の中心（基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、規則第59条第2項第2号イからトまでの土壤について採取をする。採取された土壤について25種のすべての特定有害物質に係る土壤溶出量及び第二種特定有害物質に係る土壤含有量を測定する（規則第59条第2項第3号）。

掘削前調査においては、土壤汚染状況調査において土壤を採取した深度と同じ深度から土壤を採取することがあると見込まれるが、土壤汚染状況調査において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を採取した深度と同じ深度から採取した土壤は、掘削前調査においても基準不適合と評価されるため（規則第60条第2項第1号括弧書参照）、掘削前調査においてあえて採取しなくとも差し支えないものとする。

イ. 掘削後調査

掘削した土壤を100立方メートル以下ごとに区分し、区分された土壤それぞれについて、当該土壤の任意の5地点から土壤を採取する。第一種特定有害物質については、当該5地点から採取された土壤のうち、任意の1地点から採取された土壤について土壤溶出量を測定する。また、当該5地点から採取した土壤を重量混合し、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壤溶出量及び第二種特定有害物質に係る土壤含有量を測定する（規則第59条第3項）。

② 認定の申請及び認定

認定の申請の手続は、規則第60条第1項に定めた。

また、都道府県知事が申請を受けて行う認定の対象となる土壤は、調査の方法に応じ、以下のとおりとした（同条第2項）。この認定を受けた土壤は、法の規制を受けることなく、当該要措置区域等外へ搬出することが可能となる。

ア. 掘削前調査

①アにより採取された土壤のうち連続する2以上の深さにおいて採取された土壤がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基

準に適合していることが明らかになった場合における当該2以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌（当該深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査の結果、少なくとも一の特有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該2以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分を除く。）（規則第60条第2項第1号）。

イ. 掘削後調査

①イの測定により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが明らかになった土壌に係る100立方メートル以下ごとに区分された土壌（規則第60条第2項第2号）。

(4) 汚染土壌の搬出の事後届出

非常災害のための応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該搬出した日から起算して14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出ることとした（法第16条第3項）。この場合において、いつの時点をもって「搬出する者」が「搬出した者」に該当するかどうかは一概に定まるものではないが、当該搬出に係る非常災害のための応急措置としての緊急性が継続しているか否かという観点から判断されるものとし、当該搬出された汚染土壌が一度仮置きされた場合等、非常災害のための応急措置としての緊急性が既に認められなくなっている場合には、「当該搬出した者」に該当するものと解しても差し支えない。

届出事項は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者に対し、法第19条第1号（運搬基準違反）又は第2号（汚染土壌処理業者への処理の委託義務違反）の措置命令を発出すべきか否かを事後的に検討するために必要な情報とし、具体的には、汚染土壌の搬出の事前届出に係る届出事項を中心に、汚染土壌の搬出先（規則第64条第1項第5号）、汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日（同項第8号）等を記載させることとした。これは届出があった時点において当該搬出は既に終了しているが、非常災害を避けるために一時的に汚染土壌が卸されている場所がある場合に、当該場所において運搬基準に照らし汚染を拡散させていないか等を確認する必要があるため届出事項とすることとした。同様の観点から、添付書類については、「汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真」（同条第2項第1号）等を添付させることとした。

(5) 汚染土壌の運搬に関する基準及び処理の委託義務

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出し、処理する行為は、汚染の拡散をもたらす行為であることから、以下の事項に従わなければならないこととした。

① 運搬に関する基準

汚染土壌を運搬することにより、汚染土壌の所在を不明にするおそれがあるとともに、運搬に伴い汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の観点から運搬に関する基準を定め、当該運搬をする者に対し、その遵守を義務付けることにより、汚染土壌の適正な運搬の確保を図ることとした（法第17条）。「運搬する者」とは、法第16条の汚染土壌の搬出時の届出において運搬する者として届け出られた者だけでなく、実際に汚染土壌の運搬行為を行う者も含む。なお、運搬に関する基準については、別途留意すべき点を示す予定である。

② 処理の委託義務

汚染土壌の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を新たに設けたことにより（法第22条第1項）、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、一定の例外を除き、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならないこととした（法第18条第1項）。

当該委託義務の例外としては、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合又は汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合を定めることとした（法第18条第1項ただし書）。なお、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行い搬出した後の汚染土壌の運搬については、①の運搬に関する基準に従う必要がある（法第17条ただし書参照）、汚染土壌処理業者に処理の委託をしなければならない（法第18条第2項）。

(6) 措置命令

都道府県知事は、汚染土壌を運搬した者が、(5)①の運搬に関する基準に違反した場合及び汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者が(5)②の汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反している場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、汚染土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を命ずることができることとした（法第19条第1号及び第2号）。都道府県知事は、これらの者による違反行為を把握した場合には、速やかに命令を行い、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止を図らねたい。なお、当該命令については、別途留意すべき点を示す予定である。

(7) 管理票

① 交付手続等

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととし、当該汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散の未然防止を

図ることとした（法第20条）。

「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者」とは、搬出の際の事前届出を行う「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者」と同様である（(2)①参照）。交付する管理票は、法第16条第1項の搬出時の届出書に添付した管理票の写しの原本とすること（規則第66条第1号）。また、運搬の用に供する自動車等と管理票を一対一で対応させることを原則とし、例外として、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が複数である場合には、運搬先ごとに交付させることとした（同条第2号）。

管理票交付者の管理票記載事項については法第20条第1項及び規則第67条に、運搬受託者の管理票記載事項については規則第68条に、処理受託者の管理票記載事項については規則第70条に掲げるとおりである。

運搬受託者及び処理受託者は、運搬又は処理が終了したときは、交付又は回付された管理票に必要な事項を記載し、環境省令で定める期間内に当該管理票の交付者等へ当該管理票の写しを送付しなければならないが（法第20条第3項及び第4項）、当該期限については、運搬又は処理が終了した日から10日とすることとした（規則第69条及び第71条）。

管理票交付者は、交付された管理票の内容と送付された管理票の写しに記載された内容とを照合する必要があることから、当該管理票の写しの送付があるまでの間、交付した管理票の写しの控えを保管しなければならないこととした（規則第66条第3号）。

また、汚染土壌が適正に引き渡されているかを事後的な立入検査等で確認できるようにするため、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者は、それぞれ管理票又は管理票の写しを保存する義務を設けることとし（法第20条第5項、第7項及び第8項）、その保存期間については、管理票の写しを送付した日又は管理票の写しの送付を受けた日から5年とすることとした（規則第72条、第75条及び第76条）。

管理票交付者は、運搬受託者又は処理受託者から環境省令で定める期間内に管理票の写しの送付を受けないなどの場合には、委託した汚染土壌の運搬又は処理の状況を確認し、都道府県知事にその結果を届け出なければならないこととし（法第20条第6項及び規則第74条）、当該期間については、運搬受託者から管理票交付者への送付期間については管理票の交付の日から40日、処理受託者から管理票交付者への送付期間については管理票の交付の日から100日とすることとした（規則第73条第1号及び第2号）。

② 2次管理票

改正処理業省令による改正後の汚染土壌処理業に関する省令（以下「処理業省令」という。）第5条第17号ロの規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託するとき又は同令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条

の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、同令第5条第18号に定める管理票（以下「2次管理票」という。）を使用することとした。2次管理票の交付の手続については、課長通知を参照されたい。

2. 汚染土壌処理業

(1) 趣旨

旧法第9条第4項は、指定区域内の土地の形質の変更に係る届出がなされた場合において、当該土地の形質の変更に係る施行方法が環境省令で定める基準に適合するように求めているが（改正規則による改正前の土壌汚染対策法施行規則第36条参照。）、実際に汚染土壌の処理を行う者が当該基準を遵守しなかった場合に対する是正措置や罰則が規定されておらず、不適正な処理が行われた事例が顕在化していた。このため、汚染土壌の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を新たに設けるとともに、当該者に適正な処理を履行させるための担保措置を規定することとした。

(2) 汚染土壌処理業の許可の申請の手続

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）、その申請手続は、法第22条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うこととした。ここで、汚染土壌処理施設とは、汚染土壌の処理を行う事業場の敷地内に設置される汚染土壌の処理の用に供する施設の総体をいい、汚染の除去等を行うプラント本体だけでなく、汚染土壌の受入設備や保管設備、汚水や大気有害物質の処理設備、事業場内において汚染土壌が移動する通路等が含まれる。ただし、浄化等処理施設において浄化等済土壌であることが確認されたものや、セメント製造施設におけるセメント製品の保管場所は含まれない。

また、同一の敷地内において、汚染土壌処理施設を構成する設備のうちに、浄化等、セメント製造、埋立て及び分別等のうち異なる方法を採用する設備がある場合には、全体として一の汚染土壌処理施設として扱われたい。

さらに、処理の用に供する施設が複数あって、それぞれの施設が汚染土壌の受入から、保管、処理までの一連の独立した設備を設置して業を行う場合には、別の施設として扱われたい。

法第22条第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととした（同条第4項）。汚染土壌処理業の許可の更新の手続等は、許可申請時と全く同様とし（同条第5項）、許可申請時の添付書類から変更のない一部の書類又は図面の添付を省略することを可能とした（処理業省令第2条第3項）。なお、汚染土壌処理業の許可の更新の申請を行う場合であって、当該許可に係る事業の変更の申請を同時にしようとするときには、当該許可の更新

の申請をすることをもって、当該許可に係る事業の変更の申請を併せてしたものと取り扱っても差し支えない。その場合、当該変更が許可申請時に添付した書類及び図面の変更を伴うものか否か、十分に確認されたい（処理業省令第8条第2項）。そのほか、汚染土壌処理業の許可の申請の手続については、課長通知の記の第1の1.を参照されたい。

なお、要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際、含水率の調整を行わなければその状態により運搬が困難になる汚染土壌があることを踏まえ、当該要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において汚染土壌の含水率の調整を行うのであれば、運搬に伴う汚染の拡散のリスクを低減する行為であることから、かかる土地において含水率を調整する行為に限って、汚染土壌の処理の事業の許可の例外として許容して差し支えない。

(3) 汚染土壌の処理の基準

汚染土壌が適正に処理されるためには、汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力や施設を備えていることに加え、当該業者が適正な方法により汚染土壌の処理を行うことが必要である。また、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水や気体等が飛散等し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が発散することによって汚染の拡散をもたらしてはならないことから、汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従って、汚染土壌の処理を行わなければならないこととした（法第22条第6項）。

都道府県知事は、汚染土壌処理業者により当該基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとし（法第24条）、当該命令に違反した者に対して、罰則を設けることとした（法第65条第1号）。

なお、浄化等処理施設において、汚染の除去等の処理を行った後の土壌であって、含水率が高く泥状のものは、汚染土壌として取り扱われたい。

また、汚染土壌処理業に関する処理の基準については、課長通知の記の第2を参照されたい。

(4) 汚染土壌の処理の再委託の禁止

汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理の事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる能力や施設を備えている者として許可を受けた者であることから、汚染土壌の処理を他人に委託してはならないこととした（法第22条第7項）。ここにいう処理の再委託の禁止とは、汚染土壌処理業者と当該汚染土壌処理業者に汚染土壌の処理を委託した当該汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者との委託契約に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託することをいい、汚染土壌処理業者が許可に係る汚染土壌処理施設において当該委託に係る処理を終えた後の汚染土壌を、許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すことは、再委託の禁止に当たらないこととする。

(5) 記録の保管及び閲覧

汚染土壌処理業者が汚染土壌を適正に処理しているかどうかを都道府県知事が把握するためには、報告徴収や立入検査により当該施設の稼働状況を効率的に確認することが必要であることから、汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する事項の記録を作成し、保存しなければならないこととした（法第22条8項）。

記録事項としては、受け入れた汚染土壌に係る要措置区域等の所在地、当該汚染土壌の汚染状態、量及び受入年月日、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水や排気の測定に関する事項等を定めることとした（処理業省令第7条）。このうち、当該測定に関する事項については、計量証明書（計量法第110条の2第1項の証明書をいう。）の保存をもって当該記録に代えて差し支えない。

また、当該記録については、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

「当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者」とは、要措置区域等外へ当該汚染土壌を搬出した者や運搬した者及び汚染土壌処理施設が設置されている場所の周辺に居住する者等が含まれる。

(6) 事故時の届出

汚染土壌処理施設は、熱分解、熔融、洗浄等の汚染土壌の処理方法に応じて様々な機能を有しており、当該施設において破損その他の事故が発生した場合、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等することにより、当該施設の周辺住民の健康に係る被害が生ずるおそれがある。このため、汚染土壌処理業者は、許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第22条第9項）。

(7) 変更の許可等

① 変更の許可

汚染土壌処理業者は、(2)の許可申請の際に届け出た汚染土壌処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に変更が生じた場合には、汚染土壌の適正な処理ができなくなるおそれがあることから、その変更について、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、汚染土壌処理業者の名称の変更等汚染土壌処理施設における汚染土壌の適正な処理の確保に影響のない軽微な変更として環境省令で定める事項については、変更の許可の申請をする必要がないものとした（法第23条第1項ただし書）。

「軽微な変更」とは、申請書に記載した処理能力（当該処理能力について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であって、当該減少の割合が10

パーセント未満であるものとする（処理業省令第9条）。例えば、汚染土壤処理施設の稼働時間が減少したことにより、処理能力が10パーセント未満減少した場合等が考えられる。

「汚染土壤処理施設の種類の変更」とは、許可に係る汚染土壤処理施設の事業場内において、申請書に記載した同令第1条各号に掲げる施設の種類を追加したり、削減したりする場合が該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚染土壤の浄化プラント、かつ、汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内に併設している汚染土壤処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する。

「汚染土壤処理施設の構造の変更」とは、総体としての汚染土壤処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。例えば、処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更することや、受入設備に新たに屋根を設ける場合等が該当する。

「汚染土壤処理施設の処理能力の変更」とは、処理することができる汚染土壤の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。ただし、申請書に記載した処理能力（当該処理能力について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であって、当該減少の割合が10パーセント未満であるものが、変更の届出の対象となることは、前述のとおりである。

「汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の変更」とは、処理する汚染土壤の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壤処理において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壤の処理を行っていた汚染土壤処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壤の処理をやめ、土壤溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壤のみの処理を行おうとする場合等が該当する。

② 変更の届出

汚染土壤処理業者は、①の環境省令で定める軽微な変更をしたとき又は汚染土壤処理業者の名称等その他環境省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第23条第3項）。具体的には、申請書の記載事項である汚染土壤処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地、処理の方法、保管設備の場所及び容量、役員の名及び住所、再処理汚染土壤処理施設に係る事項、廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類に記載した事項等の変更とすることとした（処理業省令第10条）。このうち、廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類に記載した事項の変更があった場合には、許可基準である廃

止措置を講ずるに足りる経理的基礎に変更が生じている可能性があるため、特に留意されたい。

③ 休廃止等

汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第23条第4項）。ここにいう休止とは、汚染土壌の処理の事業を一時やめてある期間休むことをいい、一時休んで将来再開することを予想している時点で廃止とは異なる。廃止した後には、(10)に定める許可の取消し等の場合の措置義務を速やかに講じなければならない。いずれの届出についても、事前に届け出る必要があるため、その旨留意されたい。

(8) 改善命令及び許可の取消し等

① 趣旨

汚染土壌処理業の許可制度は、汚染土壌の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、汚染土壌の適正な処理を確保するものである。したがって、その基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと判断されるに至った場合には、都道府県知事は、汚染土壌処理業者に対し、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに（法第24条）、その基準に適合しないなど法が許可を取り消すべき場合等として定める要件に該当すると判断されるに至った場合には、許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命じることができることとした（法第25条）。

② 要件

ア．法第22条第3項第2号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき（法第25条第1号）

汚染土壌処理業者が欠格要件に該当するか否かについては、課長通知の記の第1の2(5)を参照されたい。

イ．汚染土壌処理施設又はその者の能力が法第22条第3項第1号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき（法第25条第2号）

汚染土壌処理施設又はその者がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる構造又は維持管理上の基準を満たさなくなること又は汚染土壌処理業者の能力が汚染土壌処理施設の維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、若しくは汚染土壌の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものである。汚染土壌処理施設に係る基準及び申請者の能力に係る基準については、課長通知の記の第1の2(3)及び(4)を参照されたい。

ウ．法第4章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき（法第25条第3号）

第4章の汚染土壌の搬出等に関する規制を構成する法第16条から第28条までの規定や、これらの規定に基づく環境省令に違反した場合が該当すること。例えば、管理票に虚偽の記載をしたときや、汚染土壌の処理に関する基準に違反したときが含まれる。

エ．不正の手段により法第22条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は法第23条第1項の変更の許可を受けたとき（法第25条第4号）

「不正の手段」とは、例えば許可申請の際に申請書及びその添付書類に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答をし、又は暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせること等をいう。なお、本来許可を受けることができない者が、事実関係を偽るなどして汚染土壌処理業の許可を受けた場合、当該者については到底適正な汚染土壌の処理は期待し得ず、不適正な処理を引き起こす可能性が高いほか、許可制度に対する信頼を損なうなど、その悪質性は無許可営業に準ずるものと認められ直罰の対象とされたことにかんがみ（法第65条第5号）、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合は厳正に対処されたい。

③ 手続

許可の取消し等の処分を行う場合には不利益処分であることから、行政手続法に基づき、処分を行うこととした理由を示すとともに、許可を取り消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与を行うことにより処分の内容について異議を主張する機会を与え、その者の意見や事情を十分に考慮することが必要である。

④ 環境省への報告

許可の取消し等の処分を行った場合には、環境省にその旨を報告されるようお願いしたい。報告に当たっては、事実の概要、処分内容及び理由等を明らかにされたい。欠格要件に該当することを理由に許可申請に対して不許可処分を行った際も、同様に、環境省にその旨を報告されるようお願いしたい。

(9) 名義貸しの禁止

汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならないこととした（法第26条）。

「名義貸し」とは、無許可業者等に対し許可業者が許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいうが、このような行為は、無許可営業を助長し、法の根幹をなす汚染土壌処理業の許可制度の信頼を失墜させる行為であることから、これを禁止し、これに

違反した許可業者に対して無許可営業の場合と同様の罰則を科すこととした（法第65条第6号）。

(10) 許可の取消し等の場合の措置義務

汚染土壌処理施設や当該汚染土壌処理施設が設置されていた土地は、汚染土壌の埋立てや浄化に伴い、特定有害物質によって汚染されているおそれがあることから、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならないこととした（法第27条第1項）。具体的な措置の内容は処理業省令第13条各号に定めたとおりであるが、その詳細については、課長通知の記の第1の2(4)②イを参照されたい。

また、都道府県知事は法第27条第1項の汚染土壌処理施設内の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該施設を事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした（法第27条第2項）。

「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、例えば、地下水の飲用等に伴う人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときや、汚染土壌処理業者が法第27条第1項の汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じていないと認めるときなどが該当する。また、当該命令に違反した者に対して、罰則を設けることとした（法第65条第1号）。

第6 指定調査機関

1 指定調査機関に対する指導監督の充実強化

法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしている（法第3条第1項、第16条第1項等参照）。指定調査機関は、一定の経理的基礎及び技術的能力を有し、土壌汚染状況調査等を公正に行うことができる者を指定することとしている。

しかしながら、指定調査機関の能力について、指定調査機関の間で経験や技術の差が大きく、土壌汚染状況調査に関する知識や技術を有しない者が一部にあるとの指摘がある。このため、法改正により、その信頼性の確保及び向上を図ることとした。

具体的には、指定調査機関の指定について5年間の更新期間を設け（法第32条）、技術管理者の設置義務（法第33条）及び他の者に対する監督義務（法第34条）を課すなどの措置を講じた。

指定調査機関に対しては環境省において必要な監督を行うこととしているが、監督を実効あるものとするため、都道府県におかれては、指定調査機関について、正当な理由なく調査を行わない、調査を行う技術的能力を有していない、あるいは不適切な方法により調査を行っている等の不適正な事例を発見した場合には、環境省まで連絡をいただきたい。適切に対応の上、その結果を連絡することとする。

なお、調査を行わない「正当な理由」には、調査の依頼者である土地の所有者等が、

調査の契約の価格として著しく低廉な額を提示したこと、土壌汚染状況調査の実施に必要な期間を確保しないこと等の著しく不当な待遇を契約条件とする場合等が該当する。

2 技術管理者に係る経過措置

技術管理者については、その基準を技術管理者証の交付を受けた者であることとし（指定調査機関等省令第4条）、技術管理者証の交付を受ける要件の一つとして、環境大臣が行う試験に合格した者であることとしたところ（同令第5条第1項第1号）、平成25年3月31日までの間、改正法の施行の際現に旧法第3条第1項の規定による指定を受けている指定調査機関に「技術上の管理をつかさどる者」（改正前の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条第2項参照）として置かれている者等は、技術管理者証の交付を受けているものとみなすこととした（改正指定調査機関等省令附則第2条第2項）。一方、土壌汚染状況調査等の結果報告書に技術管理者の技術管理者証の交付番号を記載することとしたところであるが、かかる経過措置により技術管理者証の交付を受けたこととされる者については、氏名を記載させることとされたい。

第7 指定支援法人

1. 指定支援法人の制度について

土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置等の実施を円滑ならしめるため、一般社団法人又は一般財団法人であって、要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し助成金を交付する等の業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、環境大臣が全国を通じて一個に限り指定することとする（法第44条第1項。平成22年3月3日現在、財団法人日本環境協会）。

支援業務の内容は、i) 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、助成金を交付すること、ii) 土壌汚染状況調査等についての相談、助言等、iii) 土壌汚染による健康影響に関する国民の理解の増進等である（法第45条）。

指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）は、国からの補助及び国以外の者からの出えんにより基金を設け、これにより支援業務を実施することとなる（法第46条）。

2. 助成金の交付について

地方公共団体が助成を行った場合に指定支援法人から助成金が交付されることとなるのは、法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者であって、汚染原因者でなく、かつ、負担能力に関する一定の基準に適合するものである（令第6条第1項）。負担能力に関する基準は、環境大臣が定めることとされており、平成16年環境省告示第4号に定めたとおりである。

なお、指定支援法人からの助成金の交付の相手方となる地方公共団体は、その長が汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限ることとされているため、都道府県（令第8条に規定する市にあっては市であることは、第3の1(6)③アにおいて前述）となる。

土地の所有者等が汚染の除去等の措置を実施するための支援措置については、法の円滑な運用のため極めて重要であることから、貴都道府県においても、上記の要件に該当する者に対する助成の制度が設けられることを強く希望しており、御協力をお願いしたい。

第8 雑則

1. 報告及び検査

(1) 土壤汚染状況調査に係る土地等に関する報告徴収及び立入検査

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等、要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置を行う者等に対し、当該土地の状況等について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況等を検査させることができることとした（法第54条第1項）。

「土壤汚染状況調査に係る土地」とは、土壤汚染状況調査を行い、又は行った土地のほか、法第5条第1項に規定する土壤汚染状況調査の命令の対象となる可能性が高く、命令の対象となるかどうかを判断する必要性が高い土地も該当する。

なお、当該検査を道路法（昭和27年法律第180号）の道路に立ち入って行う場合には、あらかじめ道路管理者と立ち入る日時、場所、検査の方法等について連絡調整を図ることが望ましい。

(2) 汚染土壤の搬出及び運搬に関する報告徴収及び立入検査

都道府県知事は、汚染土壤を搬出した者又はその運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車等に立ち入り、汚染土壤の状況や、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした（法第54条第3項）。

「汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所」とは、汚染土壤の積替場所や保管場所を想定しており、この規定を活用することにより、汚染土壤について、運搬に関する基準を遵守して運搬し、汚染土壤処理業者にその処理を委託しているか否かを確認し、必要に応じ、法第19条の命令を発出することとされたい。

(3) 汚染土壤の処理に関する報告徴収及び立入検査

都道府県知事は、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした（法第54条

第4項)。

「汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所」とは、汚染土壌処理施設に係る事業場以外の事務所であって、汚染土壌の処理の事業に関する業務を行う事務所をいう。この規定を活用することにより、汚染土壌処理施設に立入検査を行うなどして、法第22条第3項の許可の基準や同条第6項の処理の基準の適合性を確認し、必要に応じ、法第24条による改善命令や法第25条による許可の取消し等の処分を適切に行うこととされたい。また、汚染土壌処理施設に係る事業場への立入検査を行う際には、必要に応じ、当該事業場に対する他の法令に基づく指導監督を担当する部局と連携を図ることとされたい。

2. 公共の用に供する施設の管理を行う者との協議

都道府県知事は、公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する一定の土地について、法に基づく命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならないこととする(法第55条)。

協議の対象となる土地は、i)公共の用に供する施設の管理を行う者が管理することを定める法令の規定があること、ii)公共の利便、災害の防止等の公益への支障の防止のため、土地の形質の変更等の行為が法令の規定により制限されていること、の要件を満たす土地であり、具体的には、河川法(昭和39年法律第167号)に規定する河川区域等、令第7条に定めるとおりである。なお、当該管理者が所有権等に基づく意味での「権原」を取得してない土地も該当することに留意されたい。

協議の対象となる事項は、命令に基づく措置の実施時期、実施期間、措置を行った後のその効果の維持の方法等についてであり、命令の要件の判断、命令に基づく措置に関する技術的基準等については、法、令又は規則において既に定められているものであることに留意されたい。

なお、協議は、十分な時間的余裕をもって、公文書により行うこととされたい。また、令第7条に規定する土地の土壌汚染に関する情報を入手したときは、協議に先立ち、速やかに施設の管理を行う者への情報の提供、連絡調整を図ることが望ましい。

また、このような土地については、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置の内容についても、公共の利便、災害の防止等の観点からの配慮が必要な場合があり、調査や措置の内容の詳細について技術的な助言を行うに当たっては、そのことに留意して行うこととされたい。

例えば、試料の採取を行う地点の特例(規則第6条第5項)について、水圧等の力で地盤が崩れることが想定されるなど、公共の利便、災害の防止等の観点から国民の生活又は経済活動に著しい支障が及ぶおそれがあることは、試料の採取の地点を変更する十分な理由となるといったことが考えられる。

3. その他

(1) 資料の提出の要求等

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、

関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌汚染の状況の把握及びその汚染による健康被害の防止に関し意見を述べるができることとする（法第56条第2項）。

協力要請又は意見陳述を行うこととなる具体的な場面としては、i) 鉱山の敷地等における土壌汚染について、産業保安監督部長に対し鉱山保安法に基づく権限を行使するよう意見を述べること、ii) 下水道法に基づく届出が行われている有害物質使用特定施設について、公共下水道管理者に対し届出に係る情報の提供を求めること、iii) 不適切な方法により調査を行っている指定調査機関について、環境大臣に対し監督権限を行使するよう意見を述べること等が考えられる。

(2) 環境大臣の指示

環境大臣は、土壌汚染により健康被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときに限り、都道府県知事に対し一定の指示をすることができることとする（法第57条）。

(3) 国の援助

国は、土壌汚染により健康被害が生ずることを防止するため、土壌汚染状況調査又は要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めることとする（法第58条第1項）。また、これを講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮をすることとする（同条第2項）。

環境省としては、法の施行に当たっては、土地の所有者等及び中小企業者の負担が必要以上に過重なものとならないことが重要と考えており、義務の内容を必要最小限のものとするほか、指定支援法人による都道府県を通じた負担能力が低い土地の所有者等に対する助成、同条に規定する資金のあつせんその他の援助（租税特別措置等）の実施に努めているところである。

(4) 研究の推進等

国は、汚染の除去等の措置に関する技術の研究その他土壌汚染による健康被害の防止のための研究を推進し、その成果の普及に努めることとする（法第59条）。

(5) 国民の理解の増進

国及び地方公共団体は、教育・広報活動を通じて土壌汚染による健康への影響に関する国民の理解を深めるよう努めることとし、また、そのために必要な人材を育成するよう努めることとする（法第60条）。

(6) 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等

旧法には、汚染の除去等の措置が講じられ、指定が解除された区域に関する情報や、旧法第3条及び第4条の調査の結果、土壌汚染が存在しないことが判明した土地に関する情報の取扱いについては何ら規定がなく、また、自主的な調査の結果に

関する情報を整理し、有効活用することを促進する規定がなかった。

また、都道府県知事は、土壤汚染状況調査のうち法第3条第1項に係るものについては規則第3条第3項の試料採取等対象物質とすべきものの通知を、土壤汚染状況調査のうち法第4条第2項に係るものについては規則第26条各号の該当性判断を、それぞれ適切に行う必要があることから、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する規定を設けることとした（法第61条第1項）。

この規定により収集し、整理し、保存し、及び提供する情報としては、以下の情報が想定される。

① 土壤汚染の状況に関する調査（法に基づくものであるか否かを問わない。）に関する情報

基準に適合しない汚染状態にあることを内容とする調査の結果を提供する者に対しては、法第14条の指定の申請を行うように促すこととされたい。

基準に適合する汚染状態にあることを内容とする調査の結果を収集した場合にはこれを提供することが考えられるが、25種のすべての特定有害物質について汚染状態が基準に適合することを保証するものではなく、測定の対象となった特定有害物質の種類についても、当該調査の時点において汚染状態が基準に適合していたということを示すに過ぎないことを明らかにすることが望ましい。

② 土壤汚染が存在するとされた土地の区域において講じられた汚染の除去等の措置（法に基づくものであるか否かを問わない。）に関する情報

③ 汚染の除去等の措置が講じられ、指定が解除された区域に関する情報

④ 現在使用され、又は過去に使用されていた特定有害物質に係る施設に関する情報

⑤ 過去に発生した特定有害物質の漏洩事故に関する情報

土壤汚染に関連する情報は、土地を購入しようとする者がその購入の判断に活用できること、法第8条に基づき汚染原因者に対して費用を請求しようとする土地の所有者等が請求の根拠として活用できること等、一般の利用価値が大きいものであり、都道府県は、その収集した土壤汚染に関連する情報を、一般に提供することが望ましい。ただし、その際には、土壤汚染に関連する情報の多くが私有財産に係るものであることに留意し、情報を必要とする個別の事由等に応じた慎重な対応が必要である。なお、情報の入手の便に資するため、一定の類型化された情報については、情報公開条例に基づく開示請求の手続を経ず、より簡便な手続により提供されることが望ましい。

もとより、都道府県が保有する情報の提供は都道府県の判断により行われるものであり、また、個人情報、企業秘密等の提供が適当でない情報も含まれるものであることに留意されたい。

(7) 経過措置

法の規定に基づく命令（政省令）の制定等の場合には、その命令で所要の経過措置を定めることができることとする（法第62条）。

(8) 政令で定める市の長による事務の処理

法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、旧法同様、政令で定める市については、市長が行うこととする（法第64条）。

市長が事務を行う市は、令第8条に定めるとおりであり、水質汚濁防止法に基づく事務の一部を行う市と同一のものとなっている。なお、市長が行う事務は、法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部である。

(9) 罰則

改正法により、新たに、法第4条第2項、第7条第4項の命令等に違反した者等に対する罰則を定めた（法第65条から第69条まで）。

第9 施行期日等

1. 施行期日

法は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行することとされ、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第245号）において、施行期日は平成22年4月1日と定められた。なお、2(1)の準備行為に関する規定については、同令により、平成21年10月23日から施行されたところである。

2. 経過措置

(1) 汚染土壌処理業の許可に関する準備行為

法第22条第1項に規定する汚染土壌処理業については、法が施行されたときにその業務が許可されていなければ、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出することができなくなることから、法施行前に許可の申請を行うことができることとするとともに、不正申請行為を罰則の対象とすることとした（改正法附則第2条）。

(2) 大規模な土地の形質の変更時の届出に係る経過措置

法第4条第1項の届出については、当該届出義務が当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに履行しなければならないことを踏まえ、改正法施行後30日を経過する日以後に当該土地の形質の変更に着手する者について適用することとした（改正法附則第3条）。

(3) 法の施行の際現に指定区域に指定されている土地及び指定区域台帳に係る経過措置

旧法による指定区域に指定されている土地の区域は、旧法第9条の土地の形質の変更の規制の対象となっており、形質変更届出区域と同じ制限が及ぶものであるから、改正法の施行の際現に旧法第5条第1項の規定により指定されている土地の区域は、形質変更届出区域とみなすこととした（改正法附則第4条）。

また、指定区域台帳については、法施行後は、形質変更届出区域台帳とみなすこととした（改正法附則第5条）。

- (4) 汚染の除去等の措置の命令及び当該措置に要した費用の請求に係る経過措置
改正法の施行前にした旧法第7条第1項又は第2項の命令については、施行日以降もなお効力を有することとし（改正法附則第6条）、また、当該命令を受けた者に関する旧法第8条の規定の適用については、なお従前の例によることにより、その請求権を確保することとした（改正法附則第7条）。
- (5) 土地の形質の変更の届出に係る経過措置
施行日以後の日に附則第4条の規定により形質変更時要届出区域とみなされた土地の形質の変更については、施行日前にした旧法第9条第1項の届出は、法第12条第1項の届出とみなすこととした（改正法附則第8条）。
- (6) 汚染土壌の搬出時の届出に係る経過措置
汚染土壌の搬出時の届出については、当該届出義務が当該搬出に着手する日の14日前までに履行しなければならないことを踏まえ、改正法施行後14日を経過する日以後に当該搬出に着手する者について適用することとした（改正法附則第9条）。
- (7) 指定調査機関の指定及び変更の届出、適合命令に係る経過措置
指定調査機関の指定の更新制度を新設するに当たり、現在、指定を受けている指定調査機関については、改正法の施行日に指定があったものとみなすこととした（改正法附則第10条）。
また、指定調査機関の事業所の名称、所在地等の変更の届出については、当該届出義務が当該変更しようとする日の14日前までに履行しなければならないことを踏まえ、改正法施行後14日を経過する日以後に当該変更しようとする者について適用することとした（改正法附則第11条）。指定調査機関に対する旧法第16条によりした適合命令については、法第39条によりした命令とみなすこととした（改正法附則第12条）。
- (8) 罰則の適用に関する経過措置
改正法の施行日前に行った違法行為に対する罰則の適用については、引き続き罰則の対象となるよう、なお従前の例によることとし、また、(4)により改正法施行後においても引き続き効力を有することとされた旧法第7条第1項又は第2項の命令に違反する行為に対しては、同条第1項又は第2項の罰則が適用されるようにすることとした（改正法附則第13条）。
- (9) 経過措置の政令委任
上記のほか改正法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとした（改正法附則第14条）。

3. 検討

今回の改正において、土地の形質の変更時の調査命令等の規制を新設したことから、施行後5年を経過した場合の検討条項を設けることとした（改正法附則第15条）。

第10 法の施行に当たりの配慮事項等

1. 要措置区域等外の土地の基準不適合土壌等の取扱い

要措置区域等外の土地の土壌であっても、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであるか、又はそのおそれがある土壌については、運搬及び処理に当たり、法第4章の規定に準じ適切に取り扱うよう、関係者を指導することとされたい。

2. ダイオキシン類対策特別措置法との関係

コプラナーPCBは、法の特定有害物質であるポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定するダイオキシン類の双方に該当する。したがって、法のポリ塩化ビフェニルに係る第4の1(2)の基準に適合せず、かつ、ダイオキシン類対策特別措置法のダイオキシン類に係る対策地域の要件に該当する土地については、どちらの法律も適用し得るものである。

そのような場合には、ダイオキシン類という有害性の強い特定の物質に対象を限定した特別法であるダイオキシン類対策特別措置法を、優先して適用することとされたい。

3. 都道府県が講ずる施策との関係

都道府県独自の土壌汚染に関する施策について、既に講じている施策を変更し、又は新たに施策を講ずる場合には、法の趣旨、目的、内容及び効果について留意し、法の施行を阻害することのないようにするとともに、法とあいまって土壌汚染対策の実効があがるものとなるよう配慮して立案することとされたい。

4. 法の施行状況調査

毎年度、その前年度の法の施行状況に関する調査を実施しているところであるが、引き続き、当該調査を行うこととしているので、今後とも、情報提供等について協力をお願いする。

汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（環水大土発第 100226001 号）

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について

汚染土壤処理業の許可の申請の手続については、平成21年11月4日付け環水大土発第091104003号により、申請書記載事項並びに添付書類及び図面について申請者並びに都道府県及び政令市が参考とすべき事項をまとめ、通知したところである。

本日、汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年環境省令第2号。以下「改正省令」という。）を公布したところ、その改正内容を踏まえて上記通知の内容を改めるとともに、汚染土壤処理業の許可の基準及び汚染土壤の処理に関する基準についても、申請者並びに都道府県及び政令市が参考とすべき事項を下記のとおりまとめたので、貴職におかれては、これを参照し、汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査事務及び汚染土壤処理業者に対する指導監督事務に遺漏なきを期されたい。

記

第1 汚染土壤処理業の許可

1. 汚染土壤処理業の許可の申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、改正省令による改正後の汚染土壤処理業に関する省令（以下「省令」という。）の様式第一に示したとおりであり、その記載事項欄には、以下の内容を記載させること。

① 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称（省令第3条第1号）

「〇〇株式会社□□工場」等具体的に記載させること。

② 申請者の事務所の所在地（同）

申請者の事務所は、汚染土壤処理業の許可がされた後は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）第54条第4項により都道府県知事（土壤汚染対策法施行令の

一部を改正する政令（平成21年政令第246号）による改正後の土壤汚染対策法施行令第8条に規定する市の長を含む。以下同じ。）の立入検査の対象となるため、汚染土壤の処理に関係するすべての事務所の所在地及び連絡先を記載させること。

③ 汚染土壤処理施設の設置の場所（法第22条第2項第2号）

汚染土壤処理施設に係る事業場の所在地及び連絡先を記載させること。

④ 汚染土壤処理施設の種類（法第22条第2項第3号）

省令第1条各号に掲げる種類のいずれかを記載させること。なお、同一の敷地内において、汚染土壤処理施設を構成する設備のうち、浄化等、セメント製造、埋立て及び分別等のうち異なる方法を採用する設備がある場合には、全体として一の汚染土壤処理施設と解し、申請行為は一回で足りるが、当該採用する方法に応じた汚染土壤処理施設の種別を記載させること。

さらに浄化等処理施設にあつては、浄化、溶融又は不溶化の別を括弧書きで併記させること。

⑤ 汚染土壤処理施設の構造（同）

汚染土壤処理施設の構造を記載させること。構造の例としては、材質、屋根の有無及び階数が想定されること。

⑥ 汚染土壤処理施設の処理能力（同）

汚染土壤処理施設（埋立処理施設を除く。）の1時間当たりの処理量及び稼働時間並びにこれらに乗じて得た1日当たりの処理量を記載させること。

埋立処理施設にあつては、埋立地の面積及び埋立容量を記載させること。

⑦ 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第4号）

汚染土壤処理施設が処理することのできる汚染土壤の特定有害物質の種類を記載させるとともに、処理することのできる汚染土壤の濃度の上限値を定めている場合には当該上限値を記載させること。

⑧ 汚染土壤の処理の方法（省令第3条第3号）

汚染土壤の処理の方法として、熱分解方式、加熱・揮発方式、洗浄方式、化学分解方式等を記載させること。

また、汚染土壤の処理の一連の作業の手順及び内容を記載させること。ここにいう「汚染土壤の処理の一連の作業」は、汚染土壤の受入れから、保管、処理までを意味するが、処理された汚染土壤であっても土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成22年環境省令第1号）による改正後の土壤汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）第31条第1項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第2項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）に適合しない場合における当該汚染土壤を保管する過程までを含むものであること。また、セメント製造施設にあつては、製造されたセメントが製品として出荷するに足る品質を有することが確認されるまでの過程を記載させること。

「一連の作業の手順及び内容」は具体的に記載させることを要するが、このうち「一連の作業の内容」の記載内容の例としては、受入れについては当該受入れを行う場所、熱分解を行う場合には分解温度及び揮発温度並びに汚染土壤

の冷却方法、洗浄を行う場合には分級、沈殿、ろ過等濃縮の方法や使用する薬剤の種類、化学分解を行う場合には使用する薬剤の種類や添加の方法等が想定されること。

併せて、浄化等処理施設にあっては、本欄に記載した処理の方法により、⑦の欄に記載した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果を記載させること。

- ⑨ セメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法（省令第3条第4号）

以下の内容を記載させること。

ア. 製造するセメントの製品規格と製造方法

イ. 製造するセメントの品質管理の方法

ウ. 製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びに当該量の上限値の目安及びその上限の目安の設定根拠

- ⑩ 保管設備の場所及び容量（省令第3条第5号）

保管設備ごとに場所と容量を記載させること。

なお、保管設備の場所は、省令第2条第2項第2号の添付図面により明らかにさせること。

- ⑪ 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力（省令第3条第7号）

①、②、④及び⑥に準じて記載させること。

(2) 申請書添付書類及び図面

汚染土壌処理業の許可の申請書に添付しなければならない書類及び図面については、以下によること。

- ① 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類（省令第2条第2項第1号）

以下の事項を記載させた書類を添付させること。

ア. 汚染土壌処理施設を稼働させる時間、汚染土壌処理施設の休止日、汚染土壌の処理の事業を行うための組織及び当該事業に従事する従業員数

イ. 汚染土壌処理施設の維持管理（省令第5条第22号の点検及び機能検査を含む。）の体制及び計画

- ② 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（省令第2条第2項第3号）

汚染土壌処理施設を構成する設備について、当該設備ごとに、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付させること。

なお、設計計算書は、汚染土壌処理施設が、自重、積載荷重その他の加重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であることを証明するに足りる内容を備える必要があること。

- ③ 汚染土壌の処理工程図（省令第2条第2項第4号）

汚染土壌の処理の一連の作業の手順をフロー図により示させること。ここに

いう「汚染土壌の処理の一連の作業」とは、(1)⑧に準ずること。

- ④ 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類（省令第2条第2項第5号）

汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地の登記事項証明書及び公図の写しを添付させること。所有権を有しない場合には、当該敷地について申請者のために賃借権が設定されたことを証する書類及び公図の写しを添付させること。

- ⑤ 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（省令第2条第2項第8号）

以下の書類を添付させること。

ア. 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者（省令第4条第2号イ）の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することのできる管理体制系統図

イ. 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者（省令第4条第2号ロ）に係る次の書類

(イ) 汚染土壌処理施設に配置されていることを確認することのできる書類

(ロ) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することを証明する書類

(ハ) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有することを証明する書類として次に掲げる書類

i) 大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有することを確認する書類として次に掲げる書類のうちいずれかの書類

・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門（選択科目・大気管理）に合格したことを証する証書（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第25号）様式第4）の写し

・ 大気関係第一種公害防止管理者試験又は大気関係第二種公害防止管理者試験の合格証書（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号）様式第5）の写し

・ 大気関係第一種公害防止管理者又は大気関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第7）の写し

・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第8条の2第1項の指定試験機関（平成21年10月29日現在、社団法人産業環境管理協会）が発行する公害防止管理者等国家試験試験結果通知書の写し（大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること）

・ 省令第4条第2号ロ(2)(イ)(iv)に掲げる者に該当することを証明する書類

ii) 水質の汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有することを確認する

書類として次に掲げる書類のうちいずれかの書類

- ・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門（選択科目・水質管理）に合格したことを証する証書の写し
- ・ 水質関係第一種公害防止管理者試験又は水質関係第二種公害防止管理者試験の合格証書の写し
- ・ 水質関係第一種公害防止管理者又は水質関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書の写し
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験試験結果通知書の写し（水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること）
- ・ 省令第4条第2号ロ(2)(ロ)(iv)に掲げる者に該当することを証明する書類

iii) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項のダイオキシン類をいう。）を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設にあっては、次のいずれかの書類

- ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者試験の合格証書の写し
- ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書の写し
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験試験結果通知書の写し（ダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格していることが確認できるものであること）

⑥ 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（省令第2条第2項第9号）

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額については、当該事業の開始及び継続に必要となる一切の資金の総額を記載させること。具体的には、資本金の額のほか、当該事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用の額、損害賠償保険の保険料の額等が想定される。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の調達方法については、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率等資金の調達に関する一切の事項を記載させること。利益をもって資金に充てるものについては、その見込額を記載させること。

⑦ 申請者が法第22条第3項第2号イからハマまでに該当しない者であることを誓約する書類（省令第2条第2項第14号）

申請者が法第22条第3項第2号イからハマまでに該当しない者であることを誓約するため、その旨の誓約書を作成させ、申請者の氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にはその代表者の氏名を記名し、押印させた上で、添付させること。なお、申請者が法人である場合には、同号ハのその事業を行う役員についても、同旨の誓約書を作成し、添付させること。これらの誓約書

を作成する場合において、自署するときは、押印することを要しないこと。

- ⑧ 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類（省令第2条第2項第16号）

汚水の処理の方法を示したフロー図及び設置する汚水の処理設備の構造及び能力を記載した書類並びに排水に係る用水及び排水の経路図を添付させること。

- ⑨ 排水口における排水の水質の測定方法を記載した書類（省令第2条第2項第17号）

排水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。

また、当該測定の作業を外注する場合には、併せて当該外注先を記載させること。

- ⑩ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類（省令第2条第2項第18号）

地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。

また、当該測定の作業を外注する場合には、併せて当該外注先を記載させること。

なお、埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類とすること。

- ⑪ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類（省令第2条第2項第19号）

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等及び地下への浸透を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載させること。

また、汚染土壌の搬入及び搬出時以外の閉扉等施設管理により当該防止を図る場合には、当該施設管理の方法を記載した書類を添付させること。

さらに、地下浸透防止措置（省令第4条第1号リ）が講じられている汚染土壌処理施設にあっては、当該地下浸透防止措置が同号りの環境大臣が定める措置に該当することを証明する書類を添付させること。

- ⑫ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類（省令第2条第2項第20号）

発生してから排出口から大気中に排出されるまでの大気有害物質の排出経路、大気有害物質の処理設備の構造、能力及び設置場所、大気有害物質の処理フロー図、大気中に排出される大気有害物質の量の測定の頻度並びに試料採取の場

所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。

また、当該測定作業を外注する場合には、併せて当該外注先を記載させること。

- ⑬ 法第27条第1項に規定する措置（以下「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類（省令第2条第2項第21号）

法第27条第1項の環境省令で定める廃止措置の内容に応じ、それぞれの廃止措置に要する費用の見積額及びその算定根拠並びに当該見積額の総計の額の調達方法及び当該調達方法が実現可能性のあるものであることを説明する書類を添付させること。

この記載に当たっては、⑥に準じてできる限り詳細に記載させること。

- ⑭ 再処理汚染土壌処理施設について法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る省令第14条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書（省令第2条第2項第2号）

当該再処理汚染土壌処理施設に係る汚染土壌の処理の事業の許可証の写し及び汚染土壌の引渡しを受けることについての当該施設に係る汚染土壌処理業者の同意書を添付させること。当該同意書は、当該者の記名及び押印を要すること。この場合において、自署するときは、押印することを要しないこと。

なお、平成22年3月31日までに汚染土壌処理業の許可の申請をする場合には、再処理汚染土壌処理施設が当該許可を受けることはないことから、再処理汚染土壌処理施設に処理を委託することはないものとして、当該許可の申請を行わせ、当該再処理汚染土壌処理施設が当該許可を受け次第、その旨の変更の届出（法第23条第3項）をさせること。

2. 汚染土壌処理業の許可の付与

(1) 許可の性質

申請に係る汚染土壌処理施設の種類に応じ、当該汚染土壌処理施設及び申請者の能力が省令第4条に定める基準に適合するか否かを審査し、これに適合する場合には、法第22条第3項第2号イからハまでのいずれかに該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること。同項は、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解すべきものであり、法の定める要件に適合する場合においてもなお許可を与えないことができることとする裁量権が都道府県知事に与えられているものではないこと。また、許可を与える際に、都道府県知事の判断により、許可に必要な条件を付することは可能であると考えられること。

(2) 審査

許可権者は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に即して、厳正かつ迅速な審査を行われたいこと。

(3) 汚染土壌処理施設に係る基準

汚染土壌処理施設に係る基準は、当該申請に係る施設について、汚染土壌の処理に伴い汚染土壌処理施設に係る事業場の外へ汚染を拡散させることを防止することを含め、その構造が取り扱う汚染土壌の量及び汚染状態に応じた適正な処理ができるものであることを確保することを目的とするものである。汚染土壌処理施設に係る基準の審査に当たっては、以下の点に留意するほか、書面上の審査のみならず、必ず、基準に適合していることを実地において確認すること。

- ① 汚染土壌処理施設が省令第1条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること（省令第4条第1号イ）

申請に係る汚染土壌処理施設が、法第22条第2項の申請書に記載された施設の種類の合致することを確認すること。具体的には、申請に係る施設が省令第1条各号に掲げる浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設のいずれにも該当しない場合には、許可してはならないこと。

- ② 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること（省令第4条第1号ロ）

処理の方法とは、熱分解方式、加熱・揮発方式、洗浄方式、化学分解方式等であり、また、汚染土壌の受入れから、保管、処理までの一連の作業の手順及び内容についても、申請書に記載された事項と合致していることを確認すること。

例えば、浄化等処理施設のうち浄化を行う汚染土壌処理施設の例でいえば、申請書に記載された処理の方法によって、特定有害物質を除去した後の土壌の汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることのできる設備を、受入設備や、点検設備など関連する他の設備と併せて設置していることを確認すること。

- ③ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること（省令第4条第1号ハ）

汚染土壌処理施設は、年間を通じて安定した稼働のできるものでなければならないことから、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、積雪荷重、地震力、温度応力等に対して構造上安全である必要があること。必要に応じて、耐摩耗性、耐腐食性等を持つものでなければならないが、例えば、燃焼により処理を行う場合等には高温によって設備が損傷を受けない材質である必要があること。審査に当たっては、許可の申請時に添付させた設計計算書により確認すること。

- ④ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること（省令第4条第1号ニ）

分解処理による生成物等を含む排ガスや排水、処理において使用する薬剤の中には腐食性のものが含まれている場合があり、これらが汚染土壌処理施設に影響を及ぼさないように腐食防止のための措置が講じられていること。例えば、煙道の材質には腐食防止材を使用し、又は煙道の内面に腐食防止のための被覆、塗装等の措置が講じられていること。

- ⑤ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む

固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること（省令第4条第1号ホ）

受入設備を始めとして、汚染土壌や汚水を取り扱う箇所の床面については地下浸透を防止する構造又は設備を設けること。地下浸透を防止することのできる構造の具体例としては、厚さ10センチメートル以上のコンクリートの層又は厚さ5センチメートル以上のアスファルトの層と同等以上の遮水効力を有するものであること。第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルは大気中への拡散が懸念されるため、これらを含む汚染土壌の受入設備は屋内に設けることを基本とし、その上で屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを外部に拡散させないような配慮がなされていること。また、飛散等を防止するために防塵ネットを使用したり、汚染土壌が雨水等に触れないための屋根等の雨水排除設備や外部への流出を防止するために防波堤や集水溝等を設けること。

- ⑥ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること（省令第4条第1号ヘ）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により著しい騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、低騒音型の機器の採用や防音壁の設置等を行うこと。

- ⑦ 排出水を公共用水域に排出する場合には、排出水の水質を排出水基準に適合させるために必要な処理設備及び排出水の水質を測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号ト）

排出水の水質を排出水基準に適合させる処理設備とは、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排出水に含まれることが予想される有害物質等を排出水基準に適合させることのできるものであること。

排出水の水質を測定するための設備とは、適切な排出水を採取するための採取口が設けられていれば足り、測定については外部へ委託しても差し支えないこと。

- ⑧ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、排出水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備及び排出水の水質を下水道測定方法により測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号チ）

排出水の水質を排除基準に適合させる処理設備とは、施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排出水に含まれることが予想される汚染物質等を排除基準に適合させることのできるものであること。

排出水の水質を測定するための設備とは、⑦に同じであること。

- ⑨ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号リ）

地下水の汚染状態を測定するための設備とは、地下水を採取するための採取

口があれば足り、施設を設置する場所の周縁の地下水の流向を把握した上で、当該地下水の下流側に観測井を設置すること。当該地下水の流向が不明である場合には、当該汚染土壌処理施設の四方に観測井を設置すること。水面埋立処分を行う最終処分場の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取するための採取口があれば足りること。また、測定については外部へ委託しても差し支えないこと。なお、汚水が地下に浸透することを防止するための環境大臣が定める措置については、追って告示するものであること。

- ⑩ 大気有害物質の処理設備及びこれらの物質の量を測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号ヌ）

大気有害物質の処理設備とは、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排気に含まれる大気有害物質を基準に適合させることのできるものであること。大気有害物質の量を測定するための設備とは、排気を採取するための採取口があれば足り、測定については外部へ委託しても構わないこと。

(4) 申請者の能力に関する基準

申請者の能力に係る審査に当たっては、以下の点に留意すること。

① 技術的能力について

ア. 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること（省令第4条第2号イ）

一切の責任を有する者とは、その許可に係る汚染土壌処理業の実施を統括管理する者を指し、資格や実務経験等の条件は不要であること。また、統括管理者の権限は申請書に添付させた管理体制系統図により確認すること。

イ. 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者を当該汚染土壌処理施設に配置していること（省令第4条第2号ロ）

具体的には、次の(イ)及び(ロ)に該当する者を配置していること。なお、省令第4条第2号ロの規定は、平成22年4月1日時点で、現に認定浄化施設、セメント施設等において実態として土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の処理を業として行っている者については、3年の間は適用されないこと（省令附則第2条）。この場合において、経過措置の適用を受けた汚染土壌処理業者に対しては、猶予期間である3年の間に次の(イ)及び(ロ)に該当する者を許可に係る汚染土壌処理施設に適切に配置するよう指導監督されたい。

(イ) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者（省令第4条第2号ロ(1)）

実務経験とは、実態として汚染土壌の処理の事業の用に供する認定浄化施設、セメント施設等における経験を指し、浄化等処理施設に係る実務経験については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設において汚泥の浄化処理を行っていた実務経験も該当すること。また、実務経験の審査に当たっては、

実務経験を証する書類、就業証明書等を提出させて確認すること。

- (ロ) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者（省令第4条第2号ロ(2)）

「公害を防止するための知識を有する者」について、すべての汚染土壌処理施設において、「大気の汚染」及び「水質の汚濁」に関する知識を有する者を設置する必要があること。また、「ダイオキシン類を生じる可能性のある施設」とは、例えば第一種特定有害物質について加熱処理を行う施設が考えられ、個別の汚染土壌処理施設ごとに受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法を踏まえ、適切に判断されたいこと。

② 経理的基礎について

- ア. 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること（省令第4条第2号ハ）

(イ) 申請者が法人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。

(ロ) 申請者が個人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。

(ハ) 事業の開始及び継続に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等が含まれるものであること。

(ニ) 汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。

(ホ) 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましいものと考えられる（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）が、なお、以下に留意して判断されたいこと。

i) 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないこと等を確認すること。

ii) 利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあっては直前期が黒字に転換しているか否かを勘案して判断すること。

iii) 高額の設定投資を要する場合にあっては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少等

を勘案して判断すること。

iv) 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局の協力を求めるなどして、慎重に判断すること。

(ハ) 金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、銀行取引停止処分がなされた者、債務超過に陥っている法人、直前3年間において法人税（個人にあっては、所得税）の滞納・未納がある者等については、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績及び再生計画又は更生計画の内容に照らし慎重に判断する必要があるが、再生手続又は更生手続が開始された場合には、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと。その他の場合においても、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握に努めるとともに、再生手続終結決定又は更生手続終結決定の見込みが立たない段階においては、事業の停止を命ずること等の措置を講ずることも考えられること。

イ. 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること（省令第4条第2号ニ）

廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有しているか否かは、見積書（省令第2条第2項第21号）に記載された省令第13条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の総額を、直近の貸借対照表で示されている流動資産の額の合計が上回っているか否かという観点から審査すること。なお、廃止時の措置に要する額の見積りに当たっては、以下の考え方により算出すること。

(イ) 汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理に要する費用の額については、汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用を算出の基礎すること。

(ロ) 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査に要する費用の額については、当該敷地全域につき、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用を算出の基礎すること。この場合において、申請者が汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された場合において、当該調査の過程の全部を省略することが確実であると認められるときは、その旨を記載した書面をもって、当該調査に要する費用の見積額を記載した書類に代えて差し支えないこと。

(ハ) 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の水質の測定に要する費用の額については、3カ月に1回の頻度で2年間継続して当該測定を行うと仮定して、計8回の地下水の水質の測定に要する費用を算出の基礎とされたいこと。

(ニ) 埋立処理施設における水の浸透防止措置に要する費用の額については、

キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用に加えて、計画覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出すること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあっては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外しても差し支えないこと。

なお、上記(イ)から(ニ)までに掲げる費用のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設であって、同法第15条の2の3において準用する同法第8条の5第1項に規定する維持管理積立金の使途及び目的と重なり合う費用の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認められる費用がある場合については、当該維持管理積立金をもって、上記(イ)から(ニ)までに掲げる費用の見積額を満たしていると扱っても差し支えないこと。また、保険によって、上記維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講ずるに足りる費用を担保することができる場合においては、当該保険をもって、当該費用の見積額を満たしていると扱っても差し支えないこと。

(5) 欠格要件

① 総論

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実に調査を行い、該当する場合は速やかに不許可処分を行うこと。また、更新許可の場合においては、速やかに従前の許可の取消しを行うこと。

なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあっては、法第56条第2項の規定に基づき行うものであること。

② 刑罰に関する欠格要件

法第22条第3項第2号ハに規定する「その事業を行う役員」とは、汚染土壤の処理の事業を行う役員を指し、申請者である法人が汚染土壤処理業以外の事業を兼業している場合における当該兼業する他の事業のみを行う部門の担当役員については含まれないこと。

法第22条第3項第2号イ及びハに該当する事由の有無については、次のとおり調査すること。

ア. 申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。

イ. 申請者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会を行うこと。

ウ. 申請者が外国人である場合、昭和以降生まれの者については、本人の居住地を管轄する地方検察庁あて、大正以前生まれの者については、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

エ. 申請者が外国法人である場合には、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

法人の役員等が欠格要件に該当した場合に、法人が取消処分を受けることを免れるため、事後的に当該役員を解雇・解任し、又は役員自らがその地位を辞任することが考えられるが、法第25条第1号が欠格要件に「該当するに至ったとき」としているとおり、いったん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に辞任したとしても許可を取り消さなければならないこと。また、この場合に、退任等の時期を遡らせた変更の登記を行い、当該役員等が欠格要件に該当するより前に退任等していた旨主張するという事例も想定される。しかしながら、そもそも、商業登記簿の登記事項に変更が生じた場合、当事者は遅滞なく変更の登記をすべき法律上の義務がある上、汚染土壤処理業者の場合は、その役員に変更があれば変更の日から遅滞なく届け出なければならず（法第23条第3項及び省令第10条第1号）、これに違反した場合は刑罰を科せられるものであるから（法第66条第1号）、欠格要件に該当した後に日付を遡らせた変更の登記がなされることそれ自体が不自然であり、この場合、特段の事情がない限り、当該変更の登記の存在にかかわらず、当該役員は在職中に欠格要件に該当したものと扱って差し支えないこと。この場合、相手方において、変更の登記が真正である旨主張して争うことが想定されることから、行政庁としても、当該法人の従業員等からの報告徴収を広く実施するなどして、当該登記の虚偽性について調査を実施することが望ましいこと。

(6) 許可証

① 許可証の交付

汚染土壤処理業の許可をした際には、許可証（省令様式第6）を交付することとし、許可証中「許可の年月日」については、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可をした日を記載することとし、「許可の有効期限」については、法第22条第1項の許可をした日から5年間とすること。また「変更の内容」には法第23条第1項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載すること。

② 許可証の番号

業の許可事務を全国的に統一されたものとすることや、業の許可の審査や許可後の汚染土壤処理業者に対する指導に際して、他の都道府県又は政令市との情報交換を頻繁に行うことの必要性があることから、別紙の定めるところにより、全国統一的な許可番号を付するものとする。

③ 許可証の返納

ア. 法第22条第4項の規定による許可の更新を行う場合、法第23条第1項の規定による施設の変更の許可を行う場合又は許可証を亡失し、若しくはき損した場合において新たな許可証を交付するときは、従前の許可証を返納させるものとする。また、許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見したときも、当該許可証を返納させるものとする。

イ. 汚染土壤処理業者が事業の全部を休止し、若しくは廃止する場合又は法第25条の規定による許可の取消し若しくは停止の場合は、許可証の返納（事業の

休止又は許可の停止の場合にあっては、休止又は停止期間中の一時返納)をさせるものとする。

第2 汚染土壌の処理に関する基準について

1. 総論

法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る汚染土壌処理施設外への汚染の拡散防止のために法第22条第6項の汚染土壌の処理に関する基準に常に従うよう適切に指導監督されたいこと。また、都道府県知事は、汚染土壌処理業者により、これに適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることや（法第24条）、その事業の許可を取り消し、又はその事業の停止を命ずること（法第25条第3号）等の措置をとることにより、汚染土壌の処理に伴う当該汚染土壌処理施設外への汚染の拡散を防止されたいこと。

2. 処理の基準

汚染土壌の処理に関しては、次の点に留意するよう、関係者を指導されたいこと。

- (1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること（省令第5条第1号）

汚染土壌に含まれる特定有害物質の飛散等を防止するため、防塵ネットを使用したり、散水を行うこと。汚染土壌が雨水等に触れないための屋根等の雨水排除設備や外部への流出を防止するための防波堤や集水溝等を設けること。また、許可に係る汚染土壌処理施設の飛散等を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行うこと。処理に伴う悪臭については、省令第5条第1号は、汚染土壌の処理に伴う生活環境の保全上の支障を生じさせないための規定であり、処理に伴い当然に生じる臭気を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めたものではないこと。

- (2) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること（省令第5条第2号）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により著しい騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺的生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、低騒音型の機器を採用し、防音壁を設けるなどすること。

- (3) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること（省令第5条第3号）

汚染土壌処理施設において事故等により特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに当該汚染土壌処理施設の運転を停止した後、まず当該汚染土壌処理施設の点検を行い、飛散した汚染土壌や流出した液体の回収を図る等、当該汚

染土壌処理施設内部及び周辺地域の環境汚染の修復を図るための必要な措置を講ずること。この場合において、法第22条第9項の規定に基づく都道府県知事への届出を行う必要があることに留意すること。

(4) 汚染土壌の受入れについては、次の点に留意すること

- ① 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと（省令第5条第4号イ）

受け入れる汚染土壌の量は、申請書に記載した汚染土壌処理施設における処理能力に見合ったものでなければならず、具体的には、1日当たりの処理量に60を乗じて得た量又は保管設備の容量のどちらか少ない量を超えて汚染土壌を受け入れてはならないこと。また、汚染土壌処理施設において処理することが可能である汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして処理することができない汚染土壌は、当該汚染土壌処理施設に受け入れてはならず、具体的には、第一種特定有害物質のみを処理することのできる汚染土壌処理施設又は土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみを処理することのできる汚染土壌処理施設において、第一種特定有害物質以外の特定有害物質によって汚染されている汚染土壌又は第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないこと。なお、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染状態にある汚染土壌が複数の特定有害物質によって汚染され、本来、当該汚染土壌処理施設において処理することができない場合にあっても、当該汚染土壌処理施設が当該汚染土壌に係る一部の特定有害物質の処理を行い、その後の処理を申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設において行うことにより、当該汚染土壌を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるなどして当該汚染土壌による健康被害が生ずることのないようにする場合においては、当該汚染土壌の受入れが可能であること。

- ② 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと（省令第5条第4号ロ）

不溶化処理は、第二種特定有害物質による汚染土壌に対する効果しか持たないため、不溶化処理を行う汚染土壌処理施設においては、土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌のうち第二種特定有害物質のみにより汚染されているもの以外は受け入れてはならないこと。

- ③ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第4号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号。以下「判定基準省令」という。）第4条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第5条第2項

第4号及び第5号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）に適合しない場合における当該汚染土壌）を受け入れてはならないこと（省令第5条第4号ハ）

埋立処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにセレン及びその化合物については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第2項及び第3項に規定する基準（判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準）が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合している汚染土壌（第二種特定有害物質により汚染されたものに限る。）であっても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第2項及び第3項に規定する基準（判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準）に適合しない汚染土壌については、受け入れてはならないこと。

- (5) 汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守すること（省令第5条第5号）

汚染土壌処理施設の稼働に当たっては、土壌汚染対策法及びこれに基づく法令を遵守することはもちろんであるが、汚染土壌処理施設が上記に掲げる法令や健康の保護又は生活環境の保全を目的とする条例の規定によって規制を受ける場合には、かかる規制を遵守しなければならないこと。例えば、汚染土壌の処理に伴って汚染土壌処理施設から廃棄物が排出される場合には、当該廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理されるべきことや、騒音規制法上の特定施設を設置している汚染土壌処理施設にあつては、騒音規制法上の規制基準を遵守しなければならないこと。

- (6) 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと（省令第5条第6号）

法第22条第1項の申請書に記載した処理の方法に従わずに処理を行うことや当該方法以外の方法による処理を行ってはならないこと。とりわけ、浄化等処理施設にあつては、申請書に記載した処理の方法による処理を行わずに汚染土壌を混合希釈することのみにより土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるような処理は行ってはならないこと。なお、処理の方法を変更する場合には法第23条第3項に規定する変更届出の対象となるので留意されたいこと。

- (7) セメント製造施設にあつては、申請書に記載したセメントの品質管理の方法に従ってセメントを製造し、かつ当該セメントは通常の使用に伴い特定有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする（省令第5条第7号）

セメント製造施設にあっては、汚染土壌を原材料の一部として製造されたセメント製品を通常に使用したにもかかわらず、当該セメント製品に含まれる特定有害物質が原因となって健康被害が生ずることのないように、セメント製造工程において適正に品質を管理し、かつ、製造しなければならないこと。

- (8) 分別等処理施設にあっては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと（省令第5条第8号）

埋立処理施設は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることができないところ（省令第5条第4号ハ）、分別等処理施設において、かかる汚染土壌について第二溶出量基準に適合する汚染状態にある他の土壌と混合して分別又は含水率調整が行われ、第二溶出量基準に適合しない部分が、誤って埋立処理施設に搬出することができるようになることを防止するものであること。

- (9) 汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から六十日以内に終了すること（省令第5条第9号）

汚染土壌は、汚染の拡散の防止の観点から、長期間にわたり汚染土壌処理施設内に保管することなく、受け入れた後、速やかに処理する必要があるため、汚染土壌の処理は、当該汚染土壌処理施設への搬入から60日以内に終了しなければならないこと。処理の終了とは、浄化等処理施設にあっては、処理後の汚染土壌を規則第59条第3項に規定する方法により調査した結果、浄化等済土壌であることが確認されること又は再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること、セメント製造施設にあっては、セメント製品としての完成検査をすること、埋立処理施設にあっては、埋立処理が終了すること、分別等処理施設にあっては、汚染土壌とそれ以外の物の分別又は含水率の調整後、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出することとする。

- (10) 汚染土壌の保管は、申請書に記載した保管設備において行うこと（省令第5条第10号）

汚染土壌の保管は、法第22条第2項の申請書に記載した保管設備以外において行ってはならないこと。なお、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量が申請書に記載された保管設備の容量を越える場合には、当該保管設備以外の場所において汚染土壌が不適正に保管されているおそれが高いことから指導を徹底すること。

- (11) 汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するための措置を講ずること（省令第5条第11号）

汚染土壌の移動に当たっては、当該土壌が飛散することのないよう、同号イからホまでに掲げる措置のいずれかを講じなければならないこと。

- (12) 汚水を地下に浸透させてはならないこと（省令第5条第12号）

汚染土壌の処理に伴って生じた汚水は、地下に浸透させてはならないこと。汚水には、汚染土壌と接した雨水や、汚染土壌の洗浄に用いた水を排水基準又は排除基準に適合する状態まで処理した後の水を含むものであること。

- (13) 排水水を公共用水域に排出する場合には、排水基準に適合しない排水水を排出してはならず、また、当該排水水の水質を測定すること（省令第5条第13号）

排水水の汚染状態の測定は、同号ロに定める方法に従って行なわなくてはなら

ないこと。なお、測定の種類については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排出水の汚染状態を勘案して適宜指導することとされたいこと。

- (14) 排出水を排除して下水道を使用する場合には、排除基準に適合しない排出水を排出してはならず、また、当該排出水の水質を測定すること（省令第5条第14号）

排出水の汚染状態の測定は、同号ロに定める方法に従って行なわなくてはならないこと。なお、測定の種類については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排出水の汚染状態を勘案して適宜指導することとされたいこと。

- (15) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を3月に1回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは1年に1回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であって地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと（省令第5条第15号）

汚染土壌処理施設の稼働に伴い、地下水汚染が生じていないことを確認する必要があること。地下水の採取は、地下水の流向を把握した上で、当該地下水の下流側において行い、地下水の流向が不明である場合には、当該汚染土壌処理施設の四方において行うこと。水面埋立処分を行う汚染土壌処理施設の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取すれば足りること。また、汚染土壌処理施設は、本来、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下へ浸透することを防止するために必要な構造のものであり、又は措置が講じられたものであることから、測定した地下水の水質が地下水基準に適合し、地下水汚染が生じていない状態が測定を始めてから1年間継続されていることが確認されれば、その後は1年に1回以上の測定をすれば足りること。なお、この場合において、当該確認は、汚染土壌処理業者からの任意の申請を受けることにより行われたいこと。

- (16) 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、一定の物質について許容限度を設けるとともに、大気汚染物質の量を測定すること（省令第5条第16号）

省令第2条第2項第20号に定める大気有害物質のうち第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質については、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。また、当該物質は、環境大臣が定める方法により、3月に1回以上測定しなければならないこと。ただし、汚染土壌処理業者からの任意の申請により、許容限度を超えない排出を続けていることが都道府県知事により確認されれば、1年に1回以上測定をすれば足りること。この場合において、当該確認は、汚染土壌処理業者からの任意の申請を受けることにより行われたいこと。

なお、当該物質以外の大気有害物質（1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類）については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すれば足りるものであること。また、環境大臣の定める大気有

害物質についての測定方法については、追って告示するものであること。当該方法について定められるまでの間は、日本工業規格や環境省水・大気環境局大気環境課が策定した各種の有害大気汚染物質測定マニュアルに掲げられる方法等を参考に測定されたいこと。

- (17) 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を一定の場合を除き当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。(省令第5条第17号)

汚染土壌処理施設外に搬出される土壌は、法第22条第2項の申請書に記載された再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合を除き、25種のすべての特定有害物質について規則第59条第3項に規定する方法により調査し、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであることが確認されたものでなければならないこと。

再処理汚染土壌処理施設は、汚染土壌処理施設において処理することができない特定有害物質を処理するための施設として位置付けられるものであり、受け入れた汚染土壌について申請書に記載した処理の方法による処理を行うことなく当該汚染土壌を搬出できるものではないこと。また、再処理汚染土壌処理施設については、許可申請時の申請書の記載事項となっており、許可後に追加する場合には、法第23条第3項に規定する変更届出の対象となることに留意されたいこと。

- (18) 省令第5条第17号ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと(省令第5条第18号)

再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たり、その運搬を他人に委託する場合には、汚染土壌が適切に運搬されたか否かを事後的に確認する必要があることから、管理票(以下、「2次管理票」という。)を交付しなければならないこと。2次管理票の交付に当たっては、2次管理票の交付者及び運搬受託者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地のほか、搬出する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量及び汚染土壌の荷姿を汚染土壌処理業者が把握して記載しなければならないこと。なお、汚染状態の把握の方法は、分析によるもののほか、特定有害物質の濃度が増加していないことが明らかであれば、受け入れた際の汚染土壌の汚染状態を記載すれば足りるものであること。

- (19) 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、省令第5条第18号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、法第20条第4項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと(省令第5条第19号)

再処理汚染土壌処理施設として汚染土壌の引渡しを受けたときは、2次管理票の記載内容に誤りがないことを確認し、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に2次管理票の写しを送付すること。2次管理票の送付は、法第20条第4項に規定する管理票の送付とは異なり、処理の終了時に送付するものではないので

留意すること。

- (20) 省令第5条第17号口の搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあっては、省令第5条第19号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者に対し、書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しが行われた旨を通知しなければならないこと（省令第5条第20号）

汚染土壌処理業者は、再処理汚染土壌処理業者に汚染土壌を引き渡したとき又は再処理汚染土壌処理業者から2次管理票の写しの送付を受けたときは、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等外へ搬出した者に対し、引渡しが終了した旨を書面により通知しなければならないこと。この場合において、2次管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票の写しを更に複写したものを送付することをもって通知とすることができること。

- (21) 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、処理施設の許可番号等を表示しなければならないこと（省令第5条第21号）

汚染土壌処理施設には、汚染土壌処理施設であることを明らかにするために、その見やすい場所に立札その他の設備により処理施設の許可番号や処理施設の種類等を表示しなければならないこと。立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないととも、立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧すること。また、表示しておくべき事項に変更が生じた場合には、速やかに表示を変更すること。

- (22) 汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、1年に1回以上当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行うこと（省令第5条第22号）

施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握するために必要な点検や機能検査を行い、稼働の状況を常に適切に保持すること。

- (23) 省令第5条第22号の点検及び機能検査の記録を作成し、3年間保存すること（省令第5条第23号）

施設に不具合が生じた場合に、どこが問題の箇所であるかを迅速に判断するために、施設の点検及び機能検査の結果を記録し、3年間保存すること。

(別紙)

汚染土壌処理業の許可証に係る許可番号について

一 趣旨

法第22条第2項の規定に基づき汚染土壌処理業を行おうとする者から許可の申請がなされた場合における許可番号の付与に係る事務の円滑化及び効率化を図り、業の許可事務の全国的統一化や業の許可を受けた者の適切な管理に資することを目的とする。

二 許可番号の内容

業許可の際に許可証に付す番号（以下「許可番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

- ① 許可番号は10桁の数字で構成するものとする。
- ② 許可番号の構成は次のとおりとする。
 - ・ 1～3桁目
別紙2に掲げる都道府県及び土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第8条に規定する市（以下「政令市」という。）の固有番号
 - ・ 4～7桁目
③で示す汚染土壌処理施設の種別を示す番号
 - ・ 8～10桁目
都道府県市において、許可業者の分類等に自由に使える番号

(許可番号の例)

都道府県・政令市番号	施設の種別	都道府県・政令市において 任意に使える番号
0 0 1	1 0 0 1	1 2 3

- ③ 汚染土壌処理施設の種類の種類を示す番号は、次表のとおりとする。

4桁目	浄化等処理施設	該当1	非該当0
5桁目	セメント製造施設	該当1	非該当0
6桁目	埋立処理施設	該当1	非該当0
7桁目	分別等処理施設	該当1	非該当0

三 都道府県の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	石川県	017	岡山県	033
青森県	002	福井県	018	広島県	034
岩手県	003	山梨県	019	山口県	035
宮城県	004	長野県	020	徳島県	036
秋田県	005	岐阜県	021	香川県	037
山形県	006	静岡県	022	愛媛県	038
福島県	007	愛知県	023	高知県	039
茨城県	008	三重県	024	福岡県	040
栃木県	009	滋賀県	025	佐賀県	041
群馬県	010	京都府	026	長崎県	042
埼玉県	011	大阪府	027	熊本県	043
千葉県	012	兵庫県	028	大分県	044
東京都	013	奈良県	029	宮崎県	045
神奈川県	014	和歌山県	030	鹿児島県	046
新潟県	015	鳥取県	031	沖縄県	047
富山県	016	島根県	032		

四 政令市の固有番号

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
札幌市	050	川崎市	086	吹田市	122
函館市	051	横須賀市	087	高槻市	123
旭川市	052	平塚市	088	枚方市	124
青森市	053	藤沢市	089	茨木市	125
八戸市	054	小田原市	090	八尾市	126
盛岡市	055	茅ヶ崎市	091	寝屋川市	127
仙台市	056	相模原市	092	東大阪市	128
秋田市	057	厚木市	093	神戸市	129
山形市	058	大和市	094	姫路市	130
福島市	059	新潟市	095	尼崎市	131
郡山市	060	長岡市	096	明石市	132
いわき市	061	上越市	097	西宮市	133
水戸市	062	富山市	098	加古川市	134
つくば市	063	金沢市	099	宝塚市	135
宇都宮市	064	福井市	100	奈良市	136
前橋市	065	甲府市	101	和歌山市	137

高崎市	066	長野市	102	鳥取市	138
伊勢崎市	067	松本市	103	岡山市	139
太田市	068	岐阜市	104	倉敷市	140
川越市	069	静岡市	105	広島市	141
川口市	070	浜松市	106	呉市	142
所沢市	071	沼津市	107	福山市	143
春日部市	072	富士市	108	下関市	144
草加市	073	名古屋市	109	徳島市	145
越谷市	074	豊橋市	110	高松市	146
さいたま市	075	岡崎市	111	松山市	147
熊谷市	076	一宮市	112	高知市	148
千葉市	077	春日井市	113	北九州市	149
市川市	078	豊田市	114	福岡市	150
船橋市	079	四日市市	115	久留米市	151
松戸市	080	大津市	116	長崎市	152
柏市	081	京都市	117	佐世保市	153
市原市	082	大阪市	118	熊本市	154
八王子市	083	堺市	119	大分市	155
町田市	084	岸和田市	120	宮崎市	156
横浜市	085	豊中市	121	鹿児島市	157

汚染土壌の運搬に関する基準等について（環水大
土発第 100310001 号）

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

汚染土壤の運搬に関する基準等について

平成22年2月26日に土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成22年環境省令第1号。以下「改正省令」という。）を公布し、平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号によりその施行に当たり留意すべき事項を通知したところである。

このうち、汚染土壤の運搬に関する基準等について、都道府県及び政令市が参考とすべき詳細な事項を下記のとおりまとめたので、貴職におかれては、これを参照し、汚染土壤の適正な運搬がなされるよう運搬する者に対する指導監督事務に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 汚染土壤の運搬に関する基準

1. 趣旨

汚染土壤を運搬することにより、汚染土壤の所在を不明にするおそれがあるとともに、運搬に伴い汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の点から運搬に関する基準を定め、要措置区域等外において汚染土壤を運搬する者に対し、その遵守を義務付けることにより、汚染土壤の適正な運搬の確保を図ることとした（土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）第17条）。

ここにいう「要措置区域等外において汚染土壤を運搬する者」とは、当該運搬を直接行う個人のみならず当該個人の使用者が該当する。都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第8条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）は、運搬に関する基準に違反した汚染土壤の運搬が行われた場合には、当該汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のために、当該運搬を行った

者に対し、当該汚染土壌の適正な運搬のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとし（法第19条第1号）、運搬に関する基準に違反して汚染土壌を運搬した者及び当該命令に違反した者に対して、罰則を課すこととした（法第65条第1号及び第66条第2号）

2. 運搬に関する基準

汚染土壌の運搬に関しては、次の点に留意するよう、関係者を指導されたいこと。

- (1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること（改正省令による改正後の土壌汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）第65条第1号イ及びロ）

汚染土壌を運搬することに伴う特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。例えば、運搬中は、汚染土壌を耐久力を有する不織布等で覆うことや、汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくいコンテナ等の容器に入れて運搬すること。また、運搬に伴い悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。例えば、住宅地における狭小な通路を避けて運搬経路を選択することや、低騒音型の運搬車両を用いること。規則第65条第1号ロは、汚染土壌の運搬に伴う生活環境の保全上の支障を生じさせないための規定であり、運搬に伴い当然に生じる騒音等を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めたものではないこと。

- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車その他の車両若しくは船舶（以下「自動車等」という。）又は運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること（規則第65条第2号）

汚染土壌の運搬中に、事故等により特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行い、飛散した汚染土壌の回収を図るなど、周辺環境への汚染の拡散防止のための必要な措置を講ずること。

- (3) 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること（規則第65条第3号）

汚染土壌の運搬の用に供する運搬容器としては、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するに足る密閉性を有し、損傷しにくいコンテナ等を使用したり、自動車に積載した汚染土壌を耐久力を有する不織布等で覆うこと。

(4) 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を一定の方法で表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）第5条第17号口の規定により、汚染土壌処理業者が再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たり、その運搬を他人に委託する場合又は処理業省令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、若しくは法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託するために当該汚染土壌の運搬を他人に委託する場合にあっては、処理業省令第5条第18号に定める管理票（以下「2次管理票」という。））を備え付けること（規則第65条第4号）

① 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の外側の両側面に、汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z8305に規定する140ポイント（約5cm）以上の大きさの文字を用いて見やすいように表示すること。「両側面」については、自動車等の進行方向に対する車体の左右の面を指すものであって、左右の面に表示することができれば特に表示の場所を問わず、左右で表示の位置が非対称であっても、また、自動車等本体でなく荷台や牽引される車両の両側面に表示することも差し支えないこと。

汚染土壌を運搬している旨の表示としては、「汚染土壌運搬車」といった例が想定され、通常人をして一見して汚染土壌を運搬している旨が読み取ることができないような表示は認められないこと。

② 汚染土壌を運搬する者であって、管理票を使用している者においては、当該運搬の用に供する自動車等に、当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。
ここで管理票とは、法第20条第1項の規定による管理票又は2次管理票をいうこと。

(5) 混載等については、次によること（規則第65条第5号）

① 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと（規則第65条第5号イ）

汚染土壌とその他の物を混合することに伴う汚染土壌に含まれる特定有害物質の飛散等を防止するため、汚染土壌とその他の物を一切混合してはならないこと。ただし、③の例外として、異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌を同一の汚染土壌処理施設において処理するために運搬する場合において、当該運搬に係る汚染土壌が結果として混合されることについてまで違反とする趣旨ではないこと。

② 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと（規則第65条第5号ロ）

汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別する行為は、法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理そのものであり、同項の許可を受けなければ禁止される行為であるため、運搬に関する基準においてもその旨を明確にすることとした。ただし、要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際、当該要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において汚染土壌の含水率の調整を行う行

為については、運搬に伴う汚染の拡散のリスクを低減する行為として汚染土壌の処理の事業の許可の例外として許容していることを踏まえ、当該行為についてまで禁止するものではないこと（「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け環水大水土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知の記の第5の2(2)参照）。

- ③ 一の汚染土壌処理施設において処理する場合を除き、異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌を混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること（規則第65条第5号ハ）

異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌については、自動車等に仕切りを設けることや、それぞれ異なる運搬容器に入れることにより、汚染土壌を混合するおそれのないようにすること。ただし、異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌であっても、当該汚染土壌を同一の汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該汚染土壌の搬出先が明確であるため、例外として許容して差し支えないこと。この例外は、当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、性状、形状等が著しく異なることがないと認められる場合についてのみ許容されるものであること。

なお、汚染土壌とその他の物を混載することにより、運搬される汚染土壌の量が増減するおそれがあることから、このような観点からも上記①から③までに掲げる基準を遵守するよう関係者に注意喚起を図りたいこと。

- (6) 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること（規則第65条第6号）

- ① 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと（規則第65条第6号イ）

積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に汚染土壌の積替えの場所であることの表示がされている場所で行わなければならないこと。なお、積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合にあっては、当該設備をもって囲いとみなして差し支えないこと。

- ② 積替場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること（規則第65条第6号ロ）

積替場所から、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために、積替えを行う汚染土壌の汚染状態に応じて、屋根を設け、当該汚染土壌を耐久力を有する不織布等で覆い、又は当該汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくい容器に入れる等の措置を講ずること。とりわけ、第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルは大気中への拡散が懸念されるため、これらを含む汚染土壌の積替場所は屋内に設けることを基本とし、その上で屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを外部に拡散させないような配慮がなされていること。また、積替場所の底面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するため厚さ10センチメートル以上のコンクリートの層若しくは厚さ5センチメートル以上のアスファルトの層、又はこれらと同等以上の遮水効力を有するものであること。

- (7) 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと（規則第65条第7号）

汚染土壌を漫然と保管することは、運搬行為がいつになっても終了せず、ひいては汚染土壌の不適正な処理を誘発することになることから、汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えのために一時的に行う場合を除き、行ってはならないこと。ここにいう「一時的」とは、汚染土壌の積替えを行うために最低限必要な期間をいい、汚染土壌の積替先となる自動車等がいつ到着するかも不明なまま、漫然と汚染土壌を留め置くことは認められないこと。

- (8) 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること（規則第65条第8号）

- ① 保管は、次に掲げるア及びイの要件を満たす場所で行うこと（規則第65条第8号イ）

ア. 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲いが設けられていること（規則第65条第8号イ(1)）

保管施設の囲いは、(6)①と同様であること。なお、保管する汚染土壌の荷重が囲いにかかる構造である場合にあっては、当該囲いは、当該荷重に対して損壊しないように構造耐力上安全であるものに限られること。

イ. 保管施設の見やすい箇所に保管施設である旨等の必要な事項を表示した一定の大きさの掲示版を設けなければならないこと（規則第65条第8号イ(2)イ)及び(ロ)）

保管施設の入口等の見やすい箇所に、大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示版を用いて、保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示すること。

- ② 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること（規則第65条第8号ロ）

ア. 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること（規則第65条第8号ロ(1)）

保管施設の壁面及び床面は、(6)②と同様の構造を有するものであること。

イ. 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること（規則第65条第8号ロ(2)）

保管した汚染土壌から汚水が生ずるおそれがある場合、汚水による公共用水域の汚染を防止するため、保管施設の周囲に排水溝を設け、又は集水した汚水を処理する排水処理設備を設けること。

ウ. 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康被害を防止するために必要な設備を設けること（規則第65条第8号ロ(3)）

屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、保管

する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に応じて、人の健康被害を防止するために必要な排気処理設備を設けること。とりわけ、第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌の保管は、大気中への拡散が懸念されるため、屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを外部に拡散させないような配慮がなされている必要があること。

- (9) 汚染土壌の積替え及び積替えのために一時保管をする場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行うときには、当該汚染土壌の飛散を防止するため、粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うなどの措置を講ずること（規則第65条第9号）

汚染土壌の積替え及び保管をする際に汚染土壌を移動するに当たっては、当該汚染土壌が飛散することのないよう、同号イからホまでに掲げる措置のいずれかを講じなければならないこと。

- (10) 汚染土壌の荷卸しは、汚染土壌の搬出時の届出書に記載された場所で以外で行ってはならないこと（規則第65条第10号）

「搬出時の届出書に記載された場所」とは、法第16条第1項、第2項又は第3項の規定により提出した届出書に記載された積替場所又は保管施設をいう。ただし、汚染土壌を試験研究の用に供するために運搬を行う場合には、そもそも積替場所又は保管施設を届け出ることがないことから、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設において汚染土壌の荷卸しをすることができることとした。なお、試験研究の用に供される汚染土壌を密閉性を有する運搬容器に入れた状態で、集荷場所等においてに積替えをし、又は積替えのために一時的に保管することは、当該汚染土壌又は特定有害物質が運搬容器外へ飛散等するおそれがないことから、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設における荷卸しとみなして差し支えないこと。

- (11) 汚染土壌の引渡しは、汚染土壌の搬出時の届出書に記載された者以外に行ってはならないこと（規則第65条第11号）

「搬出時の届出書に記載された者」とは、法第16条第1項、第2項又は第3項の規定により提出した届出書に記載された処理受託者をいう。ただし、汚染土壌を試験研究の用に供するために運搬を行う場合には、そもそも搬出時の届出が行われないことから、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌の引渡しができることとした。なお、処理業省令第5条第17号ロの規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは当該再処理汚染土壌処理業者に、処理業省令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を汚染土壌処理業者に引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは当該汚染土壌処理業者に、それぞれ汚染土壌の引渡しが可能であることに留意されたいこと。

- (12) 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から30日以内に終了すること（規則第65条第12号）

運搬行為がいつになっても終了しなければ、搬出された汚染土壌の所在が不明になり、汚染が拡散されるリスクが高まることを踏まえ、汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から30日以内に終了しなければならないこと。「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいい、「運搬の終了」とは、処理を受託した汚染土壌処理業者に運搬に係る汚染土壌を引き渡したことをいう。なお、処理業省令第5条第17号口の規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託するとき又は処理業省令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、若しくは法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を汚染土壌処理業者に引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、それぞれ処理業省令第5条第17号本文の汚染土壌処理施設又は処理業省令第13条第1項第1号の汚染土壌処理施設の外への搬出の日を運搬の始期とすること。

- (13) 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと（規則第65条第13号）

法第20条第1項又は第2項の規定により管理票の交付を受けた運搬受託者又は規則第65条第14号の規定により管理票の回付を受けた汚染土壌を運搬する者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。本規定は、法第20条第3項前段に定める管理票交付者への管理票の送付義務の履行を確実なものとするために、運搬受託者とは別に、当該運搬受託者の被用者並びに当該運搬受託者から運搬を請け負った者及びその被用者（以下「被用者等」という。）を「管理票の回付を受けた者」に位置付け、汚染土壌を運搬する者としての義務を課したものであること。

運搬受託者は、被用者等が本規定による義務を履行するよう指導監督することが望ましいこと。

また、「運搬を担当した者の氏名」とは、実際に運搬を担当した者の氏名をいうこと。

- (14) 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならないこと（規則第65条第14号）

法第20条第1項又は第2項の規定により管理票の交付を受けた運搬受託者又は当該運搬受託者から汚染土壌の引渡しに伴い管理票の回付を受けた汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌を引き渡す際に、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならないこと。本規定は、法第20条第3項後段に定める処理受託者への管理票の回付義務の履行を確実なものとするために、運搬受託者とは別に、被用者

等を「管理票の回付を受けた者」に位置付け、汚染土壌を運搬する者としての義務を課したものであること。

運搬受託者は、被用者等が本規定による義務を履行するよう指導監督することが望ましいこと。

- (15) 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと（規則第65条第15号）

汚染土壌の運搬については、運搬に関する基準を遵守して行う必要があり、搬出者は、運搬受託者の能力が当該運搬に関する基準を遵守するに足りるものであることを見込んでその運搬を委託すること、また、法第20条の管理票に係る規定の義務履行者の責任が不明確になることを防止することから、運搬受託者が当該運搬について他人に委託してはならないこととした。なお、運搬受託者が自己の名義と責任をもって、他人に汚染土壌の運搬を行わせることについてまで許されないものではないことに留意されたいこと。

第2 運搬に関する基準に違反した場合の措置命令について

1. 趣旨

都道府県知事は、要措置区域等外において汚染土壌の運搬を行う者が法第17条の運搬に関する基準に違反して当該運搬を行った場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該運搬を行った者に対し、相当の期限を定めて、汚染土壌の適正な運搬のための措置その他必要な措置を命ずることができることから（法第19条第1号）、都道府県知事は、運搬を行った者による違法行為を把握した場合には、速やかに命令を行い、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止を図らねばならないこと。なお、この場合において、運搬に関する基準に違反する状態が継続している（汚染土壌が運搬に関する基準に違反して放置されたままの状態が継続している等）ときには、いつでも必要に応じ命令を発出することができること。

法第19条は、「命ずることができる」と規定されているところ、同条は汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止を図るため都道府県知事に与えられた権限を定める趣旨であるから、運搬に関する基準に違反して運搬された汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、量、人の健康に係る被害の発生のおそれ等を勘案して都道府県知事による命令の実施が必要とされている場合に、合理的根拠なくしてその権限の行使を怠る場合には、違法とされる余地があること。

2. 処分権者

法第19条の措置命令は、都道府県知事が行うことができるとされているところ、ここにいる「都道府県知事」とは、法第17条の運搬に関する基準に違反して汚染土壌の運搬が行われた先の土地を管轄する都道府県知事のほか、当該汚染土壌に係る法第16条第1項の搬出の事前届出が提出された都道府県知事も含まれること。

3. 要件

(1) 被処分者

- ① 命令の対象は、現に要措置区域等外において法第17条の運搬に関する基準に従わずに汚染土壌の運搬を行った者（以下「被処分者」という。）であること。
 - ② 法第19条第1号の「当該運搬を行った者」とは、まず第一に実際に汚染土壌の不適正運搬を行った個人をいい、不適正運搬を直接行った従業者はもちろん、不適正運搬を指示し、又はこれを黙認するなど帰責性の存する従業者の使用者も当然含まれること。また、法人の場合は、不適正運搬を指示した役員、不適正運搬が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、取締役会で不適正運搬に係る決議に賛成し、又は異議をとどめない取締役その他の不適正運搬への関与が認められる役員等がこれに該当すること。そして、不適正運搬が法人又は個人事業主の従業者等によりその業務として行われた場合には、当該法人又は個人事業主にもその責任を負わせるものであること。したがって、不適正運搬が法人又は個人事業主の業務として行われた場合には、不適正運搬を行った個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等を含む。）と、当該法人又は個人事業主の双方に命令を行い得ること。なお、法人又は個人事業主の業務として行われた場合とは、従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいうこと。また、命令の時点では法人の役員を辞任していた者についても、不適正運搬がなされた当時に役員としてこれに関与していた場合は命令の対象者に該当し得ること。
 - ③ 命令の対象者たる法人につき解散手続が開始された場合であっても、清算手続又は破産手続が終了するまで当該法人は存続するものであるから、当該法人は命令の対象者となり得ること。また、当該法人の解散後も引き続き個人の責任追及を行うこと。
 - ④ 法第19条の命令の対象者が複数存する場合において、法は、措置命令を発出する順位について特段の定めを置いておらず、不適正運搬を実行した者すべてを特定せずとも、判明している一部の不適正運搬を実行した者に対し措置命令を発出することができること。
- (2) 汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるとき
- ① 「汚染土壌」とは、法第16条第1項に規定する汚染土壌をいうものであること。
 - ② 「汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散」とは、汚染土壌が不適正に運搬されることにより、その中に含まれる特定有害物質が要措置区域等外に拡散することをいい、例えば、汚染土壌が運搬に関する基準に違反して運搬されたことにより、汚染土壌又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が当

該運搬の用に供する自動車等の外に飛散、流出した場合や、汚染土壌が運搬に関する基準に違反して屋外に放置された場合も、当然に含まれるものであること。また、このような場合においては、原則として、汚染の拡散の防止措置を講ずることが必要であり、運搬基準には違反しているが汚染の拡散は生じないことを高い蓋然性をもって判断できる場合以外は、必要がないとは認められないこと。

4. 内容

- (1) 法第19条においては、「当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる」こととされていることから、状況に応じ、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなくてはならないこと。

なお、必要な措置の内容としては、命じた措置の結果について、都道府県知事に一定の期間内に報告することを含めることができること。

- (2) 多数の不適正運搬を行った者が関わる不法投棄事案のように、現場に不適正運搬された汚染土壌が多数混在している場合において、そのうちの一部の汚染土壌に係る不適正運搬を行った者に対して措置命令を発出するに当たっては、その混在している汚染土壌のうちどの部分が当該運搬者によって不適正運搬された汚染土壌であるかということまでを特定することは必要でなく、当該現場のいずれかに当該汚染土壌が含まれていることさえ特定できれば足りるものであること。
- (3) 命令の「期限」は、具体的に日をもって指定すること。なお、期限までに汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずるため、明らかにこれに着手しなければならない日を着手の期限として定めることも差し支えなく、この場合において、着手期限日までに何らの行為を行わない場合は、措置命令違反として差し支えないこと。また、措置命令違反に対しては捜査機関とも協議の上、直ちに告発を行う等厳正に対処すべきであり、命令が履行されないにもかかわらず、告発を行わないばかりか、催告等もせずに漫然と放置するようなことは決して許されるものでないこと。

5. 手続

(1) 事実認定

- ① 措置命令を含む行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等の詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査や報告徴収や関係機関との連携を積極的に活用し、情報を収集すること。
- ② 不適正に運搬された汚染土壌が3(2)①の汚染土壌に該当するか否か、当該不適正な運搬を行った者が誰であるかを判断するため、他の都道府県知事に対し、法第16条第1項の汚染土壌の搬出時の事前届出の情報を照会するなどにより情報を収集されたいこと。

(2) 行政手続法及び行政不服審査法の適用

この命令は不利益処分であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、命令を行うこととした理由を示すとともに、聴聞又は弁明の機会の付与を行って命令の内容について異議を主張する機会を与え、その者の意見や事情を十分に考慮することが必要である。

また、命令については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、都道府県知事に対して異議申立てができることに留意されたいこと。

(3) 命令書の送達

法第19条の命令は、適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置、その理由、当該措置を講ずべき場所並びに期限を記載した書面により行うこと。

(4) 措置命令の履行

措置命令の被処分者が、当該命令の履行として実施する汚染土壌の処理については、たとえその者が汚染土壌処理業の許可を有しない場合であっても、無許可営業罪に該当するものではないと解されること。ただし、措置命令の被処分者は、不適正運搬を行ったために措置命令の発出を受けるに至ったものであることにかんがみ、被処分者が自ら行う汚染土壌の処理によって新たな汚染土壌の不法投棄を招くような事態がないよう、被処分者自身に汚染土壌の処理を行わせる場合には、措置命令を発した都道府県において徹底した監視・指導を行うべきは当然であること。特に、当該汚染土壌の処理に他の都道府県等が関わる場合には、あらかじめ当該他の都道府県に十分な説明を行い、その理解を得た上で実施させるなど、慎重に対応すること。

(5) 措置命令の迅速な発出等について

汚染土壌の適正処理について指導、監督を行うべき行政が、合理的理由なく、何ら処分を行わないことは、法の趣旨に反し、土壤環境行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、違反行為を把握した場合には、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため速やかに措置命令を行うこと。特に、汚染土壌が不法投棄された場合には、現に汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散が生じ、また、人の健康に係る被害が生ずるおそれもあることから、速やかに被処分者等を確認し、適切な措置を講ずるよう措置命令を発出すること。

この場合、被処分者が汚染土壌処理業者である場合にあっては、汚染土壌処理業の許可を速やかに取り消すこと。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律関係告示

要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の
例外となる行為及び形質変更時要届出区域内におけ
る土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方
法の基準を定める件（環境省告示第23号）

○環境省告示第二十三号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十三条第二号（同令第五十条第一項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣 小沢 鋭仁

土壤汚染対策法施行規則第四十三条第二号（同令第五十条第一項の規定において準用する場合を含む。）の環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。第四号において同じ。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

二 土地の形質の変更が終了するまでの間、前号の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。

三 原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの指示措置等が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。

四 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

汚水が地下に浸透することを防止するための措置
を定める件（環境省告示第 24 号）

○環境省告示第二十四号

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号りの規定に基づき、環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣 小沢 鋭仁

汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号りの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置は、次のとおりとする。

一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の地下への浸透を防止するために必要な構造として汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号ホに定める構造の床及び路面を二重に設けること。

二 特定有害物質を含む固体又は液体が地下に浸透していないことを目視その他の方法により確認するため十分な空間を前号の二重の床の間及び二重の路面の間に設けること。

大気有害物質の量の測定方法を定める件（環境省
告示第 25 号）

○環境省告示第二十五号

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号又の規定に基づき、環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣 小沢 鋭仁

汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号又の環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法は、別表の大気有害物質の種類欄に掲げる大気有害物質の種類ごとに同表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

別表

大気有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）別表第3備考1に掲げる方法
塩素	規則別表第3備考1に掲げる方法
塩化水素	規則別表第3備考2に掲げる式により算出する方法
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	規則別表第3備考1に掲げる方法

鉛及びその化合物	規則別表第3備考1に掲げる方法
窒素酸化物	規則別表第3の2備考に掲げる式により算出する方法